

再犯防止・入口支援 ハンドブック

福岡県立ち直りサポートセンター実践事例集

2021年3月



福岡県

法務省「地域再犯防止推進モデル事業」
（「福岡県立ち直りサポートセンター」における個別支援計画
の策定及び運営に係る助言指導及び支援マニュアル作成）
成果報告書別添資料

目 次

第1章 「再犯防止・入口支援ハンドブック」の発刊にあたって

- 1 はじめに
- 2 福岡県立ち直りサポートセンターの設置・運営
- 3 支援の実際と課題
- 4 このハンドブックをご覧いただいている方へ

第2章 被疑者・被告人に対する入口支援のモデル事例

- 1 CASE 1 戸籍がない高齢のホームレス女性による窃盗事件
- 2 CASE 2 無職の男性による母親への傷害（家庭内暴力）事件
- 3 CASE 3 アルコール依存がある男性による迷惑行為防止条例違反事件
- 4 CASE 4 高齢者施設入居中の男性による施設職員への傷害事件
- 5 CASE 5 高齢の父と二人暮らしをしていた長男による父への傷害事件
- 6 CASE 6 高齢男性による偽計業務妨害（迷惑電話）事件
- 7 CASE 7 薬物依存の男性に対して行った、断薬のための支援事例
- 8 再犯防止・社会復帰支援Q & A
- 9 再犯防止と福祉の領域の接点に関するコラム

第3章 被疑者・被告人に対する入口支援のポイント

- 1 入口支援のパターン
- 2 「福岡県立ち直りサポートセンター」における支援要請受付ルート
- 3 「福岡県立ち直りサポートセンター」の業務イメージ
- 4 「福岡県立ち直りサポートセンター」の支援対象
- 5 依頼ルート別支援の流れ
- 6 入口支援における課題
- 7 支援のポイント（支援事例から）
- 8 今後の課題

第4章 被疑者・被告人に対する入口支援に有用な社会資源

- 1 生活支援に関する社会資源
- 2 就労支援に関する社会資源
- 3 住居確保に関する社会資源
- 4 高齢者の生活支援に関する社会資源
- 5 障がい者の生活支援に関する社会資源
- 6 生活困窮者の支援に関する社会資源
- 7 精神疾患・依存症がある人の支援に関する社会資源
- 8 児童の支援に関する社会資源
- 9 権利擁護・法律相談支援に関する社会資源
- 10 ボランティア活動に関する社会資源
- 11 【参考資料】矯正施設における再犯防止に向けた取組

巻末資料

被疑者・被告人に対する入口支援のツール

（日本社会福祉士会「生活支援アセスメントシート」2016）

第1章

再犯防止・入口支援
ハンドブックの発刊
に当たって

目次

1	はじめに.....	1
2	福岡県立ち直りサポートセンターの設置・運営.....	1
3	支援の実際と課題.....	3
4	このハンドブックをご覧いただいている方へ.....	4
	謝 辞.....	5

第1章 「再犯防止・入口支援ハンドブック」の発刊にあたって

1 はじめに

国は、平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、翌年12月に再犯防止推進計画を策定しました。その中では「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」を重点課題の一つに掲げるとともに、「高齢者又は障害のある者等への支援等」に関し、数多くの具体的施策が盛り込まれています。

こうした国の動きを受けて、福岡県では、平成31年3月に『犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、再犯を防止し、円滑に社会に復帰できるようにするとともに、このような取組みを通じて、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現』を基本理念とする「福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

また、令和元年度から、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」（以下「モデル事業」という。）を受託し、起訴猶予者や執行猶予者等の再犯防止を支援する「入口支援」（以下「入口支援」という。）のノウハウの蓄積、マニュアル作成と、地域における再犯防止支援ネットワークの構築に取り組んできました。

令和元年9月には「福岡県立ち直りサポートセンター（以下「立ち直りサポートセンター」という）を設置し、これまで福岡地方検察庁等が行ってきた高齢者、障がいのある人、無資産・住所不定者、依存症者への入口支援に加え、薬物事犯、性犯罪加害者まで対象を拡大し、支援を行っているところです。

2 福岡県立ち直りサポートセンターの設置・運営

「立ち直りサポートセンター」の運営は、NPO法人「抱樸」に委託しています。「抱樸」は矯正施設等退所者の相談・支援（以下「出口支援」という。）機関である「福岡県地域生活定着支援センター」の運営も受託しています。また、「立ち直りサポートセンター」が作成する支援個別計画に対する専門的助言や対応マニュアルの作成を（公社）福岡県社会福祉士会に委託し、両団体が連携して事業を実施する体制を整備しました。

罪を犯した人の中には、安定した仕事や住居がない、また高齢や障がいで身寄りがない、頼るべき場所もないなどの課題を抱え、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする人が少なくありません。

このような人たちへの「出口支援」については、平成21年度から、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働して行っています。

これに対して「入口支援」は比較的新しい取組みであり、このような困難を抱える被疑者・被告人に対して、福岡地方検察庁においては、平成 29 年度から社会福祉アドバイザーを活用した社会復帰支援が行われています。また、福岡保護観察所においては、平成 30 年度から、福祉サービス等の利用が必要な人への対応に特化した業務を行う特別支援ユニットが設置され、関係機関等と連携して、福祉サービス等の調整、継続的な生活指導などの取組みが行われています。

しかし、こうした支援は、勾留期間（最大 20 日）又は更生緊急保護期間（最大 6 か月）に実施されることとなっており、その後の公的支援制度がなかったことから、「立ち直りサポートセンター」では、支援を必要とする被疑者等が安定した生活基盤を実現するまで「息の長い支援」を行うこととしています。

令和元年版「犯罪白書」によると、令和元年内に検察庁が新規受理した事件総数は 90 万 752 人であり、うち裁判確定は 24 万 5537 人となっています。またそのうち実刑確定者（入所受刑者）は 1 万 7464 人となっています。検察庁段階で受理した件数から見ると、72%以上が裁判確定までには至らず、また 98%以上が実刑にならずに地域社会へ戻っていることとなっています。また同白書では検挙人員中の再犯者率の推移が示されていますが、再犯者率は平成 9 年以降、一貫して上昇傾向となっており、令和元年には 48.8%となっています。

このような状況において、「入口支援」の体制強化は、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組みとして大変重要です（参考：矯正施設への再入所者率は 58.3%（R 元年））。

特に、刑事司法の手続き下における高齢者又は障がいのある人の中には、複雑な問題を抱え、福祉サービスの対象要件を満たしていてもそれにつながるものが困難となっている事例は多いと考えられるため、「出口支援」に加え、「入口支援」の重要性は高いといえます。

「立ち直りサポートセンター」における「入口支援」では、支援の対象者を（i）高齢者、（ii）障がいのある人、（iii）無資産等・住所不定者、（iv）依存症者、（v）「福岡県薬物再乱用対策推進事業」における回復プログラムを受けている者（vi）「福岡県性暴力根絶条例」に定める支援の対象者のうち、福祉的支援を要する者としています。

また、支援要請を受け付けるルートとして、（Ⅰ）福岡地方検察庁、（Ⅱ）福岡県弁護士会、（Ⅲ）「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーター、（Ⅳ）「福岡県性暴力加害者相談窓口」の 4 つのルートを設定し、ルート別に手続き、手法を確立することを目指しました。

3 支援の実際と課題

(Ⅰ) 地検ルート	(Ⅱ) 弁護士ルート	(Ⅲ) 薬物ルート	(Ⅳ) 性犯罪ルート	その他	計
19件	9件	2件	0件(相談のみ)	1件	31件

福岡県立ち直りサポートセンターの支援実績
(支援要請ルート別、令和2年12月末時点)

(i) 高齢	(ii) 障がい	(iii) 依存症	(iv) 無資産・ 住所不定	(v) 薬物	(vi) 性犯罪
8件	16件	8件	17件	5件	4件

福岡県立ち直りサポートセンターの支援実績(対象者の属性別)
※複合要因がある対象者がいるため、合計は支援件数(31件)より多くなる。

「立ち直りサポートセンター」では、令和元年9月から令和2年12月末までに31件のケースを支援していますが、この中では、福祉サービスの利用調整における制約、また連携先、受け入れ先が限られていること等による支援の困難さが見受けられます。

例えば、ネットカフェで生活している人や野宿者などのいわゆるホームレスといわれる人の中には、住所(住民登録)がないなど、福祉サービスを利用しようとしても申請要件である「住所地」要件を満たしていない事例も少なくありません。

また、福祉サービスを利用するためには、利用の要件を満たすことに加え、原則として、サービスを提供する施設・事業所等と利用契約を締結する必要がありますが、身寄りがなく、頼れる人も少ない場合や判断能力に支障がある場合などは、契約時の身元保証人や後見人に適当な人がいないといった問題があります。

このため、支援を必要とする人に適したサービスの利用調整を図ろうとしても、選択肢が限られ、利用が特定の地域、事業所等に偏りがちです。

支援対象者には、長きにわたり不適切な養育環境下で過ごしたことにより、他者との関係を築くことが難しく、支援を拒否する人、薬物やアルコール、性嗜好等の「依存傾向」にある人がいますが、そうした人の中には「支援を受けよう。」という気持ちになるまで時間がかかる人がいます。

また、既に福祉サービスを利用していても、そのサービスが本人の特性にマッチしない、支援者との関係がうまくいかないなどの理由により、安定せず、犯罪に至る事例があります。このような場合は福祉サービスの「つなぎ直し」が必要になってきます。

これらの事例では、対象者が安定した生活基盤を実現するまで、長期間にわたって対象者に寄り添う伴走型の支援が必要です。支援にあたっては、信頼関係に基づく相談相手の存在、孤立を防ぐ見守りなどの環境の整備をはじめ、保健、医療、福祉サービスの適切かつ継続的

な連携が欠かせないことから、地域社会のあらゆる支援機関が長期的な関わりを持つ必要があります。

近年、社会福祉の分野において、地域における人間関係の希薄化や、個人や世帯が抱える生きづらさなどの問題が複雑化・多様化していることが指摘され、多機関連携、包括的な支援体制の構築等に取り組む「地域共生社会」の実現に向けた取組みが進められています。

罪を犯した人が生活再建の段階を経て地域社会の一員となり、再び罪を犯すことがない、つまり再犯に至ることを防ぐためには、これまで更生保護分野において取り組んできた機関や民間の支援者に加え、市町村や社会福祉施設・事業所等が、対象者とその家族を含めた世帯を「生きづらさ、困りごとを抱えた地域住民」として捉え、適切に支援していくことが重要です。そのためには、罪を犯した人への理解を深めるとともに、地域における多機関連携に向け、日頃から協力関係を構築していくことが不可欠です。

現在、法務省「地域再犯防止推進モデル事業」を契機に、本県を含む15の府県・市が入口支援に取り組んでおり、今後はこれらの自治体が相互にその取組みの成果を共有するとともに、未実施の自治体に対して積極的に情報を提供していくことが求められると考えます。

4 このハンドブックをご覧いただいている方へ

「再犯防止・入口支援ハンドブック～福岡県立ち直りサポートセンター実践事例集」は、「福岡県版入口支援」のあり方、方策を検討したものを取りまとめたものですが、あわせて福祉サービスの提供主体である市町村や直接的に福祉サービスを提供する事業所等に所属する関係者の方のための刑事司法手続きにおける対象者支援に係る理解の促進、啓発的な目的をもって作成致しました。

手に取っていただいた方にとって、今後の支援の一助になること、並びに多機関連携の円滑な実施に資することを祈念いたします。

謝 辞

「再犯防止・入口支援ハンドブック～福岡県立ち直りサポートセンター実践事例集」は、福岡県が福岡県社会福祉士会に委託し、同会が事務局となって令和元年9月以降ケース会議やハンドブック作成のためのワーキンググループを重ね、作成したものです。

ケース会議は、各ケースの支援方針や課題解決に向けた方向性の検証などを目的として設置し、入口支援の経験が豊富な福岡県社会福祉士会の会員に委員として御就任いただくとともに、オブザーバーとして、福岡地方検察庁、福岡保護観察所、福岡少年鑑別所（法務少年支援センターふくおか）、福岡県弁護士会にご参加いただきました。

このメンバーでケース会議を開催することで、質の高い検証ができたことに加え、定期的に議論のテーブルに就き、日頃の支援業務について問題意識を共有したり、有益な情報を共有したりするプラットフォームができたことが大きな副産物となりました。

また、ハンドブックの内容については、福岡県内で再犯防止の最前線で活躍されている有識者により構成する「福岡県再犯防止推進会議有識者会議」において御審議をいただき、多くの貴重な御助言、励ましをいただきました。

御指導、御協力いただきました皆様に、この場をお借りして、心から御礼を申し上げます。



ケース会議の様子



福岡県再犯防止推進会議有識者会議の様子

第2章

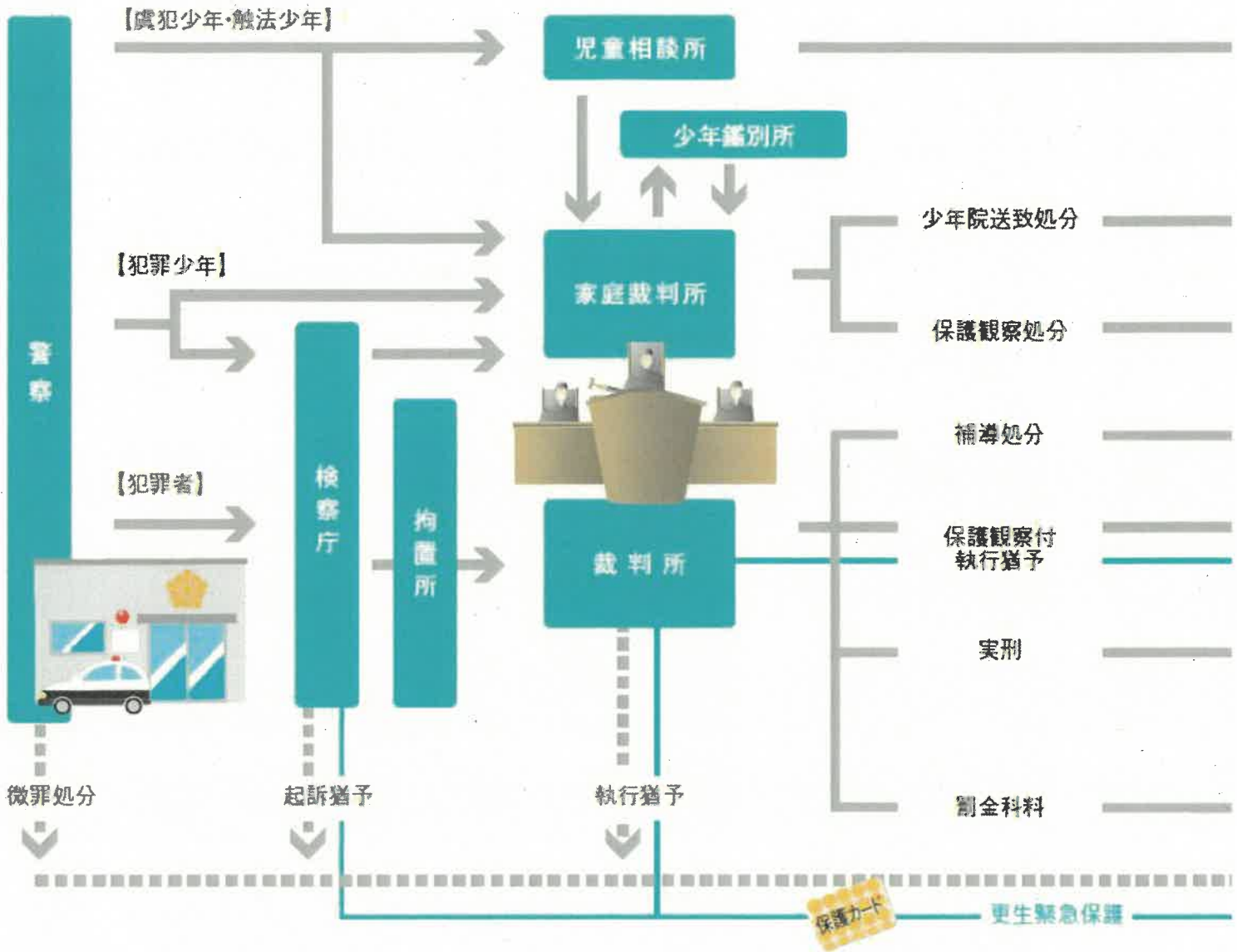
被疑者・被告人に 対する入口支援の モデル事例

この章では、モデル事業を通して実際に支援を行ったケースを元に得られた知見を、フィクションとして組み立てた7つのストーリーに沿って紹介します。

また、入口支援に関する疑問を解決する「再犯防止・社会復帰支援Q&A」、「再犯防止と福祉の領域の接点に関するコラム」も収録しています。

刑事司法の流れについて

(一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会発行『実践ハンドブック』より)



point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

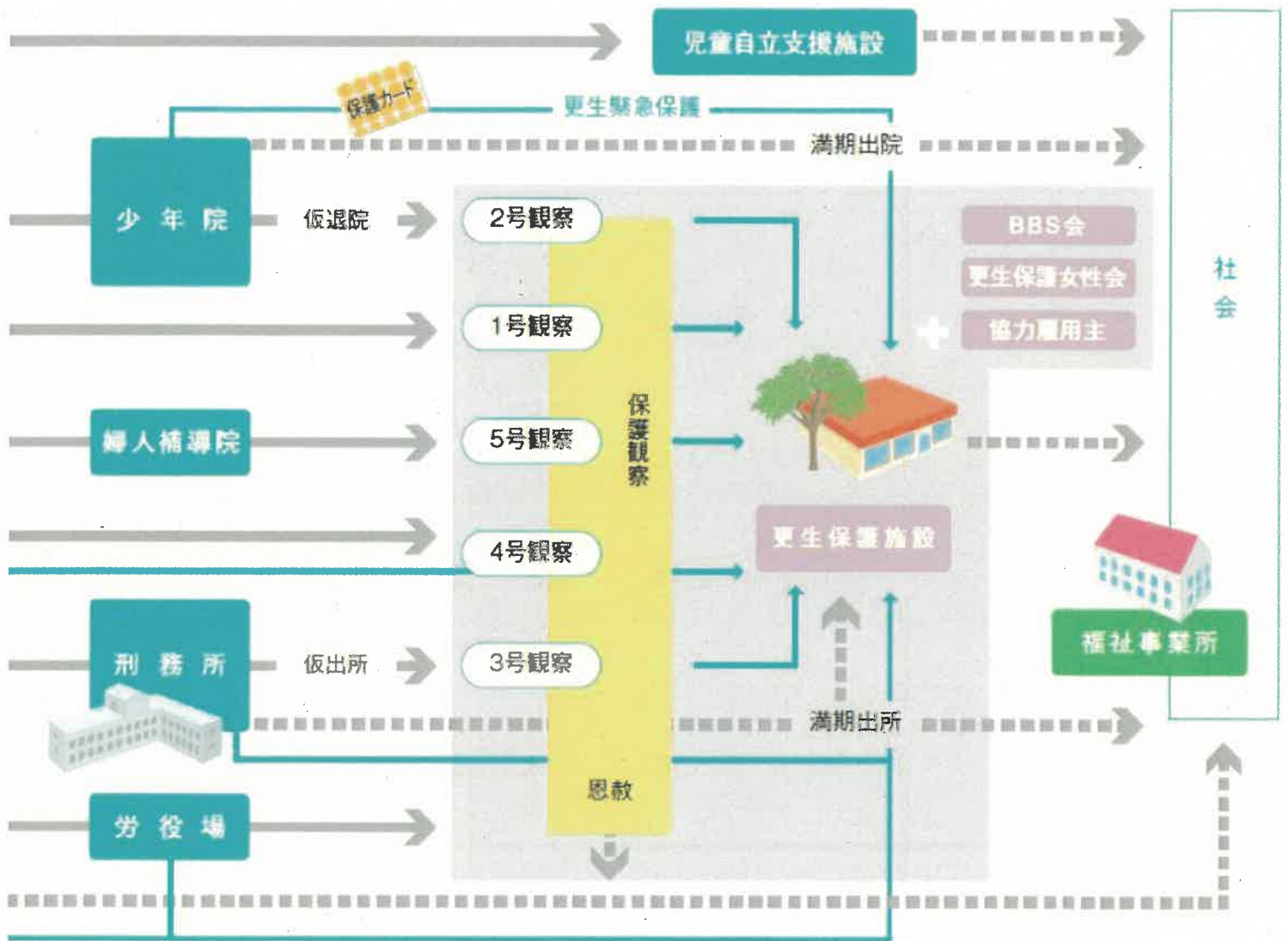
非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（平成20年10月現在）

point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営みながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導支援を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で別の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができることとされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カード」が交付されます。

カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

更生緊急保護の対象者

1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終った者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は料金の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

目次

1	CASE 1	戸籍がない高齢のホームレス女性による窃盗事件	1
2	CASE 2	無職の男性による父親への傷害（家庭内暴力）事件	7
3	CASE 3	アルコール依存がある男性による公然わいせつ事件	13
4	CASE 4	高齢者施設入居中の男性による施設職員への傷害事件	19
5	CASE 5	高齢の父と二人暮らしをしていた長男による父への傷害事件	25
6	CASE 6	高齢男性による偽計業務妨害（迷惑電話）事件	31
7	CASE 7	薬物依存の男性に対して行った、断薬のための支援事例	37
8	再犯防止・社会復帰支援Q&A		43
9	再犯防止と福祉の領域の接点に関するコラム		53

登場人物



【質問する人】福岡さん

地方自治体の職員として働きはじめて1年目。地域福祉担当。
介護サービスを利用している祖母や、身体障がいを持つ知人がいることもあり、以前から福祉には興味があり、勉強も続けているが、罪を犯した人を福祉で支援することについては、疑問を感じたり、わからないことが多いと感じている。



【答える人】博多さん

社会福祉士資格を取得して約20年。
これまでは、主として高齢者施設の相談員や、ケアマネージャーとして仕事をしてきたが、勤務している社会福祉法人が地域生活定着支援センターを受託していることもあり、いわゆる刑余者を支援することも多くなった。
最近では、「入口支援」の重要性を感じ、社会福祉士会や弁護士会などが主催する勉強会にも積極的に参加している。

CASE 1

戸籍がない高齢の
ホームレス女性による
窃盗事件

CASE 【高齢】【ホームレス】／窃盗

1

家出や失踪を繰り返し、その後内縁の夫宅において生活。内夫が死亡したことを契機に、ホームレスとなった無戸籍の80代の女性Aさんの事例

生活歴や事件の背景、概要など

中学を卒業した後、就職して単身生活していたが、長続きせず、再び実家に戻る。その後は生活が安定せず、家出を繰り返し、路上生活を送るなどしていた。

約20年前までは内縁の夫宅で生活していたが、その夫が死亡した後、再び駅周辺で路上生活を送るようになる。その間、相続を機に兄弟が失踪宣告をしたため、戸籍が除籍されていた。

○年×日、ショッピングモールで惣菜や酒を盗んで逮捕され、起訴猶予処分となる。

予め社会福祉アドバイザーや立ち直りサポートセンターの支援を得て、保護観察所へ更生緊急保護の申出をしたことにより、自立準備ホームに入所予定となった。しかし、釈放時、「(路上生活の)仲間に挨拶していない」などと話し、即日の入所を突然拒否した。週明けに再び保護観察所に出向くよう約束したが、その当日、公衆電話から「入所はしない」と連絡があり、その後行方がわからなくなり、支援を一時中断することとなった。その数か月後、再びスーパーで菓子を盗んだとして逮捕されたが、1度目の関わりもあったため、再び立ち直りサポートセンターが関与することとなった。

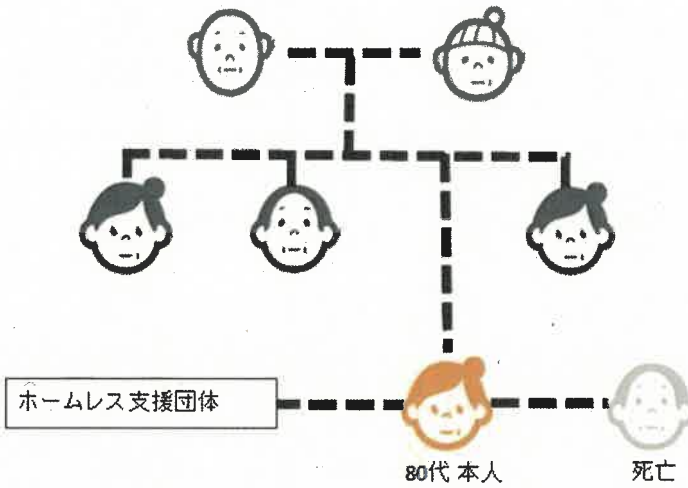
立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 1度目は、本人の意思により支援を拒否されたが、2度目（再犯後）の支援については、逮捕・起訴に関する情報が入手できたため、立ち直りサポートセンターによる支援開始（再開）を早期に決定し、公判中（罰金判決の予定）に、あらかじめ関係機関等との間で情報共有や釈放後の支援についての検討ができた。
- ✓ 2度目の支援においては弁護士とともに拘置所へ面会に行くなど事前に打合わせし、本人のなじみのある駅周辺での居宅生活を目指して支援することとした。
- ✓ 今回は公判請求されたが、罰金刑で釈放されることとなったため、釈放当日には弁護士と立ち直りサポートセンターが拘置所へ出迎えにいき、そのまま市役所へ向かって生活保護を相談・申請した。
- ✓ 当面は無料低額宿泊施設への入所を経て居宅生活を考えたが、短期間とはいえ集団生活に難色を示したため、入居見込みとして生活保護を受けることになった。
- ✓ 戸籍の復籍に関しては、法テラスの民事法律扶助を利用して手続きを行い、失踪宣告取り消しの審判を受けることができた。

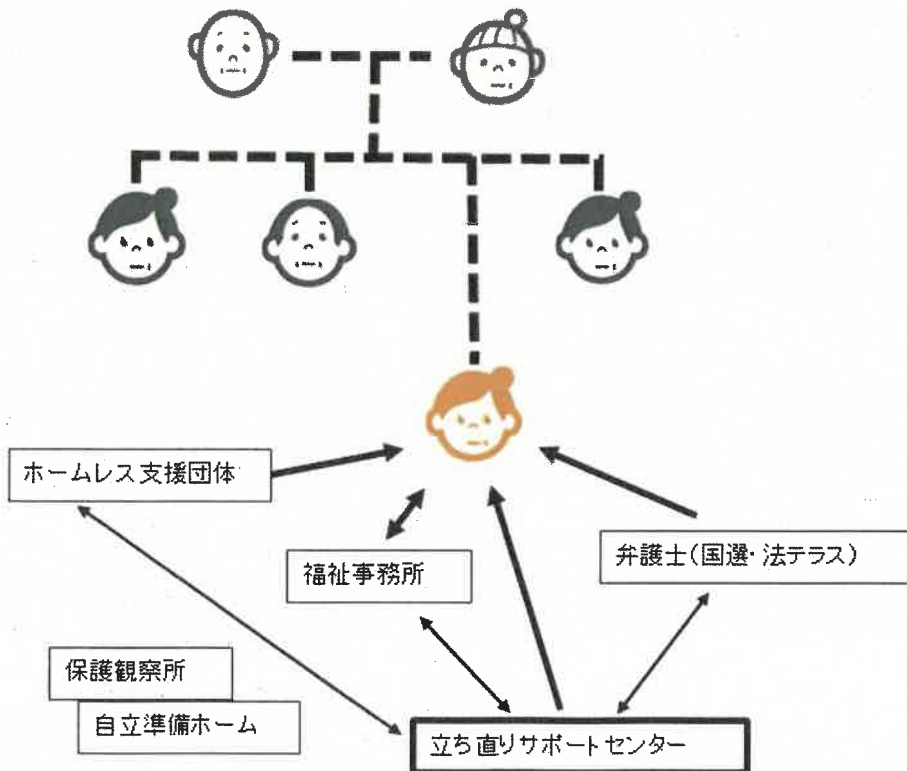


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後





これはもともと検察庁の入口支援ですね。同様のことが繰り返されたわけなんです。



そうそう、1回目の事件は、ショッピングモールで惣菜や酒などを盗んで逮捕されて、起訴猶予となったんだ。

だけど、その数か月後、またスーパーで菓子を盗んで逮捕されたんだ。結局、罰金刑を受け釈放となったんだよ。



一度逮捕されて、また逮捕されたんですね？
これまでどんな生活をされていたんですか？



中学を卒業した後、いったんは就職したけど長続きしなくて、実家にいたり知人宅を泊まり歩いたりしていたんだ。その後、約20年くらいは内縁の夫宅で生活していたんだけど、内夫が亡くなってから、また駅付近で路上生活をするようになったようなんだ。両親も亡くなって、兄弟たちとも疎遠になっているんだ。



ずっと路上生活してきたんですね。
2度の事件の釈放後立直りサポートセンターはどんな支援をしてきたんですか？



まず、1度目は検察庁が社会福祉アドバイザー（※1）の派遣を依頼したんだ。釈放前に、検察庁で本人と面談を行ってAさんの意思を確認したうえで、釈放後一時的な住まいを確保するため、保護観察所に同行したんだ。そして更生緊急保護（※2）の申出を行い、自立準備ホーム（※3）に行ったんだけど、「仲間に挨拶に行きたい」と言って、すぐに住むことを嫌がったんだ。そのあとAさん本人から電話はあったけど、「入所はしない」と伝言を残したきり、音信が途絶えていたんだ。

※1 社会福祉アドバイザー 検察庁からの派遣依頼により被疑者等へ支援を行う。

※2 更生緊急保護 保護観察所が保護観察に付されない執行猶予者等へ援護や保護等を行うこと。

※3 自立準備ホーム 保護観察や更生緊急保護対象者へ提供されるアパート等のこと。



それから数か月して、Aさんが窃盗で再度逮捕されたと、検察庁の刑事政策推進室（※4）から連絡があって支援が再開されたんだよ。

2回目は、まず、担当の弁護士と連絡をとって、拘置所で面会したよ。その後に弁護士と話し合い、自立準備ホームがあるA市よりも、なじみのあるB市で生活することが良いのではないかとということになって、釈放後すぐ、Bの市役所に生活保護の相談・申請に行き、無料低額宿泊施設（以下、施設）に入所して、居宅生活を目指すことになったよ。

1度目の支援の振り返りで、2度目の支援の方向性が検討できたんです



そうそう、Aさんにとっても、2回逮捕され、また支援を受けられるとは思っていなかったみたい。また同じ人物が現れたもんだからAさん自身もびっくりしていたと思うよ。

ただ2回目も釈放時に出迎えに行き、生活保護の申請も弁護士が同行して、どうにか支給決定まで持ち込んだんだけど、本人は規則等を嫌がり施設への入居を拒んでいるんだ。

また施設を定住先としてはいるんだけど、なかなか住み着くことができていないんだ。保護費の支給日には市役所に受け取りに行っているみたいだけど。

長年、ある意味自由な生活を送られてきたんだから、施設にいきなりといっても本人も当然嫌がられますね。



ただ少しずつ態度は軟化してきて、今後も関係機関で情報を共有しながら、根気強く居宅生活へ移行させていきたいと考えているよ。

また、家族が失踪宣告したため無戸籍の状態だったけど、法テラスの民事法律扶助制度を利用し、戸籍の復籍を目指しているよ。

施設への入所は嫌みたいだけど、それでも人との交流を好み、本人なりに約束を守るなど、支援者との関係構築もできつつあるよ。関係機関で情報共有、役割分担しながらの伴走的な支援が必要な事例だったと思ったよ。

※4 刑事政策推進室 福岡地方検察庁の再犯防止・社会復帰支援業務を行う部署。各種情報収集や関係機関との連絡・調整等を行う。全国の地方検察庁に同様の室（班）が設置されている。

【事例の振り返り】

無戸籍のホームレスの女性（高齢者）の事例です。

親族等との関係については不明ですが、長年、ホームレス状態にあった方で事件としては万引き（窃盗）の事例です。検察庁において社会復帰支援の対象者として判断され、社会福祉アドバイザーによる助言の下、更生緊急保護において住居の確保及び立ち直りサポートセンターの支援対象として依頼を受けた事例です。ただこの事例は、1度目は福祉的支援につながらず、再犯、再逮捕後に、再び支援の対象となった事例です。

【支援における留意事項】

ホームレス状態の生活が長期化している、又はしていた人の支援においては、本人が支援を受けようとする気持ちになる、いわゆる動機付けが非常に難しくなってくる場合が多く、このため、本人の申請が必要な社会資源の活用だけでは支援の展開は困難になってきます。本人のそれまでの生活状態、実態を把握したうえで、動機付けを行いつつケースをマネジメントしていくことが重要です。

また、この事例においては、Aさんは家出を繰り返し、仕事が長続きしなかったという情報から何らかの障がいを疑い、その特性に合わせた対応を心掛けることも大切なポイントとなります。まずは、ホームレス状態に至った背景や理由をできる限り詳細に把握することが必要です。これは、その人の特性に応じたコミュニケーションや関わり方のポイントを掴むことにつながりますし、障がい福祉サービス利用の可能性を探ることにもつながります。障がい福祉サービスの受給要件を満たしている場合は支援の選択肢が広がり、複数の機関との連携が可能となります。その意味では、支援の輪を広げていく方法を模索することも重要だといえます。

この事例では、1度目の福祉サービスの調整では、一旦は支援を受ける気になっていたAさんを結果的には支援につなぐことができませんでした。その支援内容について、関わった機関や関係者で評価し、その結果を活用したことで、2度目の支援においては、効果的な関わりができたのではないかと思います。また関わり続ける中でAさんの心理的な面に変化がみられます。弁護士や生活保護のケースワーカーがAさんの事情に寄り添った対応をしており、そうした周囲の関わりがAさんに変化をもたらしているといえます。Aさんの特性を理解し、継続的に関わる伴走的な支援が効果につながった事例であると思います。

さらに、Aさんは親族によって失踪宣告がなされており、無戸籍でした。住民票がないケースはよく見られますが、無戸籍は稀なケースです。幸い今回は、法テラスの民事扶助制度を活用して、家庭裁判所に対し失踪宣告の取消しを請求することができました。特に刑事司法の分野における福祉的支援においては、法律の知識が必要な場面があることから、弁護士など法律の専門家からの助言を受けられるようにすることは大変重要です。

冒頭にAさんは親族とは疎遠という状況が紹介されていますが、戸籍が復籍すると、戸籍をたどって親族との接触が可能となり、Aさんとの関りに家族を巻き込むことができれば、更に支援の選択肢が広がるかもしれません。

CASE 2

無職の男性による

父親への傷害

(家庭内暴力) 事件

CASE 【障がい】【無職】／傷害

2

父親への暴力で逮捕され、同居家族は勾留中に分離保護されたが、一人残されることとなった20代男性のBさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

2人兄弟で弟は軽度の知的障がい及び精神障がいがある。また父は身体障害者手帳を所持しており、母は末期がんで自宅療養中であった。本人は福祉施設等での就労経験もあるが、なかなか長続きせず、日頃から父親からは働くよう言われていた。

これまで複数の精神科病院やクリニックの通院・受診歴があるが、中断しており、統合失調症、自律神経失調症等の保険診断（※5）はあるが、確定診断はなかった。

父親との口論から暴行に至り、足蹴りして約10日間のケガを負わせ、父親が市の高齢者虐待相談機関に相談したことで逮捕された。



立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 検察庁は起訴猶予見込みであったため、釈放後の住居確保を含む生活環境の調整、家族関係の調整を目的に、釈放に向けて社会福祉アドバイザーの派遣を依頼した。
- ✓ 釈放にあたり保護観察所と連携して更生緊急保護の手続きを行い、自立準備ホームへ入所した。また、本人が逮捕・勾留されている間に、両親は市の高齢者福祉担当、弟は障がい者基幹相談支援センターの支援により、それぞれ住宅を確保（分離保護）できた。
- ✓ 自立準備ホーム入所中に生活保護申請（医療扶助（単給）（※6））や精神科の受診を再開したが、精神症状が落ち着かず、障がい福祉サービスによる就労支援を受けるまでに時間がかかった。
- ✓ 本人は、家族と関係を修復したいという希望もあったが、家族間の感情はもつれていない。
- ✓ 現在は、自立準備ホームからグループホーム（共同生活援助）（※7）に移り、日中は就労継続支援B型事業所（※8）に通所している。逮捕前から多くの関係機関が支援に携わっていたからこそ、分離保護がスムーズに進んだが、本人に対する支援はなく、今回の事件を機に各種サービスにつながるようになった。精神症状に波があるが、生活のペースも整いつつある。

※5 保険診断 正式な診断ではなく保険請求上の診断のこと。

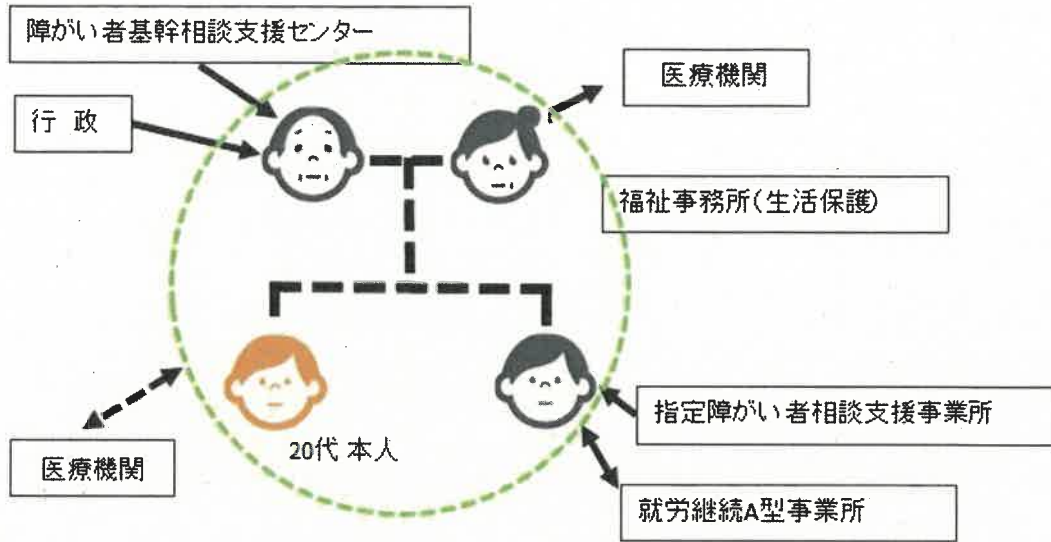
※6 医療扶助（単給） 生活保護法は他法他施策優先のため、更生緊急保護対象者が医療扶助のみ受給する場合がある。

※7、8 共同生活援助・就労継続支援B型事業所 いずれも障害者総合支援法によるサービスであり、更生緊急保護対象者が活用する場合がある。

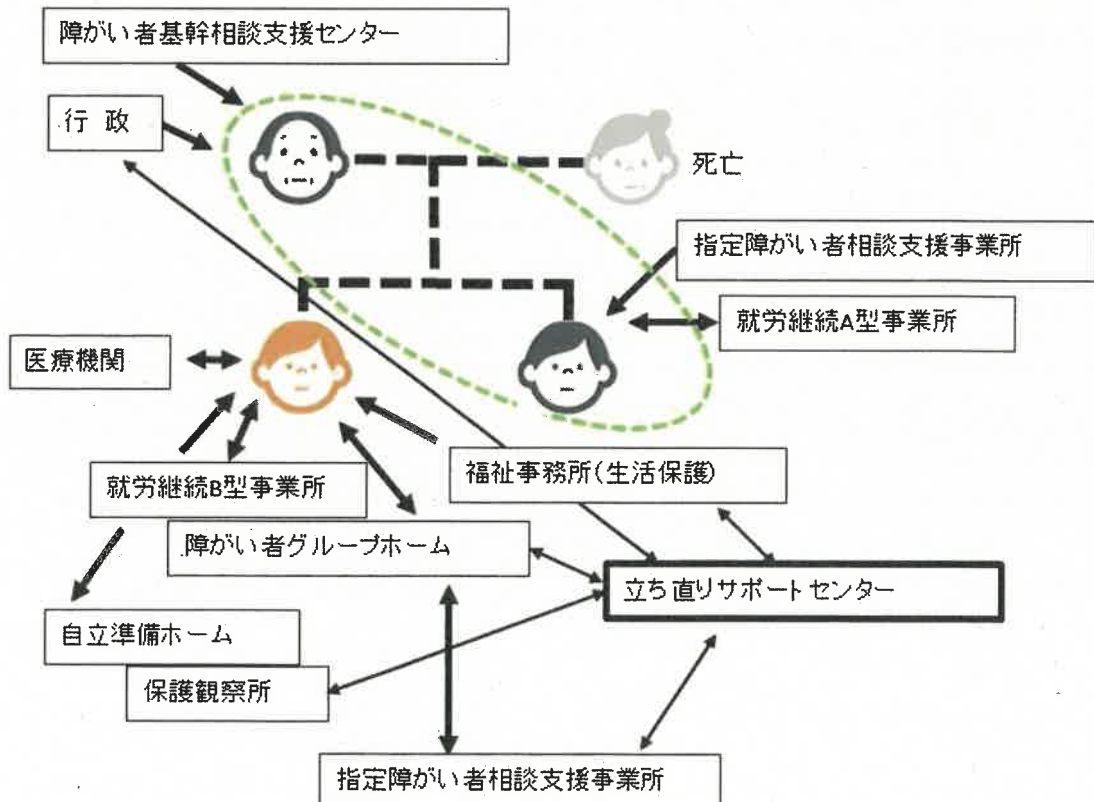


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



どんな事件だったんですか？



父親を足蹴りにして、ケガを負わせたんだけど、その後父親が市の高齢者虐待に対応する相談機関に相談したことで逮捕されたんだ。
逮捕されるまでに何度も、父親や母親に暴力をふるっていたみたい。



自分のお父さんを？ 他に家族はいなかったんですか？
これまでどんな生活をしていたんでしょうね？



父親は身体障がい者（視覚障がい）でまた母親は末期がんで療養中だったんだよ。弟は軽度知的障がい、精神障がいがある。

本人の話では、幼い頃から母親から暴言や暴力を受け続けてきて、自身の心の傷になっているということだった。父親は母親の言いなりで、弟は兄の暴力を怖がって何もできなかったようだね。

だけどももちろん、暴力は悪いことだし、家の中はかなり前から険悪な状態だったみたい。母親の医療費などもかさんでいたし、その他の借金など、いつもお金に困っていたとも話していたね。



家族全員に支援が必要なケースだったんですね。
またどんな支援をしたんですか？



住居の準備と家族関係の調整をする必要があったから、検察庁は社会福祉アドバイザーの派遣を依頼したんだ。

その上で、釈放後も長期的な支援が必要との判断から、立ち直りサポートセンターに支援依頼があり、保護観察所と連携して更生緊急保護の手続きを行って、自立準備ホームへ入所を支援したよ。



家族関係の調整って？





本人以外の家族に支援している機関があったから、本人が逮捕・勾留されている間、その関係者と連携を図りながら家族もそれぞれ住まいを確保するなどの支援が出来たよ。

つまり、暴力を振るった加害者側だけでなく、被害者も含めた包括的な支援を行ったってことですね。



そうそう、市の高齢者虐待に対応する相談機関と障がい者基幹相談支援センターは障がい者虐待防止法（※9）に基づいて介入して両親と弟を支援、立ち直りサポートセンター等は加害者であり、障害者虐待防止法においては「養護者」でもあるBさんの支援を受け持つことで役割分担をしたってわけ。

またBさんの支援としては、自立準備ホーム入所中に生活保護申請(医療扶助)や精神科の受診を再開したけれど、精神症状が落ち着かず、障がい福祉サービスによる就労支援を受けるまでに時間がかかったんだ。

本人は、家族と仲直りしたい希望もあったけど、家族のBさんに対する感情は悪く、母親の葬儀にも参加できなかったんだ。

現在は、自立準備ホームから障がい者のグループホーム(共同生活援助)に移り、日中は就労継続支援B型事業所に通所しているよ。



今回の事例では、Bさんの逮捕前から、Bさんの家族には多くの関係機関が支援に携わっていたからこそ、住居の確保等がスムーズに進んだんだ。

Bさんも本来福祉の支援が必要だったのに、支援を受けるきっかけがなかったんだけど、今回の事件を機に福祉サービスにつながることになったんだ。

Bさんは今でも精神症状に波があるけれど、精神科受診を継続しながら、就労支援事業所に通所していて、生活のペースも整いつつあるよ。

※9 障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」）

国や地方自治体、障がい者福祉施設従事者等に障害者虐待防止等の責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者への通報義務を課す。

養護者による虐待防止に資する支援（養護者支援）の措置等も明記された。

【事例の振り返り】

今回の事例はBさん自身も障がい有しており、その家族も支援が必要な状態で、加害者、被害者と区分はされますが、世帯全体に支援が必要だった事例です。

事件発生後、被害者側となったBさんの家族は障害者虐待防止法に基づき、市の障害者虐待対応部署が中心となって介入できましたが、加害者で「養護者」でもあるBさんについてはなかなか支援につなぐことができませんでした。

今回の逮捕・勾留をきっかけに社会福祉アドバイザーや立ち直りサポートセンターが関与し、市の障害者虐待対応部署と連携しながら、Bさんを福祉サービスにつないだ事例です。

【支援の留意点】

いわゆる多問題家族の事例です。今回の事例においては、世帯構成員の全員が困難を抱え、支援の対象となり得る状態であり、そこに関わる支援機関がそれを認識し、十分な連携を行えたかが1つのポイントです。

困難を抱える当事者に問題意識がない、家族など世帯の構成員が問題意識を共有していない等のイン・ボランタリー（自発・積極性が無い）の場合、ある種のきっかけがなければ、介入が難しいのですが、今回の事例は、Bさんの逮捕・勾留をきっかけに、世帯に介入でき、全員が支援につなぐことができたケースです。

Bさんの世帯のように世帯全員が支援を必要とする場合は、様々な角度から支援を検討し、コーディネートする必要があるため、関係機関の情報共有が欠かせません。

支援機関がそれぞれの視点でアセスメントを行い、支援対象者に個別に働きかけつつも、世帯を一つの構造（システム）として捉え、世帯に関わる機関と連携しながら包括的な支援を行っていくことが重要です。

この事例では、Bさんを加害者であり、養護者でもあるという複数の視点から捉え、「障害者虐待防止法」を適用し、市の障害者虐待対応部署が中心となって支援のコーディネートを行いました。Bさんへの養護者支援については、「入口支援」における社会福祉アドバイザーや立ち直りサポートセンターと情報を共有しながら協働し、それが効果をあげた事例といえます。更生保護施設などを活用し、Bさんとの信頼関係を作り、Bさんが自分の生活を変えようという気持ちになってもらうようにしながら、福祉サービスの利用へと導くことができました。

また、Bさんは、数年前に精神科の受診歴があり、統合失調症や自律神経失調症等の診断は受けていたものの、確定診断までには至っていません。Bさんには「精神科を受診する」という動機付けがあつたにも拘らず、何らかの理由で、継続治療ができていませんでした。

この時点で、Bさんの家族に関わっていた機関等が世帯の抱える問題に気づき、行政や医療機関、民間団体等と連携して対応していたら、Bさんを障がい福祉サービスにつなぐことができ、家族との関係悪化を防ぐことができたかもしれません。

行政を含め福祉サービスに携わる機関が日頃から支援対象者の世帯全体の状況を確認し、問題を発見した場合は、関係機関へつなぐ、連携するという視点を持つことは犯罪の未然防止の観点からもとても重要なのです。

CASE 3

アルコール依存がある

男性による

公然わいせつ事件

CASE 【障がい】【性犯罪】【依存症】／公然わいせつ

3 飲酒に伴う傷害や性犯罪で多数回の逮捕歴があり、これまで矯正施設からの出口支援を受けていたものの、今回も同種事件に至った60代のホームレスCさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

Cさんが幼少時に父親は他界し、生活保護を受給して生活をしていた。Cさんは知的障がいの診断を受けており、中学校卒業後は母親が働いていた飲食店でともに働いていた。

20代初めに母親が他界して以降、兄弟とも疎遠になり、飲酒量が増える。40歳頃より飲酒のうえで傷害やわいせつ行為を繰り返すようになった。

飲食店の他、土木作業等の経験もあるが、いずれも長続きしていない。療育手帳（B1）を所持しており、これまでアルコール依存症での入院歴もある。

これまで刑務所出所後は路上生活となることが多く、ホームレス支援団体や地域生活定着支援センターが支援してきたが、支援を拒否するなど、福祉サービスの利用調整になかなかなじまず、同様の犯罪を繰り返す状態であった。

今回も飲酒のうえで女児の面前での公然わいせつ事件で逮捕された。



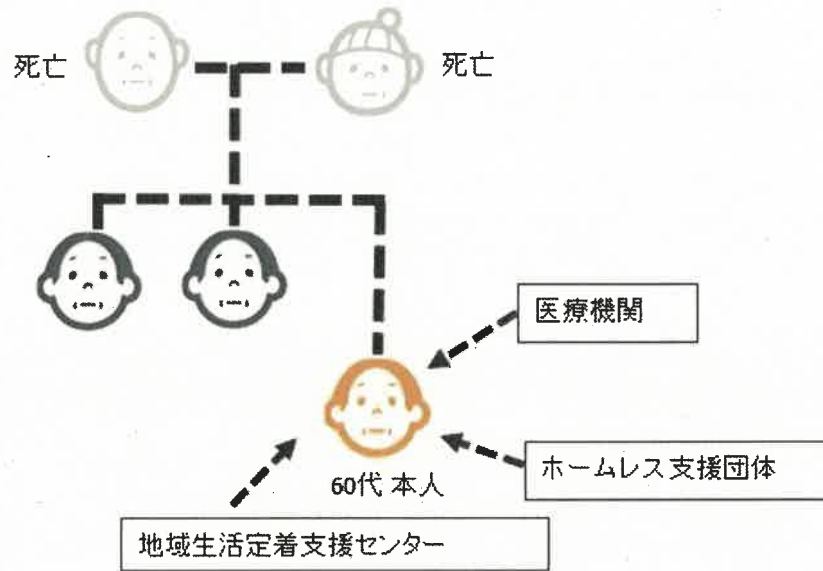
立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 検察庁から社会福祉アドバイザーに依頼があり、Cさんに対する福祉サービス利用調整が行われる。起訴猶予での釈放前に、本人に対しての面接及び関係者との連絡調整が行われた。釈放後も引き続きコーディネータとしての役割が必要と判断され、立ち直りサポートセンターに支援依頼が入る。
- ✓ 釈放後、社会福祉アドバイザーが出迎え、無料低額宿泊施設に1日入所した後、精神科病院に入院となった。
- ✓ 検察庁における支援の段階で既に障がい者入所支援施設から入所の内諾を得ており、入院中に障害程度認定区分調査を終えることができた。
- ✓ 不満を溜めやすく、被害的感情を抱きやすいため、これまでも関わりのあったホームレス支援団体職員が定期的に面会に出向いていたが、入院生活に耐えられず、市外の精神科病院に転院することとなった。
- ✓ その後、障がい者入所支援施設に入所となり現在に至る。入所から数か月経ったが、施設において生活を送ることができている。

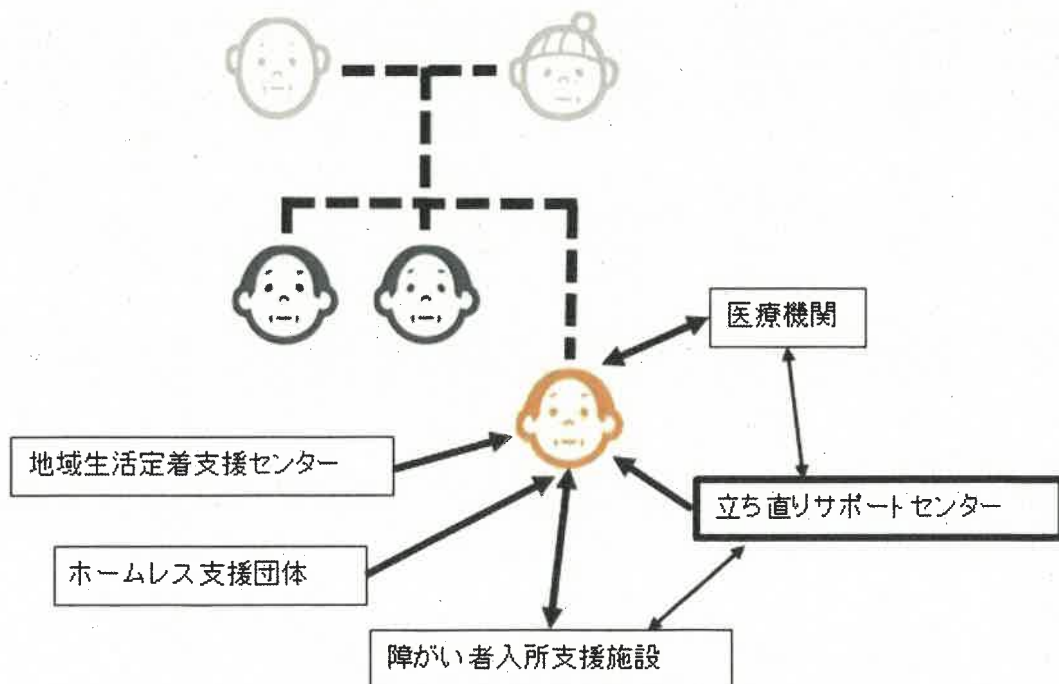


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



公然わいせつ？どんな犯行だったんですか？



お酒を飲んでいる状態で女の子（児童）に声をかけて、自分の服を脱いでしまったという事件なんだ。

これまでも性犯罪での逮捕・受刑歴があり、今回も似たような事件。いわゆる累犯という事例なんですね。



そうそう。いわゆる「累犯の触法障がい者」という事もあって、これまで地域生活定着支援センターが対象とする刑務所からの特別調整（※10）対象者にもなっていたんだけど、本人は犯罪を繰り返すことに問題意識が乏しくて、支援についても思い通りにならないことがあると、すぐに逃げ出して路上生活に戻ることを繰り返したりしていたのよね。



Cさんは、知的障がいがあり、療育手帳を所持していたから、これまで依存症の心理プログラムを受ける機会があったけれど、それを十分に理解することが難しかったみたいだね。
それで結局、同様の事件を繰り返しているんだよね。

難しい事例ですね。
そんな方をどう支援したんですか？



※10 特別調整

生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。



釈放後は社会福祉アドバイザーが迎えに行き、A市の無料低額宿泊施設に1日入所した後、B市内にある精神科病院に入院となったんだ。

また釈放前から障がい者入所支援施設から入所の内諾をもらって、精神科病院へ入院している間に障害程度認定区分調査を終わらせたんだよ。

でも、本人はその病院では入院生活に耐えられず、C市にある違う精神科病院に転院することになったんだ。その転院の手続きは、立ち直りサポートセンターが行ったんだ。そのあと、数か月して障がい者入所支援施設に入所しているよ。

うまくいったんですね。

でもこれまで支援を拒否していた人が、今回はなぜ病院や施設への入所などに同意したんですかね？



これまでは本人の特性もあって、生活保護や障がい福祉サービス等の継続的な利用には至らなかったけど、今回、検察庁が社会福祉アドバイザーを派遣し、立ち直りサポートセンターの支援対象者となったことで、Cさんに支援の必要性を丁寧に説明し、理解してもらいながら、精神科病院で治療するといった環境を整えることができたから、どうにか施設入所に同意してくれたみたい。

長い間Cさんの支援を続けてきたホームレス団体の職員ができる限り本人の意向に沿うようきめ細かい対応をして、信頼関係を築けているから、現在までどうにか入所生活が継続しているんだよ。

【事例の振り返り】

今回の事例は、同様の事犯を何度も繰り返す累犯障がい者の事例です。学童期に知的障がいという認定を受け、母親という養護者が亡くなった以降、アルコールの過度な飲酒に加え問題行動が繰り返された事例です。少なくともこれまで何らかの支援を受けていたはずですが、なかなか安定せず強制わいせつや公然わいせつ等の行為で受刑を繰り返していました。今回は以前、矯正施設から出口支援で関わった地域生活定着支援センターと医療、福祉及び司法との緊密な連携により福祉サービスの利用に至った事例です。

【支援における留意点】

Cさんは幼少期に父親を亡くし、母子家庭で育っています。母親は仕事をして生計を支えつつ、複数の子どもの育児を行っており、知的障がいのあるCさんに適切に関わる時間が少なかったかもしれません。その母親が亡くなると同時に、Cさんの問題行動（飲酒、わいせつ行為等）が表出しており、母親の死が引き金となって、自らの衝動性に抑制が効かなくなった可能性もあります。

事例では「累犯の触法障害者」という言葉が出てきます。これは犯罪を繰り返す障がい者を指すもので、こうした事例では当然、再犯を防止することに重点が置かれることとなりますが、そのためには、そもそもの生きづらさである「障がい」の部分に着目することが必要です。

具体的には、「知的障がい」という特性に合ったコミュニケーションを行い、信頼関係の構築を図りつつ、飲酒問題や性的衝動へ介入するなど、本人の抱える障がいや依存症へのアプローチが必要になってきます。今回の事例では、「知的障がい」への対応として、障がい者入所支援施設の利用を調整し、「依存症」への対応として、精神科病院へ入院して治療するという支援を行っています。

また、Cさんのように長期間適切な介入が出来ないまま生活していた場合は、本人に生活を変えようという気持ちになってもらうことが難しいため、支援が思うように進まないことがあります。

Cさんはこれまで地域定着支援センターの支援を受けていたにもかかわらず、再犯を繰り返していました。そのCさんが今回、施設への入所に同意したのは、検察庁などの司法や社会福祉アドバイザー、立ち直りサポートセンターといった複数の機関が役割分担を行いながらCさんに対応したことで、Cさんの興味や意欲を引き出したのではないかと考えます。

Cさんのように支援を拒否するケースでは、あきらめずに関わり続けることが必要であり、そのためには支援者が息切れしないよう、複数の人数で支援チームを組む、あるいは複数の機関が役割分担をしながら連携して対応することが重要となってきます。

今後もCさんには問題行動があると想定されますが、その際には本人の特性に応じたコミュニケーションを図りながら、支援ニーズを聴き取り、Cさんの意向をできる限り尊重した対応をすることで、Cさんとの信頼関係を構築する。そして、支援の必要性について丁寧に説明する。これを繰り返すことがCさんの「安定した生活を送りたい。」という意欲を高めていくこととなり、再犯の防止につながっていくと考えます。

CASE 4

高齢者施設入居中の
男性による施設職員への
傷害事件

CASE 【高齢】／傷害

4

高齢者施設内でのトラブルから傷害事件を起こし、逮捕・勾留後は更生保護施設へ入所したものの急逝された80代のDさんの事例

生活歴や事件の背景、概要など

妻が高齢者施設に入所した後、自身も自立型の高齢者施設に入所する。

当初より、職員の話の間かず、様々な公的機関に出向いて施設の不満を訴えたり、担当のケアマネージャーを呼びつけては、一方的に暴言を吐くなどしており、施設でのトラブルも多かったとのこと。

妻との間に子どもはなく、Dさんはもともと工場を営んでいたようであるが、施設の職員の話によると親戚間の金銭トラブルもあったようである。

今回の事件では、何らかのトラブルで施設職員と口論の末揉み合いとなり、また他の職員も叩くなどして、打撲傷を負わせたということで逮捕・勾留され、結果、罰金刑を受けた。

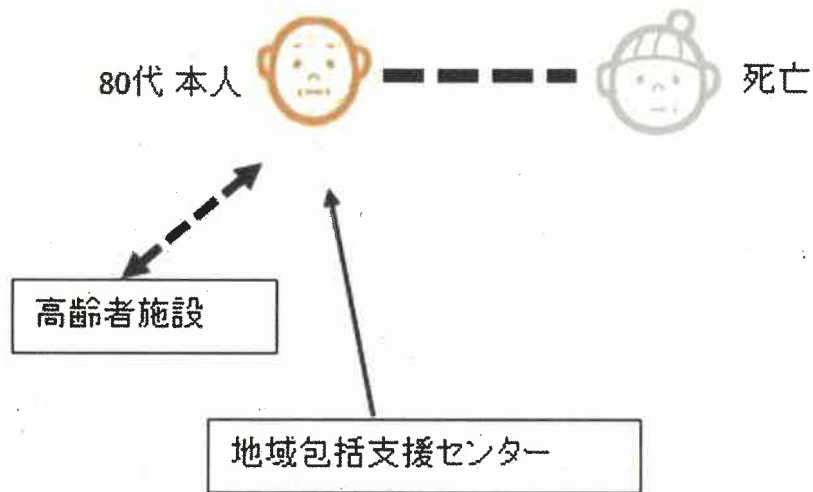
立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 検察庁は、施設に戻れず行き先がない高齢者の支援のため社会福祉アドバイザーの派遣を依頼した。Dさんは高齢であり、受入先の調整だけでなく、その他の支援も想定されたことから、立ち直りサポートセンターに支援の依頼が入る。
- ✓ Dさんは要介護認定において「要支援1」であったが、身柄拘束によるADL (Activities of Daily Living：日常生活動作の略)の低下が著しく、自立準備ホーム入所直後に介護程度区分変更手続きを行った。
- ✓ 要介護認定の結果「要介護1」となり、自立準備ホームから住宅型の有料老人ホームへ移ることとなった。
- ✓ 新たに入居した施設では、スタッフや他入所者とのトラブルもなく、穏やかに過ごされ、ここの施設で生活することを希望していたが、持病であった悪性リンパ腫の検査の翌朝に急逝した。事前に永代供養の話も聞いていたことから、施設職員と連携し、葬儀から納骨まで済ませることができた。
- ✓ 事件による介入後、以前のようなトラブルは一切見られず、立ち直りサポートセンターや施設の職員には今後の生活や持病の不安などを吐露されており、精神的なフォローも大変重要な役割であることを認識させられた事例だった。

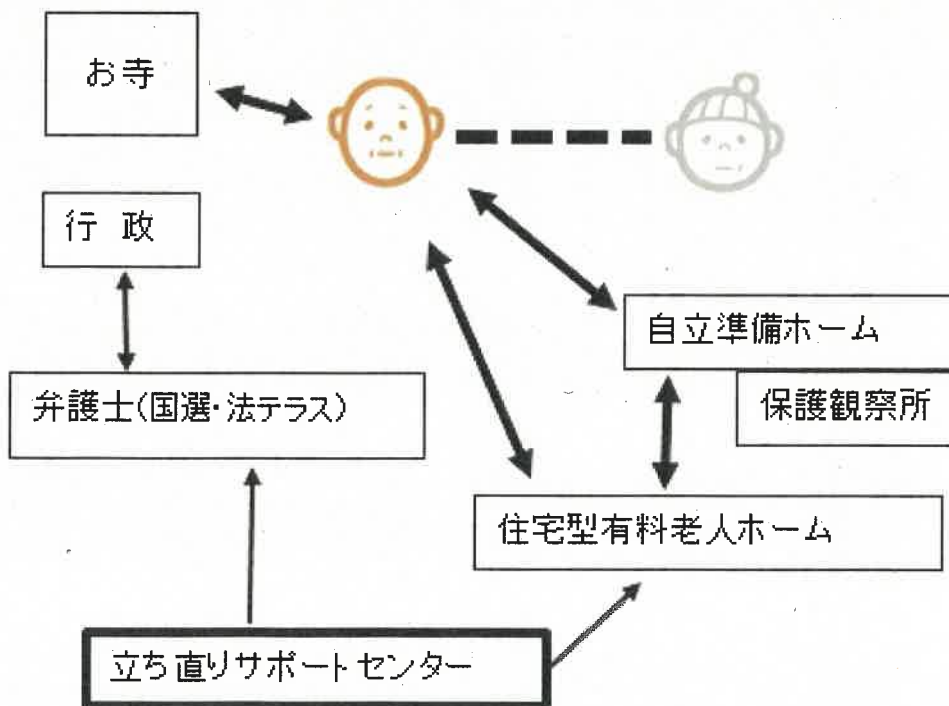


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



80歳代と高齢の対象者で結果的に直接の支援よりも、亡くなった後の支援が中心になったんですね。



そうそう、もともとは釈放時から、どのような支援がDさんにとって良いのか考えていたけど、要介護認定の区分変更の判定が出た後、すぐに亡くなられてしまってね。

釈放された当日に、Dさんから永代供養の話をお偶然聞いていて、その時は「わかりました」と笑顔で返事をしていただけで、病状が急変して亡くなって、支援者は皆とても驚いたと思う。

それは突然でしたね。でもよく「永代供養」の話題



誰も知らなかったみたい。

それと、自立度が高い高齢者の施設では珍しくないようだけど、入居者がどこの病院に通って、どんな薬を服用しているのかスタッフが把握できないことがあるみたい。

永代供養のお寺のご住職は、持病のこともご存じだったので、配偶者の方が亡くなった後、Dさんにとって唯一の心のよりどころだったみたいなんだ。



それから釈放後、ひどくADLが低下していたのには驚いたね。以前の施設の方の話では、元気いっぱいというイメージだったのに。

面接という限られた場面では、日常生活場面の様子がわからないということもあるだろうし、今回、逮捕・勾留されたことが心身に影響したということも考えられるよね。



今回、住宅型の有料老人ホームに入る際には、自立準備ホームの職員とすごく連携が図れていたんだ。

Dさんへの対応方法などについて、関係機関でケース会議を開催し、Dさんに関する情報を詳細に共有したから、ホームの職員はDさんと良好な関係を築けたし、ADLの急激な低下にも対応できたんだ。

そして、亡くなった後の葬儀から納骨までも、支援者間で連携して、スムーズに済ませることができたと思う。



それと、Dさんは立ち直りサポートセンターの職員に自分が死んだ後の生活や病気について、不安だって気持ちを話しているんだけど、落ち着いた生活を送ってもらうには、そんなDさんの気持ちに寄り添いながら心理的なケアをすることがとても大切だなって、改めて感じたんだ。

支援対象者の気持ちを想像して対応するって大事なポイントですよ。

Dさんが亡くなった後の手続きってどうなったんでしょうか。まだ残っているのかな。



Dさんの財産管理、遺産相続が残っているね。亡くなった後、財産は一旦市役所が保管することになって、今回の事件で国選の弁護士になっていた方が財産管理人になってくれているんだ。

色々な人たちが役割分担して、Dさんに関わっているよね。

【事例の振り返り】

高齢者施設に適応できずトラブルに陥り、事件が発生。高齢のため、釈放後の生活環境調整が必要になった事例です。検察庁から社会福祉アドバイザーに派遣の依頼がありましたが、福祉サービスの利用調整に時間がかかる見込みだったため、立ち直りサポートセンターへ支援依頼が行われました。

この事例では、Dさんは高齢者施設へ入居し、その後亡くなるまで、安定して生活することができており、司法と福祉が連携したことで切れ目のない支援が実現したケースと言えます。

今回の事件の国選弁護人がDさんの死後の手続きを担ってくれるなど、弁護人との連携もスムーズに行われました。

【支援における留意点】

この事例は高齢者施設内でのトラブルが事件化したものです。Dさんは施設に入所した当初から職員や他の入所者との間でトラブルがあり、施設も対応に苦慮していたようです。福祉施設の多くは入所者との契約に基づく利用となっているため、契約事項（約款）に違反した場合、今回のように契約が解除され、戻ることができなくなります。入所型福祉施設においては、入所契約時に、身元保証人や緊急連絡先を確認しておくことが一般的ですが、今回の事例では、Dさんは心身ともに自立していたため、確認されていませんでした。釈放後の引き受け人が不在であることから、住居の確保とその他の生活環境調整が必要ということで検察庁の支援を受けることとなりました。

Dさんは釈放後に入所した高齢者施設ではトラブルを起こすことはなく、安定して生活できていたようです。これまでの人生について振り返り、自分の死後の不安について話していたようですが、妻に先立たれ、子どももいない状況から、対人トラブルの背景にはDさんの寂しさや孤独感があったのではないかと考えられます。逮捕・勾留の時間が本人の意識を変えた可能性は否定できませんが、トラブルメーカーと捉えられる人も、その背景には何らかのSOSや他人との関りを求める気持ちが隠れているかもしれず、それに気を付けながら支援することが重要です。

また、釈放後、Dさんの身体機能の低下が確認されたことから、介護認定において介護区分の変更が行われました。これは、Dさんの今後の住居に適した施設は何かを考え、その利用を想定した動きとなっています。身体機能の変化に伴い必要な介護サービスの利用ができるよう調整されたことがDさんの支援ニーズにマッチしたと思われる。

この事例では、Dさんの生前の意思が偶然確認でき、看送ることまでできました。国選弁護人に財産管理、死後の事務処理をお願いできたことも、今回の支援が円滑に進んだ理由の一つであると言えます。

CASE 5

高齡の父と二人暮らしを
していた長男による
父への傷害事件

CASE 【障がい】【依存症】／傷害

5

高齢の父と二人暮らしをしていた長男による傷害事件。
いわゆる8050問題が連想される40代のEさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

仕事の都合で全国を転勤していた父親は、Eさんが幼少の頃から自宅で飲酒のうえ、母親へ暴言を吐く、暴力をふるうなどしていた。Eさんが高校を卒業した頃に、母親が他界し、父親と二人暮らしになるが、その頃から動悸や呼吸困難等の症状がみられるようになり、心療内科に通院するようになる。30代前半頃までは派遣社員として働いたり、知人の仕事を手伝ったりしていたが、長続きしていない。約10年前から自宅内に引きこもり、その頃から父親との力関係は逆転し、父親への暴力が始まり、今犯に至る。

父は高齢により退職後、在宅時間が長くなっていくところ、もともとあった飲酒癖が悪化し、地域包括支援センターが中心となってアルコール依存症治療の医療機関入院を調整したり、家庭訪問したりするなどの支援を行っていた。

Eさんは今回、傷害罪で逮捕され、起訴猶予で釈放されたが、高齢者虐待防止法に基づき、父親とは隔離する措置を行っていたことから、自宅に戻れなくなり、今回の支援要請に至った。



立ち直りサポートセンターの支援（検察庁ルート）

- ✓ 検察庁から立ち直りサポートセンターに依頼があり、釈放時、保護観察所への出頭と同席する。
- ✓ 事件を理由に、元の自宅には戻れず、早急に住まいを調整する必要があったため、更生緊急保護を申し出て、自立準備ホームに入所することになった。
- ✓ また長年通院していた心療内科の主治医は、自立支援医療制度（※11）や障害手帳の手続きに必要な診断書の作成経験がなく、手続きを担当するスタッフも不在だった。このため、Eさんは医療・福祉の行政サービスにつながっていなかった。
- ✓ Eさんの主治医へのこだわりは強かったが、説得し、何とか別の精神科病院にかかりつけ医を変更し、そこで「発達障害」の診断を受けた。しかし、診断を受けたことにより利用可能なデイケアや訪問看護、障がい福祉サービスの各種サービス利用を拒否するなど、何かと理由をつけて、新しいことに挑戦することを嫌がった。
- ✓ コーディネーターとの信頼関係の構築も難航したが、自立準備ホーム入所中（6か月間）の間に信頼関係が構築できたことで事態が好転しはじめる。退所後は、単身生活をはじめ、精神科病院への通院も継続中。就労継続支援B型事業所に通所できる段階まで準備が進んでいる。

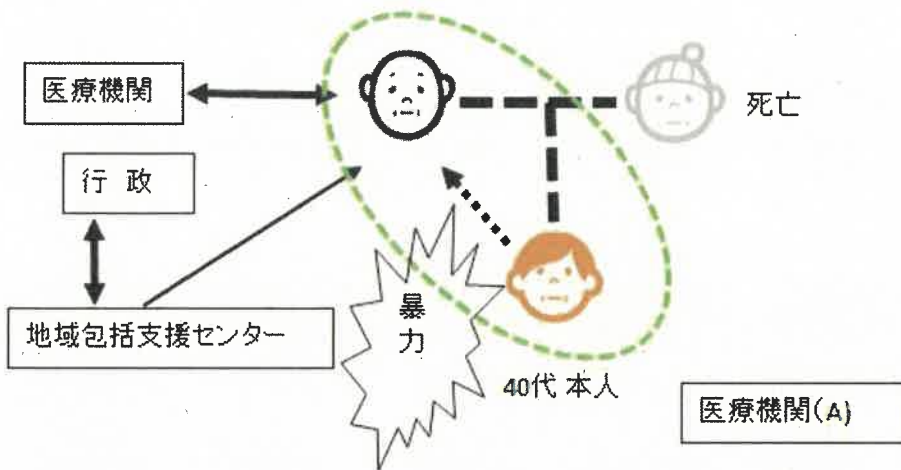
※11 自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

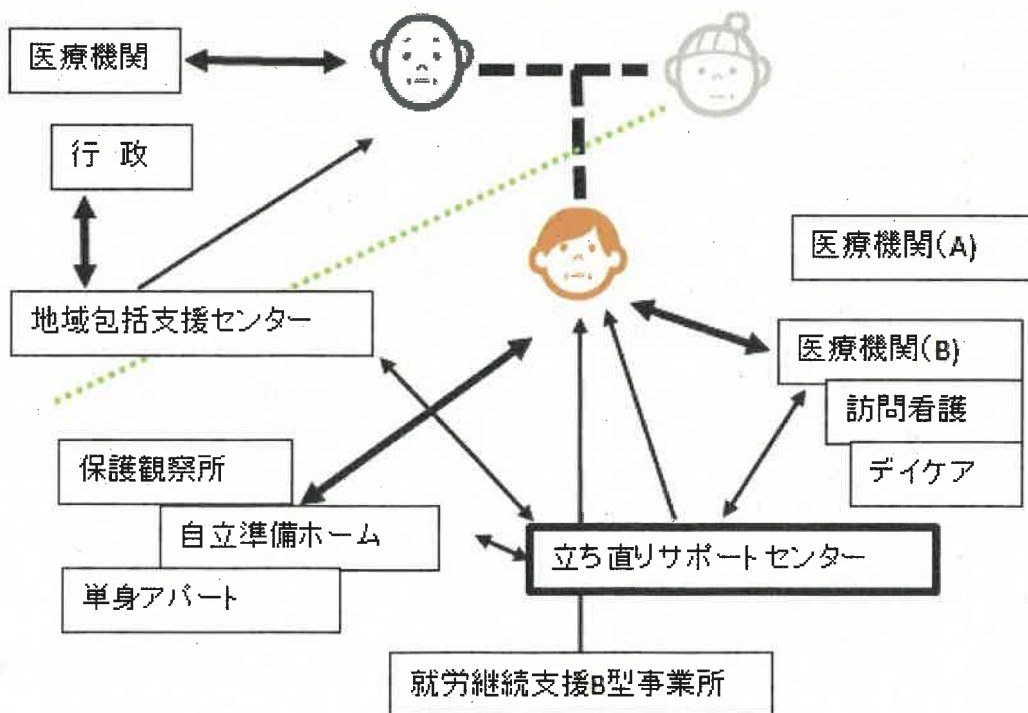


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



高齢の父親の年金収入に依存している無職、
いわゆるニートの男性の事件みたいですね。



釈放時の情報も少なく、支援しながら、本人や本人を取り巻く環境などが少しずつ理解できてきたんだけどね。

Eさんは心療内科にかかっていたようだけど、確定した診断もないまま現在まで来て、父親の年金を頼り、働かず自宅に引きこもっていた感じみたい。

早めに何らかの福祉サービスを受け、誰かの支援を受ける必要があったけど、なかなかそこにつながらなかったんですね……。



うん。そうだね。

今回、父親とは高齢者虐待防止法に基づいて分離保護、つまり強制的に隔離する措置が行われたけど、父親にとって養護者であるEさんに対する支援は全くなく、というかEさんが介入を拒んでいたみたいなんだけどね。

そうなんだ。でもさっき確定診断はないけど心療内科に通院していたって話だったでしょう。事件後、「発達障害」の診断を受けて医療・福祉サービスの利用につなげることができたようだけど、早期に適切な診断をして、支援できていれば、今回の問題は起こらなかったんじゃないかな。

それと長年にわたって家庭内暴力も続いていたようですが、誰も気づかなかったんですかね？



そうなんだ。よくいう「8050問題」。ここでは7040問題になるけど息子は長年引きこもり状態、親は高齢化していくってね。それで社会から孤立していくみたい。もともと転勤族で地域との関係もあまりなかったのかもね。

近隣の誰かはもしかしたら気づいていたかもしれないけど、問題が外に出てきていなかったということかな。

見えない社会問題ですね。特に都市部では地域のつながりが希薄化しているという話を聞くけど、地域のつながりがあれば、誰かが気づき、介入がもっと適切にできた可能性はありますよね。ところでEさんは今どうしているんですか？



自立準備ホーム退所後は、民間のアパートで単身暮らしていて、日中は就労継続支援B型事業所といって、障がいのある人がサポートを受けながら仕事をする事業所に通えるようにまですべてなっている。医療サービスが充実している精神科への通院も続けているよ。

事件は痛ましいことだけど、これをきっかけに、Eさんは医療と福祉につながって、引きこもり状態を解消することができたんだね。



Eさんは新しいことに挑戦したり、同時にいくつかのことを進めることが苦手みたい。

そのために支援の申し出を受け入れるまでに時間がかかったんだけど、Eさんの状態に寄り添って信頼関係を構築しながら、Eさんのペースで進めていったことがよかったみたいだね。

そうですね。仕事が続かず、何をやってもうまくいかなければ自信も失うだろうし、また長く自宅にこもっていたのだから、そう簡単に進まないですよ。今後の生活についても、本人の希望を聞きながら話し合うことが重要だと思うけど、そうすると長期間の継続的な関わりが必要になりますね。



そうね。Eさんの今の状況を考えると、長期化することを想定する必要があるだろうし、父親も、要援護高齢者だから、いろんな関係者が関わることになって、複雑になるね。

長期間、継続して支援していくためには関わる機関の連携が求められるし、みんなが情報共有をしながら、その世帯全体を見据えた支援を検討することが一番ね。



【事例の振り返り】

自宅に引きこもりの息子が高齢の父親に暴力をふるったという事例です。

父親にはアルコール依存の課題があり、母親への家庭内暴力がありました。今回は息子から父親への暴力で事件化したため、高齢者虐待防止法に基づき、父親の支援を行った市の高齢者虐待防止担当部署が養護者支援としてEさんへ介入を試みましたが、Eさんの理解者にはなれず、Eさんが支援を拒否していました。

このように親と子、市役所の3者で関係が行き詰っていたところに、検察庁社会福祉アドバイザー、立ち直りサポートセンターが介入したことで、関係を解きほぐし、医療・福祉サービスにつなぐことができた事例です。

【支援における留意点】

平成18年(2006年)に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)は、高齢者への虐待の防止と、虐待の加害者になりうる養護者への支援を通して高齢者の権利の保護を図るものです。

今回の事例では、高齢者虐待防止法に基づき、市の担当部署が養護者支援として、引きこもり状態にあったEさんへの介入(相談窓口の紹介や就労支援の申し出)を試みっていますが、うまくいきません。その理由として、Eさんは長年、父親の家庭内暴力に悩まされた経緯から、父親との確執は根深いものがあり、父親の支援機関である市の担当部署には心を開けなかったことが考えられます。また、Eさんには、市の支援は「引きこもっている自分への非難」としてとらえてしまったのかもしれない。この点に関しては、介入前にその世帯が抱える課題や背景を確認した上で、Eさんと父親の支援についてそれぞれ別の機関で実施し、役割を分担していれば、Eさんが支援を受け入れた可能性が考えられます。

この事例のように家族全員が課題を抱え、それが密接に関連している世帯の支援にあたっては、支援対象者だけでなく、世帯全体を捉え、その課題解決のために適した支援は何か、どのような体制で行うのが効果的か検討し、複数の機関で対応することが必要な場合は連携に適した機関を選定することが必要となってきます。このため、支援者は地域にある社会資源について把握し、日頃から連携できる体制を構築しておくことが重要です。

また、この事例を個人又は世帯という限定的な焦点に絞ることなく、その世帯を取り巻く地域の問題としてとらえる必要があると思います。Eさん世帯は転勤族であったため、地域に親しい人や家族をよく知る人がいなかったことが推察されますが、地域関係が希薄になっているといわれる昨今では、Eさんのような世帯は珍しくありません。地域で共に助け合いながら生活するという「地域共生社会」実現のためには、長きにわたり家庭内で問題を抱えていたEさん世帯に地域が気づけなかった原因について分析し、解決に向けた対策を検討することが必要ではないでしょうか。この事例は、まだ支援の途中にありますが、孤立状態が長期化していたことを踏まえ、Eさんの状態の変化をきめ細かく確認しながら、関係機関で情報共有を図り、支援を継続していくことが求められています。

CASE 6

高齢男性による

偽計業務妨害

(迷惑電話) 事件

CASE 【高齢】【依存症】／偽計業務妨害

6

多数回、女性向けの衣料品店に性的言動を含めた迷惑電話をかけて逮捕された80歳代の男性Fさんの事例



生活歴や事件の背景、概要など

両親が亡くなって以降身寄りがなく、両親が残した自宅で単身生活をしていた。県内の高校を卒業した後、製造業や建設業など転職しながらも30年ほど仕事を継続し、社会生活を送っていた。

退職後は地域とのつながりもなく孤立した状態であったが、数年前から近隣住民より「ゴミ屋敷が疑われる」と通報があり、民生委員の支援により、介護保険サービス利用につながるようになった。

近隣に卑猥な電話をかける他、商店や大手企業その他、公的機関へも同様の電話を複数回繰り返していた。被害は各所に及んでおり、警察官が厳しく注意しても止まらずに今回の逮捕に至った。

介護保険による訪問介護員（ホームヘルパー）とデイサービスを利用していたが、職員や他利用者等への性的な問題行動はなかった。



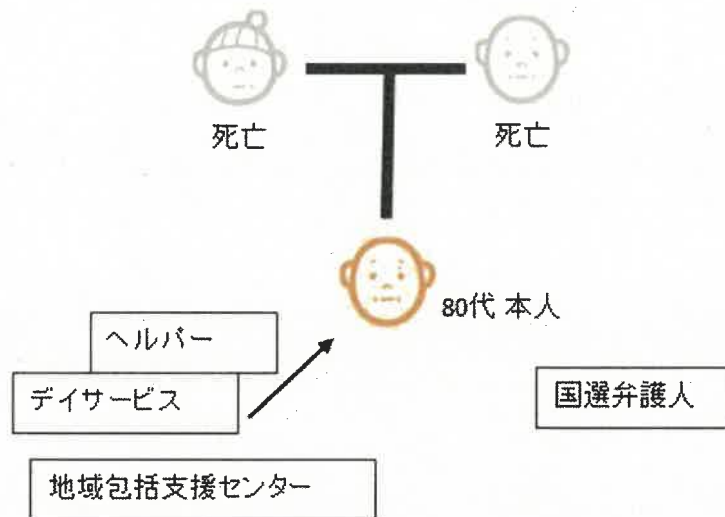
立ち直りサポートセンターの支援（弁護士ルート）

- ✓ 起訴後、本人の国選弁護士より立ち直りサポートセンターに依頼がある。
- ✓ 弁護士が今回の事件の概要を簡単にまとめ、地域包括支援センター、訪問介護事業所、通所介護事業所の利用状況を確認する。
- ✓ このことを受け、立ち直りサポートセンターとして、各事業所に連絡し、事件処分前にケア会議の開催について打診をしたが、「本人がいつ自宅に戻るか確定しないとケア会議は開催できない」との返答だった。
- ✓ また、各事業所に情状証人として出廷、その為の更生支援計画書の作成を依頼したところ、担当者は協力する意向があったが、組織としては「業務外」との認識で、結果的にいずれも対応が得られなかった。
- ✓ その後、執行猶予判決を受け、釈放された。翌週、ケアマネージャーはじめ支援者一同と本人も参加してのケア会議が行われ、従前のサービスが提供されることになった。この会議に立ち直りサポートセンターも参加した。

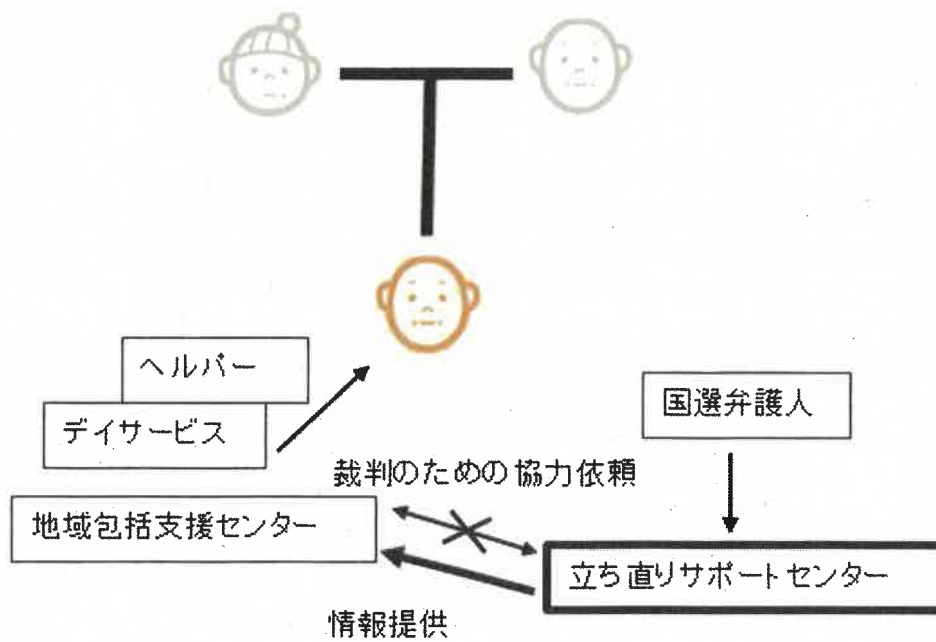


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



これは弁護人からの依頼ですね。弁護人の方と



Fさんの弁護人から、今後のため関係者でケア会議を開くことや、関係者による裁判時の協力を求めてこられたんだ。そこで立ち直りサポートセンターは、これまでの関係機関に協力を要請したんだ。

でも、本人がいつ自宅に戻るか確定しないとケア会議は開催できないと言われた。

また、拘置所での対象者との面会や更生支援計画（※12）の作成、情状証人（※13）として協力してもらうことなども「業務外」だと言われて、対応してもらうことができなかったんだよね。

日頃から直接支援している事業所の担当者は、とても親身で、更生支援計画の作成や裁判で情状証人に立つことに前向きだったんだけど、責任者の了承が得られず、弁護人からは支援者の存在を説明するにとどまったんだ。

結果的に執行猶予になったからよかったけど、なぜ責任者の了承が得られなかったんですか？



※12 更生支援計画書 福祉的支援を要する被告人のため、障がい特性や病状を踏まえて、将来再犯しないために必要な支援について記載された書類のこと。

※13 情状証人 公判で、被告人の生活状況等をふまえ、更生に向けてどのように支援していくのか等について証言等をする人。



今回のケースで協力を求めた高齢者福祉の関係者は、普段は仕事として裁判に関わることなんて馴染みがないというか、想定していなかったんだろうね。

障がい者福祉の分野では、「触法障がい者」という概念があるように、支援の一環として更生支援計画の作成や情状証人の対応など、被疑者支援も広がりつつあるけど、高齢者福祉の分野ではまだ一般的なことではないんだ。

「裁判の証拠になる」と言われると責任重大だし、普段業務で関わりがない支援者にとって、躊躇する気持ちもわかるよね。

でも、Fさんと信頼関係がある支援者が裁判に関わることで、Fさんの安心感や更生しようとする意欲につながることを期待できるよね。

今後、入口支援の取組みが広がっていくと、障がい者福祉の分野だけでなく、高齢者、生活困窮者支援など、いろいろな福祉サービスの提供者に今回のような協力依頼があると思うんだ。

いきなり「お願いします！」と言っても今回のように対応は難しいだろうから、被疑者支援の実績を重ねながら、地道に理解を得ていく必要があるだろうね。

幸いこのケースでは、本人が釈放された後、すぐにまた、以前のようなサービスが受けられることになったからよかったけど、実は最近、また、迷惑電話をかけていたことがわかったんだ。

その後はすぐに支援者間で問題が共有できて、ケアマネージャーは、精神科の受診や見守りができる施設入所も考えていくと話していたよ。

本人と支援者の双方が、日頃から問題意識を共有しておくことは、効果がありそうですね。



【事例の振り返り】

今回の事例は、身寄りのない一人暮らしの高齢者の事例です。

警察官が厳しく注意しても迷惑電話が改善されず、偽計業務妨害で逮捕に至っています。起訴後、国選弁護人からの依頼により、立ち直りサポートセンターが公判段階における支援（本人を支援している機関への更生支援計画書の作成や情状証人等としての協力依頼）や、釈放後の支援（福祉サービスの利用調整等）を行った事例です。

【支援における留意事項】

それまで地域において問題なく生活を送っていた人が、事件を起こした場合、その背景を十分評価（アセスメント）することが重要です。今回の事例では、それまで単身で生活を送っていたFさんがなぜ事件を起こすまでに至ったのか、その背景を知ることが大切になってきます。逮捕されたのは今回が初めてですが、以前から同様のことを長年繰り返していたのか、最近、突如起こったことなのかによって、支援の方向性は異なってきます。

Fさんは介護サービスを利用していましたが、サービスの利用中には問題となる言動などは見受けられなかったとの事です。しかし、数年前から「ごみ屋敷が疑われる」と近隣住民による通報があっているという情報から、それまでと比べて何か変化がなかったかなど評価することも大変重要です。近年では「ごみ屋敷」問題と精神疾患の関連性について触れられる例があります。

また今回は、国選弁護人がFさんの今後のことを考え、立ち直りサポートセンターに支援の依頼がありました。Fさんと日頃接してきた福祉サービスの担当者（担当ケアマネージャーや介護サービス事業所の担当者）ではなく、立ち直りサポートセンターに依頼しているのは、弁護人が逮捕されるまでのFさんの支援状況を把握できていなかったためと思われる。

在宅で介護サービスを利用している人など、外見だけでは援護が必要な状態であることがわからない人は本人が逮捕時に自ら話をしなければ、弁護人はその情報を得ることができません。本人が話したがない場合もありますが、適切な支援を行うために必要であることを丁寧に説明し、事件前に関わっていた関係者の情報を早期に確認することが重要です。

それにより、支援計画策定のための評価（アセスメント）を正確かつ速やかに行うことができるとともに、評価を糸口にFさんが事件を起こした背景を探ることもできます。

この事例では、「Fさんがいつ自宅に戻るかわからないから、ケア会議はできない」という場面がありましたが、福祉サービスの担当者が早期に弁護人と連携を図り、判決までのスケジュールや見立てなどを伝えることができれば、具体的に支援を再開するタイミングがイメージできるようになり、ケア会議の開催につなげることも可能になると考えられます。

また、弁護人による執行猶予の見立てに基づき、早期にケア会議を開催することができれば、Fさんにとって立ち直りに向けた動機付けになるとともに、執行猶予となった後に福祉サービスを速やかに再開でき、再犯リスクを抑えることにもつながります。

今後、入口支援の取組みが広がっていくと、高齢者、障がい者、生活困窮者支援など、様々な分野の福祉サービスの提供者に公判段階における支援依頼がなされることが想定されます。福祉サービスの提供者にとっては、馴染みがなく、戸惑うことが想定されますが、被疑者支援の実績を重ねながら、地道に理解を得ていくことが求められます。

CASE 7

薬物依存の男性に対して
行った、断薬のための
支援事例

CASE 【障がい】【依存症】／大麻取締法違反

7

若年時からのアルコール依存を背景に、失業を契機に大麻常習に至った40代男性Gさんに対する断薬のための支援事例



生活歴や事件の背景、概要など

Gさんは中学卒業後から働いていたが、家庭環境が不安定であったことから精神的に安定せず、転職を繰り返していた。アルコール依存となり、精神科の入院歴もある。

成人後は、交際相手の支えもあり、同一の仕事を続けていたが、会社が経営難となり、解雇された。

失業したことがストレスとなり、大麻を使用しはじめたが、就職活動が長期化するうちに常習するに至り、大麻取締法違反で逮捕された。



立ち直りサポートセンターの支援（弁護士ルート）

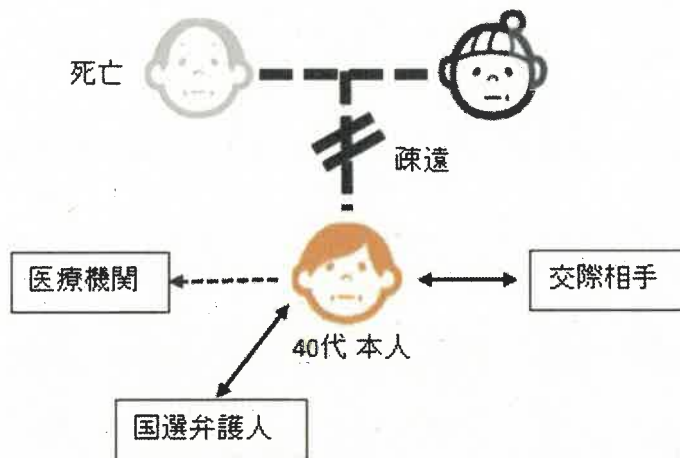
- ✓ 逮捕後、交際相手から薬物依存から回復するよう促されたことで、Gさんに心情変化があり、国選弁護人に「大麻をやめたい」と訴える。
- ✓ 弁護人は薬物依存症者に対する支援の経験が無かったため、立ち直りサポートセンターに支援の依頼があった。
- ✓ 留置されている警察署でGさんに面会した際に、薬物の当事者団体から支援を受けることについて意向を確認したところ、承諾をされた。
- ✓ 本人が拘置所へ移ったのち、薬物等の依存症リハビリテーション施設を運営する当事者団体のスタッフに面会してもらった。弁護人や立ち直りサポートセンタースタッフとの面会では、やや興奮気味で、落ち着かない様子だったが、当事者団体のスタッフの話には落ち着いて耳を傾けていたことが印象的だった。
- ✓ 公判では、交際相手や当事者団体のスタッフに情状証人にも立ってもらい、判決では、懲役1年6月、執行猶予3年間（保護観察付）（※14）となった。
- ✓ 釈放後、すぐに当事者団体によるカウンセリングやリハビリなどの支援を開始したことで、体調の回復に専念できている。就職活動の再開に向けて、協力雇用主の情報を提供し、職場見学、職場体験を行うことを検討している。
- ✓ 立ち直りサポートセンターとしては、直接的な支援というより、本人のニーズに沿った社会資源の調整、当事者団体へのコーディネートを行った。

※14 保護観察付執行猶予 裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付されること

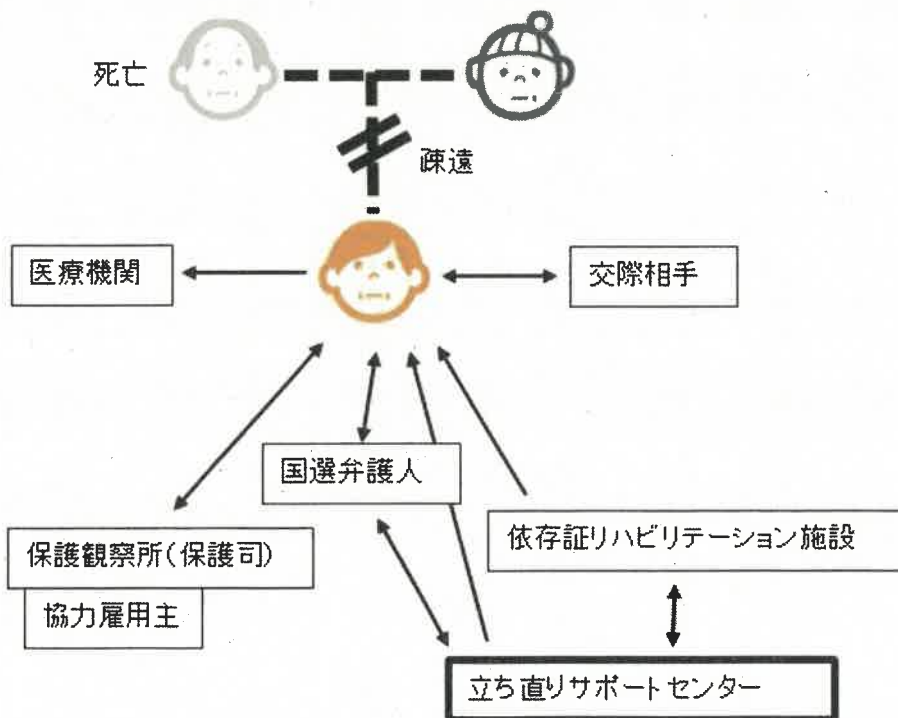


支援開始前後の対象者と支援者等の関係図

支援前



支援後



薬物をやめたい人を支援する施設があるんですよ！聞いたことがあります。



そうそう、薬物をやめることは難しいと言われているし、依存症に対応できる医療機関は限られていることから、依存症者のリハビリテーション施設がある当事者の支援団体に協力をお願いすることがあるんだよ。

そこには当事者のスタッフがいて、アルコールや薬物、ギャンブルなどの「依存症」から回復したいと思う人の力になりたいという使命を持っているスタッフが多くいるんだ。

薬物などの「依存症」は病気と聞いたことがあるけど、なかなかやめることは難しいんですよ。



そうだね。「依存症」は病気という認識はとても大事だよ。病気であると本人や周囲の人が認めることで治療につながるし、治療と並行しながらの生活支援が可能になってくるから、支援の内容が効果的なものになるよ。

生活支援には、当事者団体が運営するリハビリテーション施設を活用してるんだよ。共に薬物をやめる仲間を作り、何でも話せる場を作っていくことが依存症からの回復にとっても有効だと言われているからね。

今回、Gさん本人が「薬をやめたい。」って思えるようになったのは、交際相手の役割が大きいよね。





そうだね。本人だけでは薬をやめたい気持ちになることは難しいから、身近な人がキーパーソンになって心情変化の大きなきっかけをつくることのできたケースだね。

ところで、弁護士と聞くとなんでも知っているイメージがあるけど・・・



国選弁護士は幅広い事件を担当することになるから、必ずしも得意な分野の事件を担当するわけじゃないんだ。

薬物をはじめ、依存症のある人の支援は医療・福祉の専門家との連携が重要になるけど、弁護士が全てを丸抱えするより、連携先を探ることは再犯を防ぐために重要なことだと思うよ。

当事者団体のリハビリにつながられたから、一件落着かな。



いやいや、薬物依存の難しいところは、リハビリを受けていても、誘惑を断ち切ってリハビリを続けていくことなんだ。

慣れてくると、「自分はもう大丈夫」とか、「仕事が忙しい」とか、理由を見つけてリハビリをやめてしまいがちなんだ。

ここからが勝負ってことかな。



そうだね。身近にいてくれる交際相手、当事者団体のリハビリテーション施設のスタッフなど、色々な人と関わり続けることで、断薬のモチベーションを保つことが大事だね。

【事例の振り返り】

失業を契機に大麻常習に至ったGさんを、依存症リハビリテーション施設につなげた事例です。

これまでGさんは、精神科への入院歴もありますが、交際相手の支えがあり、かろうじて安定した生活を送ることができていました。しかし、失業したことから、大麻利用に至り、再就職が困難になるという悪循環に陥っていました。

事件化したことをきっかけに、断薬に向けた動機付け、支援につなぐことができた事例です。この事例では、依存症リハビリテーション施設の職員が公判段階からGさんに関わることもできたため、判決が確定した後、スムーズにリハビリを開始することができました。

【支援における留意点】

この事例では、Gさんが起訴された後、国選弁護人が立ち直りサポートセンターに支援を依頼しました。

依存症は「否認の病気」と言われます。この「否認」には2つの意味があり、一つは「自分が依存症であること」を否認する、そしてもう一つは「依存症である自分」を否認することです。このような傾向から、特に深刻な依存症に悩んでいる当事者の人には、福祉サービスの利用調整を図る中で、心情に寄り添いながら、自分をさらけ出すことを促していくことも大切です。

逮捕直後のGさんは、誰かからの関わりは欲しいと思う気持ちと、依存症という病気に対しては否認するような、自分で何とかやれるという気持ちのアンビバレントな心情（ひとつのものごとに対して、相反する感情を同時に持つ様子）がありました。しかし、交際相手の「立ち直ってほしい」という思いがGさんに伝わったことでGさんの心情変化が生まれ、弁護人がその変化をくみ取り、立ち直りサポートセンターに支援の依頼を行ったことで支援の流れをつくることができました。

公判の段階において、依存症リハビリテーション施設が支援に入り、判決後すぐに「依存症」に対する治療を開始するということになりました。依存症リハビリテーション施設は、当事者のスタッフがいることから、問題を抱えるGさんの一番の理解者であるという立場をとりながら、精神科病院等との連携、障害者手帳の交付、福祉サービスの利用調整といった支援を行うことが可能です。

「依存症」については、その生きづらさを本人や周囲の人が気づくことが難しいといわれます。気づいた時には深刻な状況に陥っていることも少なくありません。また身近な家族などは、依存症者に必要とされることに自らの存在価値を見だし、その関係を維持しようとする「共依存」に陥る場合も少なくありません。そのことがかえって事態を深刻にする場合もありますので、少しでも気になることがあった場合など、まずは早期に身近な専門の医療機関など相談することが必要です。

この事例は、保護観察付きの執行猶予となりました。指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる保護観察付執行猶予者には、保護観察所による薬物再乱用防止プログラムの対象になる場合があります。定期的な検査や認知行動療法による薬物離脱プログラムの実施などが一定期間なされます。また家族会の開催など家族等に対する支援、いわゆる「支援者支援」に取り組む団体もありますので、こうした情報を収集し、支援計画を検討することは、支援の輪を広げる有効な手段と考えます。

再犯防止・
社会復帰支援
Q & A

Q1 再犯防止が重要といわれますが、再犯をする人はそんなに多いのですか？

A 我が国の刑法犯検挙人員は、近年、減少傾向が続いていますが、初犯者の人員が再犯者の人員の減少を上回るペースで減少し続けているため、再犯者率（犯罪により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるかを見る指標）は上昇し続け、令和元年には過去最高の48.8%となっています。これは検挙人員の2人に1人が再犯者であるということです。

また、全犯罪者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われているとの調査結果もあります（平成19年犯罪白書で報告された昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した人のうち、100万人を無作為に抽出し、これらの対象者の傾向等について調査分析を行ったもの）。

そこで、この「3割に当たる再犯者」が再び犯罪を行うことがなくなれば、「約6割の犯罪」がなくなることになり、犯罪発生件数が大幅に減少することが見込まれます。これはすなわち、国民が安全で安心して暮らしていくことができる社会の実現につながります。

このため、再犯防止対策を充実し実践していくことを目的として、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（「再犯防止推進法」）が公布、施行されました。今後、この法律の下で、国及び都道府県、福祉、医療、保健などの各種サービスの利用を決定する市町村が主体となって、地域社会で生活する刑務所出所者等に対する再犯防止及び改善更生のための支援が行われることとなります。

刑務所出所者等が更生し、社会の一員として安定した生活をするためには、社会の「偏見」や「排除」をなくし、地域全体で支援していくことが不可欠なのです。

Q2 再犯する確率が高いのはなぜでしょうか。刑務所で社会復帰のための支援はされていないのですか？

A 刑務所では、受刑者が社会復帰後に再び犯罪をすることのないよう、罪の償いとともに改善更生意欲を高めること、社会生活の基盤となる住居や就労を確保することなどの支援が行われています。そうした支援にもかかわらず、新受刑者中の再入者率は、令和元年では58.3%となっており、6割近くが再犯をしている状況となっています。

このことから、再犯防止の対策を充実させる必要があることがわかります。

Q3 再犯防止になぜ福祉の支援が必要なのでしょう？

A 犯罪者や非行少年の中には、貧困、疾病、障がい、し癖（薬物、アルコール、ギャンブル等）、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人たちが少なくありません。

こうした生きづらさを抱える犯罪者や非行少年の課題を解決・緩和し、再犯・再非行を防止するためには、働く場や住居の確保、保健医療、福祉等のサービスの利用が不可欠となります。

しかしながら、これらの社会制度についての知識が乏しく、対人関係を形成するための十分な能力を身に着けていない人などにとっては、自らが必要とする福祉サービス等の利用に至ることが容易ではないことから、必要なサービスのコーディネートを行い、利用につなげる支援が必要です。

Q4 福祉の支援を受ければ再犯が防止できるのですか？

A 再犯に至る背景にはいくつか理由があると思いますが、その中には「障がい者」や「高齢者」または「生活困窮」等による生活課題が存在するといわれています。例えば障がい者や高齢者で福祉サービスが利用できるものの、利用できないまま罪を犯す人、また生活困窮状態を回避する方法として事件を犯さざるを得なかった人などです。

福祉の支援を受ければ、必ず再犯が防げるというものではありませんが、福祉の支援を受けることにより生活が安定し、その結果、再犯をしないという効果は期待できると考えます。

Q6 支援することでむしろ「元犯罪者」というレッテルを貼る事になるのでは？

A 再犯防止に関する支援を受けることで、社会から「犯罪者」として認識されてしまうケースはあります。このため、支援を行う場合は、本人の意思を確認すること、また関係者、関係機関には守秘義務の徹底を図ることが必要です。

支援する側は「犯罪」を理由に支援するのではなく、何らかの福祉サービスの利用が「必要な人」としての支援を行うとともに、支援においてはラベリング（レッテルを貼る）につながらないように最大限の注意を払うことが求められます。

Q7 出所した人が相談できる場所はどんなところがありますか？

A 矯正施設を出所した人の主な相談先は、保護観察所となります。

なお、高齢や障がい等により何らかの福祉的な支援や、必要な福祉サービスの手続きに関する情報が必要な場合、福岡県では平成22年より「地域生活定着支援センター」を設置しており、ここでは主に矯正施設の出所者、または被疑者・被告人段階における関係者からの相談、必要な支援を行っています。

この他、相談内容によっては、法テラスなどの公的機関や民間の相談機関などもあります。保護観察所や地域生活定着支援センター等にお尋ねいただき、対応可能な相談先について情報提供を受けることも可能です。

Q8 検察庁でも罪を犯した人の支援をしているようですが、どのような支援をするのですか？

A 検察庁では、犯罪被害者及び遺族等に対する効果的な保護・支援を実施するほか、再犯の防止や罪を犯した人の円滑な社会復帰・更生等に向けた各種施策を実施しています。

平成29年12月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」基本方針においては、「犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする」こととされました。

特に、検察庁において不起訴処分となった人や罰金刑に処せられた人など刑務所に入ることなく釈放される人については、刑務所入所者とは異なり、再犯防止に向けた支援が十分に行われないうまま社会復帰することが多いため、生活困窮や、社会生活にうまく馴染めないなどの理由から、再犯に及ぶ人も少なくないという現状があります。

これらの人について、支援が必要か否かを検討し、必要であれば福祉の支援機関等へつなぐことは再犯防止を図る上で大変重要であることから、検察庁の支援対象者となっています。

Q9 保護観察所ってなにをするところですか？

A 保護観察所は各地方裁判所の管轄区域ごとに全国で50か所設置されており、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中

の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などを行うとともに、被害者等の心情などを伝達し、被害の実情を直視させて、反省や悔悟の情を促すことも行っています。

刑務所などの矯正施設が「施設内処遇（指導や援助を行い、改善更生を目指すこと）」を行うのに対して、保護観察所は主に「社会内処遇」を担う機関になります。

刑務所や少年院を満期釈放になるなど、刑事上の手続きによる身体の拘束を解かれた者に対して、必要に応じて住むところや食事の支援を行うことができる「更生緊急保護」を実施するなど、釈放後に立ち直りに適した生活環境を整えるための支援も実施しています。

Q10 更生緊急保護って何ですか？またどんな支援が受けられるのですか？

A 刑務所や少年院の出所者、起訴猶予者など、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた人に対して、保護観察所の長がとる特別な保護、援助の制度です。

親族からの援助や生活保護などの福祉制度による保護が受けられない場合、またはこうした援助や保護だけでは、改善更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき行われます。更生緊急保護は原則として釈放後6か月間以内となっており、必要と認められる場合は更に6か月以内の範囲で延長が可能です。

実施される保護の内容は、①宿泊場所の供与、②食事や衣料の給与、③帰住旅費の給・貸与、④生活援助等のための金品の給・貸与、⑤住居等の援助、⑥医療・療養の援助、⑦就労の援助、⑧教養訓練の援助、⑨社会生活適応に必要な生活指導、⑩生活環境の改善・調整、⑪健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置とされています。

Q11 更生保護施設ってどんなところですか？

A 社会に頼る人がいない、生活環境が整っていないなど理由で、すぐに自立更生をすることが難しい刑務所出所者等を、一定期間保護して円滑な社会復帰を助け、再犯を防止することを目的とした施設です。

更生保護施設では、入所者に宿泊場所や食事の提供をするとともに、更生を果たすために必要な指導や援助を行い、その再出発を支えています。更生保護施設では、入所者が自立の準備に専念できる生活基盤の提供、日常生活指導や入所者が地域社会の一員として円滑に社会復帰するための指導、入

所者ができるだけ早く一人立ち（自立）を果たして退所した後も自立した生活を維持していけるように必要な指導や援助等を行っています。

また、更生保護施設入所者が飲酒や薬物の問題など、社会生活上の問題を抱えている場合には、入所者がこうした問題を解決して社会生活に適応するための専門的な処遇も行っています。

この他、自立準備ホームといった施策（緊急的住居確保・自立支援対策）もあり、更生保護施設と同様の支援を受けることができます。自立準備ホームには社会福祉法人やNPO法人等が管理する施設の空き部屋等を活用するのが一般的です。

Q 1 2 刑務所（矯正施設）では社会復帰の支援を行っていないのですか？

A 刑務所は、刑の執行を通じて矯正処遇を行い、受刑者の改善更生及び社会復帰を図ることが主な業務となっています。受刑者の社会復帰に当たっては、出所後再び犯罪を行うことがないように、受刑中に、「作業」、「改善指導」、「教科指導」の三つの矯正処遇が行われています。このうち、「改善指導」には、一般改善指導と特別改善指導があり、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の六つがあります。いずれも犯罪原因を除去することを目的とした指導です。

上記の三つの矯正処遇は、いずれも全受刑者に対する“社会復帰のための支援”ですが、このほかにも、高齢受刑者や障がい受刑者のうち、適当な帰住予定地のない者に対しては、「特別調整」として、出所後速やかに適切な介護、医療等のサービスを受けられるよう福祉的な支援が行われています。

Q 1 3 地域生活定着支援センターとは何ですか？またどんな支援をしてくれるのですか？

A 高齢または障がいにより自立が困難な人を、刑務所等の矯正施設から出所後すぐに福祉サービス等につなげ、地域の中で安心して暮らせるよう支援する機関です。保護観察所との連携、福祉施設等の関係機関へのコーディネート業務や、相談業務を行っており、各都道府県に1か所ずつ（北海道は2か所）に設置されています。

具体的には保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設に在所している人を対象に福祉サービス等のニーズの確認を行い、帰住予定地の地域生活定着支

援センターとの連絡調整、帰住予定地における受入先施設のあっせん、福祉サービス等の申請支援等を行うコーディネート業務及びそのフォローアップ業務を行っています。

Q14 立ち直りサポートセンターとは何ですか？

A 福岡県は平成31年3月に「福岡県再犯防止推進計画」を策定し、その内容をより具体的に進めるため、国（法務省）の地域再犯防止推進モデル事業を受託しました。

モデル事業の目的は起訴猶予者、執行猶予者等に対する地域への定着に至る継続的な支援方策の検討・実践と支援対象者の特性に応じたマニュアルの作成、地域における再犯防止支援ネットワークの構築であり、その取組みの一つとして「福岡県立ち直りサポートセンター」を設置しました。

同センターは、①福岡地方検察庁において実施する「入口支援」の対象者等、②薬物事犯の初犯者で執行猶予判決を受けた者のうち、福岡県事業（薬物再乱用対策推進事業）により支援を受けている者、③性犯罪加害者のうち、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民を守るための条例」の支援対象と想定される者、④その他の起訴猶予者等のうち、本事業の支援を必要とする者を対象に、社会復帰に向け、個別支援計画書を作成し、それに基づき支援を行う相談機関です。

福岡県ではモデル事業終了後も、引き続き、この事業に取り組みます。

Q15 なぜ更生保護において就労（就職）を支援するのですか？

A 更生保護は、犯罪や非行をした人たちに対し、立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動です。こうした活動の中で、再犯防止には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、特に就労支援に重点が置かれています。現に、刑務所に再び入所した者のうちの約7割が、再犯時に無職であった者となっており、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。このように更生保護の目的を実現する上で、就労の有無と再犯率とは密接に関係しており、就労支援の取組みは大きな課題の一つです。

Q16 社会福祉の分野での就労の斡旋はしないんですか？

- A** 社会福祉の分野においても、就労支援に向けた取組みはあります。例えば障がい者を有する人の場合には、障がい者生活・就労支援センターや障がいサービス事業所の中に就職に向けた取組みを行っているところがあります。
- また、県や市が実施する生活困窮者自立支援事業の「自立相談支援機関」では、生活困窮者を対象に就労に向けた支援を行っています。
- このほか、刑務所出所者など、矯正施設退所者については、ハローワークにおける専門窓口も設置されています。

Q17 出所したばかりで仕事が出来ないのですが（相談できる場所はありますか？）

- A** 法務省と厚生労働省では、平成18年度から「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、刑務所、保護観察所、ハローワークが連携し、矯正施設に在所中から職業訓練や職業相談、適性検査などの就労支援を行っています。このため、まずはハローワークで就職先を探すことが一般的です。
- また、更生保護に理解のある「協力雇用主」を募り、出所者の採用を働きかける取組みがなされていますので、矯正施設や保護観察所などに相談してください。
- このほか法務少年支援センター（少年鑑別所）でも就労支援を行っています。同センターでは、心理相談や問題行動の分析を行っており、そうした専門的な見地から、協力雇用主に対し、従業員への接し方などの助言を行っています。また、従業員からの相談にも応じており、「集中力が続かない。」「周りとうまくやれない。」などの悩みについて助言したり、自分の仕事の適性や性格等を理解したいという刑務所出所者等の要望に応じて、適性検査や心理検査等を行っています。

Q18 法務少年支援センターって何ですか？少年じゃないと利用できないのですか？

- A** 法務少年支援センターは、非行・犯罪の問題や思春期の少年たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、少年や保護者などからの相談に応じて情報の提供・助言等を行っているほか、地域における非行犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。
- 依頼に応じて、「能力・性格の調査」「問題行動の分析や指導方法等の提案」「ご本人やご家族に対する心理相談」「事例検討会（ケース会議）等への参加」「研修・講演」「法教育授業等」などを行います。

センターへの相談は少年だけでなく、成人でもできるようになっています。

Q19 生活保護を申請したいのですが、住所がなくても申請は出来るのでしょうか？

A 生活保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められます。

居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいいますが、定まった現住所がなく、居住地のない場合でも、生活保護の申請は可能です。

住所地（住民登録）要件はありませんので、最寄りの福祉事務所に相談及び申請してください。

Q20 生活保護以外に収入を得る手段はありますか？

A 生活保護以外の現金給付としては、社会手当があります。

社会手当は国が定める支給要件を満たせば、保険料などを納めていなくても受け取ることができるもので、特別障害手当、障害児福祉手当、児童手当、児童扶養手当などがあります。手当の内容によって窓口が異なりますので、事前に福岡県や市町村のホームページ等で確認してください。

また、給付ではありませんが、低所得者世帯や障がい者、高齢者、失業者世帯などを対象に低利子または無利子で、生活に必要な資金を貸し付ける生活福祉資金貸付制度があります。これは市町村社会福祉協議会で相談や申請を受け付けています。

このほか、高齢者には公的年金制度の受給が考えられます。公的年金制度は国民年金、厚生年金、共済年金など働き方によって制度が異なること、また受給要件を満たしていないことも想定されることから、受給の検討に当たっては最寄りの年金事務所に相談してください。

Q21 罪を犯した人の支援より、犯罪被害者の支援が重要ではないのですか？

A 加害者の支援を実施することにより、再犯を防止することは地域の安全・安心につながり、犯罪の被害者も加害者も生じさせないことにつながります。このため、加害者支援は被害者支援と同様に重要であると考えます。

なお、被害者及び被害者家族への支援については、福岡県では「福岡犯罪被

害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置し、電話相談、面接・カウンセリング、病院・警察・裁判所等への付添い支援などの総合的な支援を行っております。

Q 2 2 法テラスって何ですか？お金がありませんが、相談できますか？

A 法テラスとは「日本司法支援センター」の通称であり、国が設立した法律支援団体のことです。法テラスでは、経済的に余裕のない人が法的なトラブルにあった場合に、無料の法律相談（同一案件について三回まで）を受け付けます。その後、必要に応じ、要件の審査を経た後、民事、家事、行政事件の弁護士・司法書士費用などを立て替えます。生活保護を受けている人などは、費用の返済が猶予されたり、返還が免除されたりすることもあります。

Q 2 3 支援している人が逮捕されましたが、状況がわかりません。そのような状況の時、どのような関わりが出来ますか？当番弁護士制度ってなんですか？

A 当番弁護士の制度を利用できます。当番弁護士は、成人・未成年のいずれであっても、身柄拘束された本人のために、出勤依頼後すみやかに逮捕された人がいる警察署等に出動し、警察官の立会なしに、本人と面会し、その人の言い分を聞いたり、その人の権利やこれからの手続などについて説明したりします。当番弁護士は1回まで無料です。なお、当番弁護士は、依頼した支援者に対しても、身柄拘束された本人の承諾を得てお話しします。

当番弁護士の要請先は、下記のとおりです。

- 福岡地区 092-733-0333
- 北九州地区 093-583-3800
- 筑後地区 0942-32-2719
- 筑豊地区 0948-28-7555

再犯防止と福祉
の領域の接点に
関するコラム

「再犯防止」と「包括的な支援体制」

福岡県立大学 村山浩一郎

近年、社会福祉の分野では、「地域共生社会」の実現という理念のもと、令和2年6月に社会福祉法が改正され、分野や属性を問わない「包括的な支援体制」を整備する市町村の責務が規定されました。社会的孤立、制度の狭間、複合的な課題など、既存の福祉制度だけでは対応が難しい地域生活課題に地域全体で向き合っていくことが求められています。

本書を読むと、このような「包括的な支援体制」と再犯防止が密接に関連していることがわかります。

第一に、対象者像の重なりがあることです。本書の第2章のモデル事例では、ホームレス状態が長期化しているケースや、いわゆる8050問題や多問題家族など世帯全体を視野に入れた包括的な支援が必要なケース等が紹介されています。犯罪の背後には、こうした「生きづらさ」の背景要因があり、そこに着目すれば、再犯防止の取組の対象者像と「包括的な支援体制」のそれが重なっていることがわかります。

第二に、再犯防止の「入口支援」を強化するためには、各市町村における「包括的な支援体制」の構築を通して、「地域社会のあらゆる支援機関、社会資源が長期的な関わりを持っていくこと」（第1章 p4）が重要になると考えられる点です。

一般に再犯防止の取組と聞くと、刑務所からの出所者や矯正施設等を釈放された人に対する「出口支援」の印象が強く、その仕組みづくりは広域的なものがイメージされがちですが、検察庁が受理した事件総数の98%以上が不起訴・罰金、執行猶予判決などとなり、実刑にならずに地域社会へ戻っています。今後は、そうした人々が地域の一員となることを支援する「入口支援」のイメージをしっかりとつことが大事です。

刑事司法領域における福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）について

西南女学院大学 教授 今村浩司

（一社 福岡県精神保健福祉士協会 副会長）

刑事司法の分野において、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉専門職の活動領域が広がりつつあります。

令和2年版の犯罪白書によると、刑務所等の刑事施設において福祉的支援を必要とする者に対応するため、58庁に福祉専門官（社会福祉士・精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置しているほか、69庁に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員が配置されています。

平成26年版の犯罪白書によると、当時の福祉専門官配置施設数は12庁でした。その後増配置が進められて、現在の58庁になったということは、それだけ福祉的支援が必要なケースが存在していることが伺えます。

また、司法領域を見回してみると、検察庁では社会福祉専門職（社会福祉アドバイザー）の配置、更生保護施設に福祉専門職のスタッフの配置、さらには、専門職能団体の弁護士会と社会福祉士会等との連携等が進められています。

筆者は●年前に刑事施設における支援に非常勤職員として関わったことがありますが、当時に比べると配置人員の規模は格段の差があります。職能団体に身を置く者として、福祉専門職の職域が拡大されることは、喜ばしいことです。

その中において、福祉専門職は嘱託や非常勤、パートという非正規雇用の枠組みでの活用が多い実態があります。より良い支援を行うためには、継続的な人材育成、ノウハウの蓄積の観点から、雇用形態の改善を図るなど、専門職として支える人たちを支える環境づくりも重要と考えます。今後の施策の展開に期待を寄せたいと思います。

虐待防止法と養護者（加害者）支援

福岡県社会福祉士会相談役 稲吉 江美

高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法は、被虐待者の権利侵害の回復とともに、虐待を解消するための養護者への支援の必要性を法律に明記しています。

虐待は、被虐待者自身の要因、虐待者自身の要因、双方の関係性、これまでの生活史、環境等、多様な要因が複雑に絡み合って起きます。虐待対応にかかわる行政や協力機関の最優先課題は虐待を受けている高齢者・障がい者の安心で安全な生活を護ることにありますが、そのためには虐待をしている養護者から分離したり、面会制限を行ったり、被虐待者に成年後見制度の首長申立てをしたりすることができます。

同時に虐待をしている養護者がなぜ虐待に至るのか、その要因を探り、分析して必要な支援をしていくことが求められます。養護者支援とは、虐待を行った養護者を罰することが目的ではなく、養護者の抱える課題に即して、介護負担の軽減、養護者自身が疾病を抱えている場合の医療受診へのつなぎ、その他必要に応じて社会資源（法律相談、専門機関、他制度）につなぎ支援を展開していきます。

しかし、養護者自身が他者の支援を拒否する場合や解決の糸口を見つけ出せず長引く中で、身体への重大な傷害を負わせたり、放置されて衰弱させたり、財産を使い果たしたりして、警察に暴行・傷害罪等で逮捕されるという結果に至る場合もあります。家庭内虐待の加害者として逮捕された養護者に対して、釈放後にその再発を防止するためには、司法関係機関、虐待対応にあたる行政・協力機関、医療・福祉関係機関の一層の連携とチーム支援が重要になります。

第3章

「福岡県立ち直り サポートセンター」 における入口支援 の実務

この章では、「福岡県立ち直りサポートセンター」が支援要請の受付から支援に至るまでの各種ルート別の手続きの流れについて説明します。

また、支援の実務を通して感じられたポイント、今後の課題について述べます。

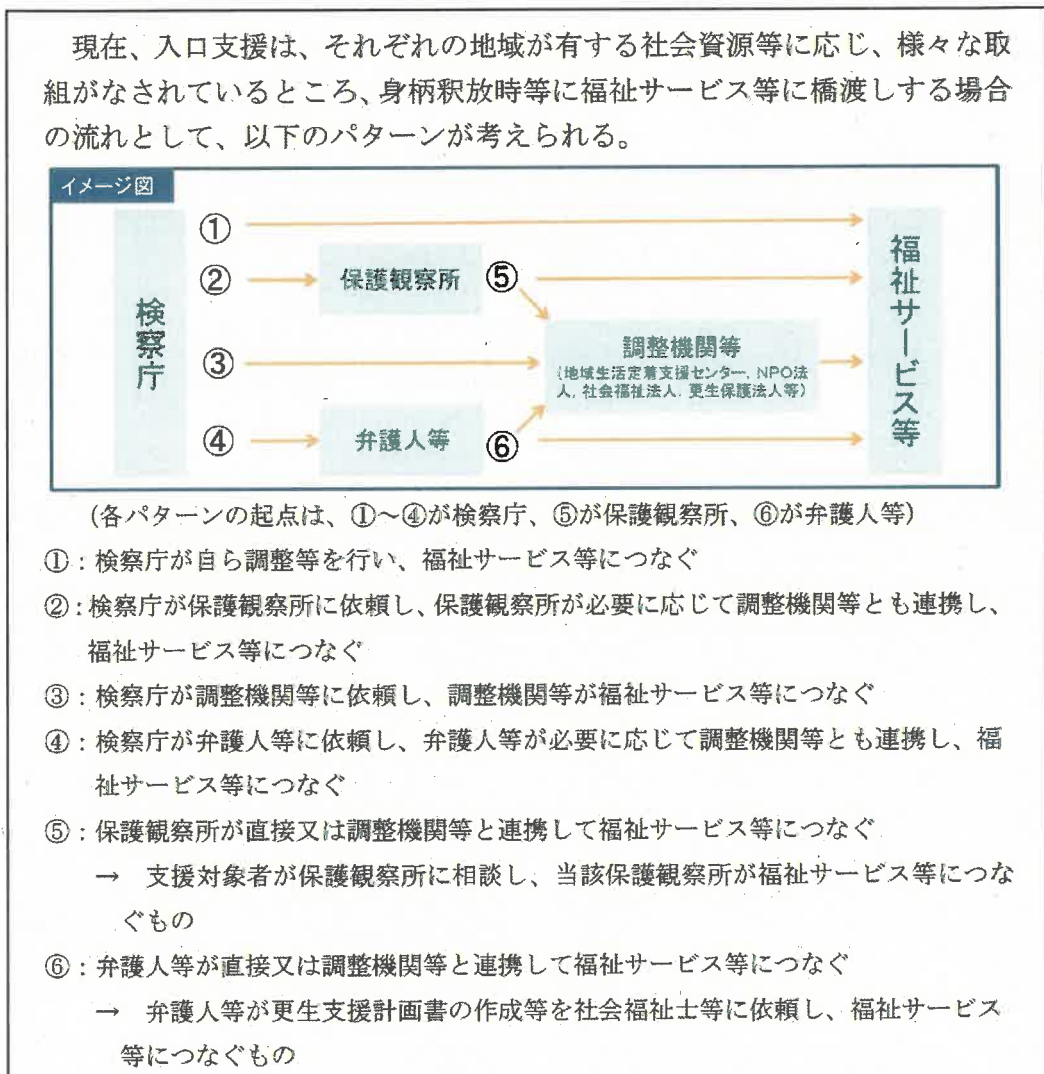
目次

1	入口支援のパターン	1
2	「福岡県立ち直りサポートセンター」における支援要請受付ルート	2
3	「福岡県立ち直りサポートセンター」の業務イメージ	3
4	「福岡県立ち直りサポートセンター」の支援対象	4
5	依頼ルート別支援の流れ	5
	Ⅰ 福岡地方検察庁からのつながり（地検ルート）	5
	Ⅱ 福岡県弁護士会からのつながり（弁護士ルート）	6
	Ⅲ 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーターからのつながり （薬物ルート）	8
	Ⅳ 「福岡県性暴力加害者相談窓口」からのつながり（性犯罪ルート）	9
6	入口支援における課題	11
7	支援のポイント（支援事例から）	13
8	今後の課題	15

1 入口支援のパターン

「入口支援」では、刑事司法手続きを起点として、適切な福祉サービス等の社会資源との連携に向けた調整が行われるが、刑事司法手続きの段階、関与する主体別にパターンを分類することができます。

「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会検討結果報告書」（令和2年3月法務省・厚生労働省）において、刑事司法手続きを起点とした入口支援において想定されるパターンを、下図のように分類して示しています。



このうち、福岡県においては、従来から以下の支援が実施されています。

- I 福岡地方検察庁による入口支援として、イメージ図中①、②、③及び④の支援
※この場合、「調整機関等」は、福岡県社会福祉士会との協定に基づく「社会福祉アドバイザー事業」が位置付けられます。
- II 福岡保護観察所による入口支援として、イメージ図中⑤の支援
※この場合、「調整機関等」は、更生緊急保護により利用可能な更生保護施設、自立準備ホームや協力雇用主等の更生保護関係支援機関及び支援者が位置付けられます。
- III 弁護士等による入口支援として、イメージ図中⑥の支援
※この場合、「調整機関等」は、福岡県弁護士会触法障がい者支援ワーキンググループにおける触法障がい者支援スキーム（北九州市、福岡市において、弁護士からの依頼を受けて、障がい者基幹相談支援センターが調整を行う仕組み）等が位置付けられます。

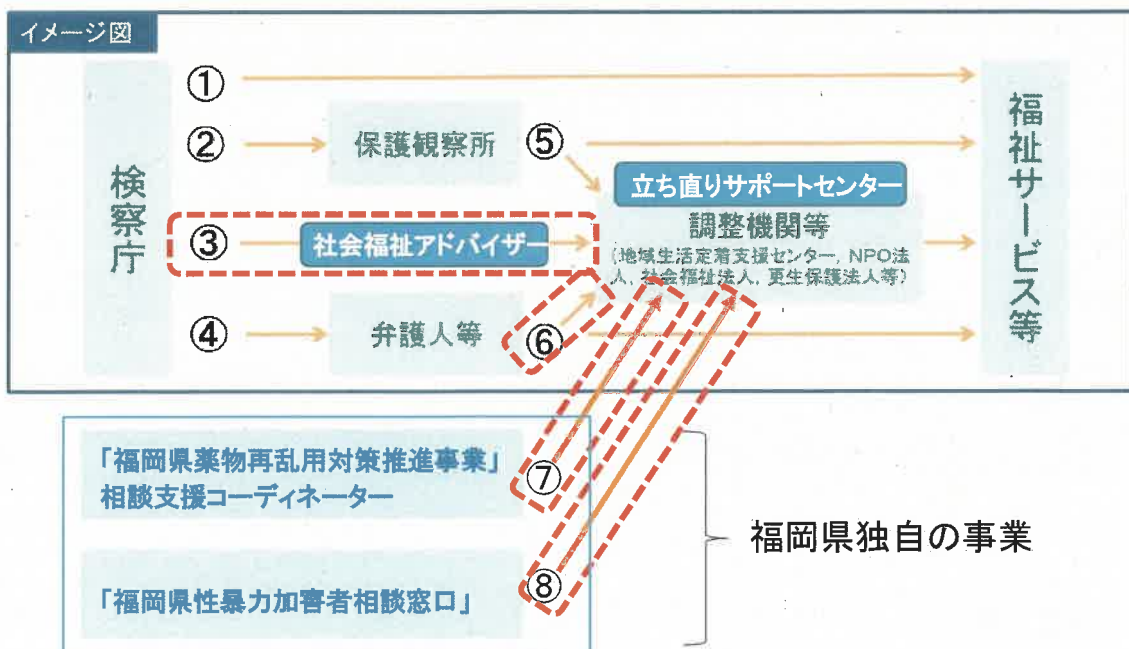
2 「福岡県立ち直りサポートセンター」における支援要請受付ルート

支援対象者が自ら支援を求める手続きは想定しておらず、下記 I～IV の支援関係者からの支援要請を起点として、業務を開始します。

- I 福岡地方検察庁及び同庁社会福祉アドバイザー
- II 福岡県弁護士会
- III 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーター
- IV 「福岡県性暴力加害者相談窓口」

「福岡県立ち直りサポートセンター」は、前掲のイメージ図中の「調整機関等」に位置付けられ、③及び⑥のルートを中心に支援要請を受け付けています。

また、これに加え、「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーター及び「福岡県性暴力加害者相談窓口」と連携し、それぞれの制度により支援を行っている者のうち、特に福祉的な支援が必要と認められる者について、支援要請を受け付けています。

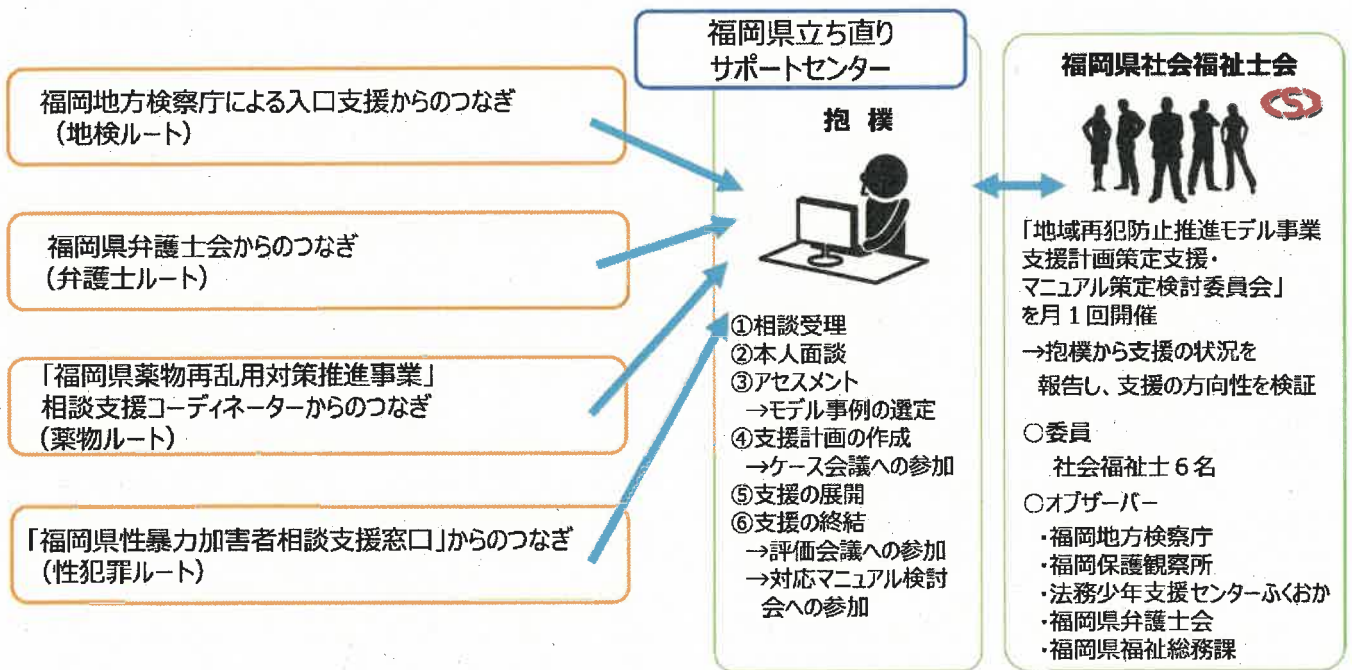


3 「福岡県立ち直りサポートセンター」の業務イメージ

「福岡県立ち直りサポートセンター」の運営は、福岡県から認定NPO法人抱樸（以下、「抱樸」という。）に業務委託しており、抱樸が前述のⅠ～Ⅳのルートから支援要請を受けて相談を受理、本人面談、アセスメントを行い、個別支援計画を作成した上で、具体的な支援を展開します。

また、福岡県からアドバイザー業務を委託している公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下、「福岡県社会福祉士会」という。）が、合議体により抱樸が策定する個別支援計画について、方向性の検証や終結等の見極め等の助言、進捗確認等を行う体制をとっています。

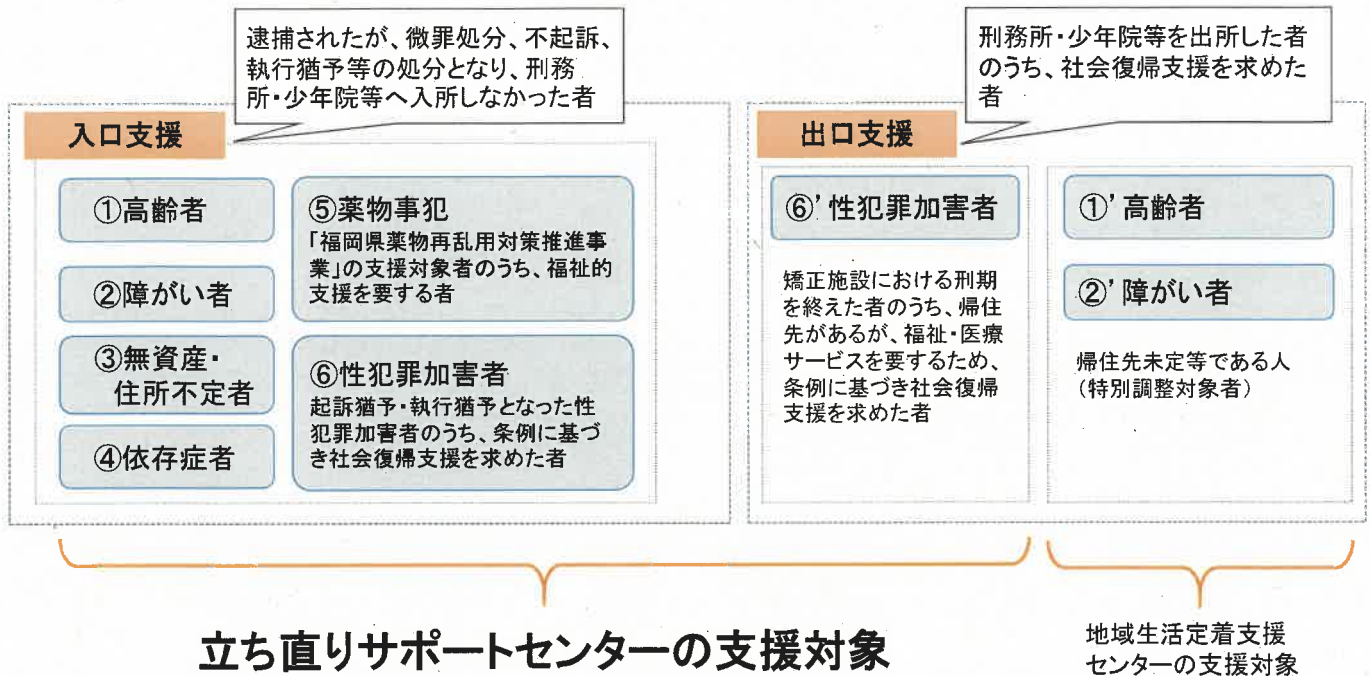
※ 各ルートにおける具体的な支援の流れについては、5～9ページのとおり。



4 「福岡県立ち直りサポートセンター」の支援対象

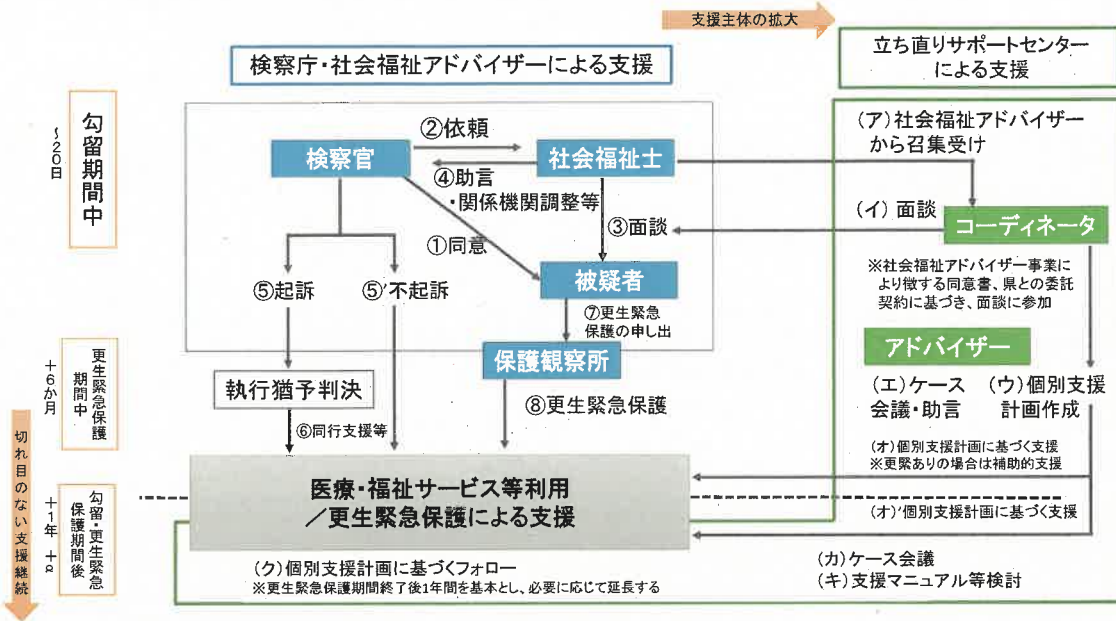
「入口支援」として、下記の①～⑥の区分において、支援を要する人を対象とします。

また、「出口支援」にあたる⑦の区分（矯正施設における刑期を終えた者のうち、福岡県性暴力根絶条例に基づき社会復帰支援を求めた者であり「地域生活定着支援センター」（「出口支援」の実施主体）の支援対象とならない者）も対象とします。



5 依頼ルート別支援の流れ

I 福岡地方検察庁からのつなぎ（地検ルート）



(1) 福岡地方検察庁社会福祉アドバイザーによる支援の枠組みにおける支援の流れ

- ① 検察官が被疑者に支援制度を説明し、支援を受けることについて同意を得る
- ② 検察官が社会福祉アドバイザーに支援を要請
- ③ 社会福祉アドバイザーが被疑者と面談（あるいは、関係する支援者を含めた会議開催）
- ④ ③の結果を踏まえ、社会福祉アドバイザーが検察官に支援方針を助言、関係機関との調整に着手 ← この段階で立ち直りサポートセンターの支援要請を検討
- ⑤ 不起訴が決定
- ⑥ 釈放時、必要に応じて同行支援を行う
- ⑦ 被疑者の状況、希望により更生緊急保護の申し出がある可能性
- ⑧ ⑦で更生緊急保護の申し出があった場合、保護観察所による入口支援を実施

(2) 立ち直りサポートセンターによる支援の流れ

ア 社会福祉アドバイザーから立ち直りサポートセンターコーディネーター（抱樸）に支援要請（1）-④）

イ 勾留期間中の被疑者と面談、立ち直りサポートセンターの支援を受けることについて同意書を徴する

ウ 個別支援計画作成に着手、帰住先など関係機関との調整に着手

（1）-⑤ 不起訴が決定

（1）-⑥ 釈放時、必要に応じて同行支援を行う

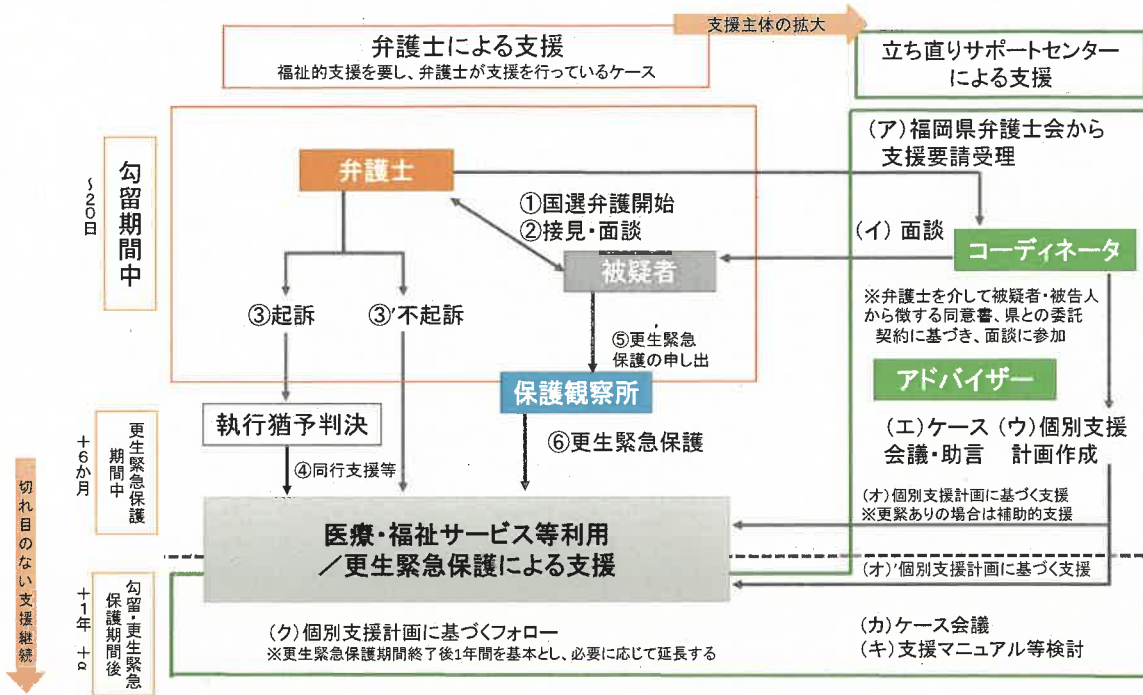
（立ち直りサポートセンターコーディネーターが対応）

エ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が、ウで立ち直りサポートセンターコーディネーターが作成する個別支援計画について検討し、助言を行う

オ 個別支援計画に基づく支援を展開（更生緊急保護を利用する場合は、更生緊急保護期間中は保護観察所と連携し、ケースごとに役割分担を検討）

カ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が月1回ケース検討会議を開催し、支援の実施状況を勘案し、個別支援計画の方向性等について検討し、助言を行う

II 福岡県弁護士会からのつなぎ（弁護士ルート）



(1) 国選弁護における支援の流れ

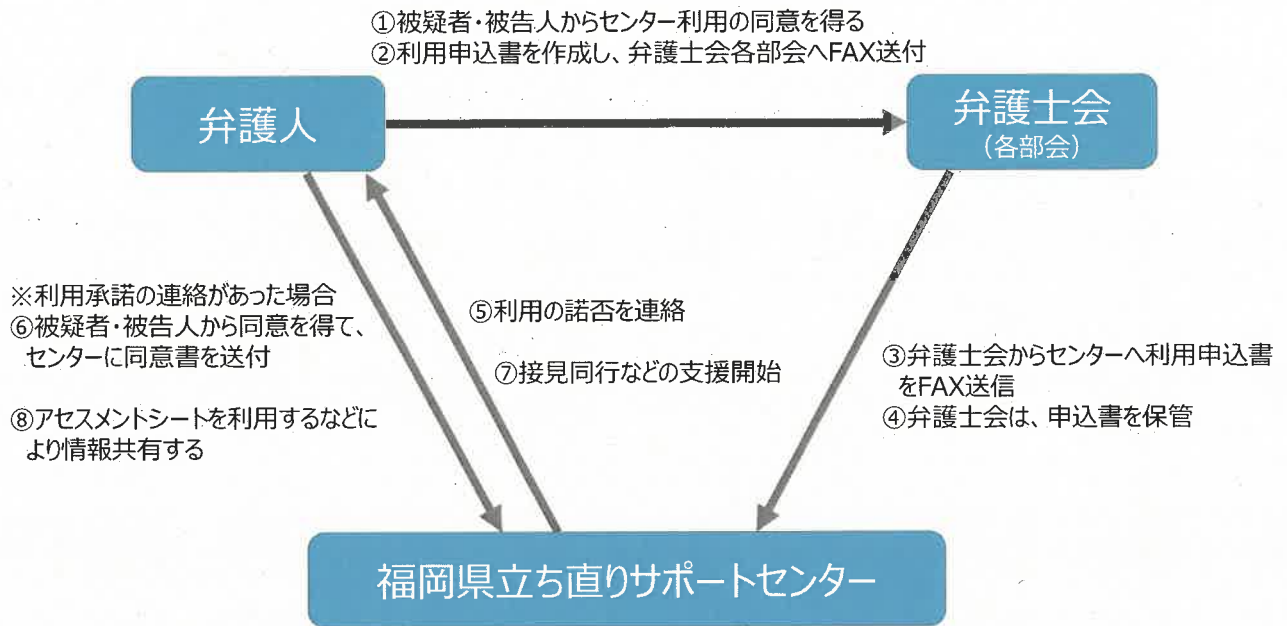
- ① 国選弁護人として選定された弁護士が弁護活動を開始
- ② 弁護士が被疑者と接見・面談 ← この段階で立ち直りサポートセンターの支援要請を検討
- ③ 不起訴が決定
- ④ 釈放時、必要に応じて同行支援を行う
- ⑤ 被疑者の状況、希望により更生緊急保護の申し出がある可能性
- ⑥ ⑤で更生緊急保護の申し出があった場合、保護観察所による入口支援を実施

(2) 立ち直りサポートセンターによる支援の流れ

- ア 弁護士から立ち直りサポートセンターコーディネーター（NPO 法人抱樸）に支援要請
 ((1) - ②) (立ち直りサポートセンターコーディネーターから支援要請を受けたことを検察庁に連絡)
- イ 勾留期間中の被疑者と面談（弁護士立会を原則とする）、立ち直りサポートセンターの支援を受けることについて同意書を徴する
- ウ 個別支援計画作成に着手、帰住先など関係機関との調整に着手
 (1) - ③ 不起訴が決定
 (1) - ④ 釈放時、必要に応じて同行支援を行う
 (立ち直りサポートセンターコーディネーターが対応)
- エ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が、ウで立ち直りサポートセンターコーディネーターが作成する個別支援計画について検討し、助言を行う
- オ 個別支援計画に基づく支援を展開（更生緊急保護を利用する場合は、更生緊急保護期間中は保護観察所と連携し、ケースごとに役割分担を検討）
- カ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が月1回ケース検討会議を開催し、支援の実施状況を勘案し、個別支援計画の方向性等について検討し、助言を行う

※ 上記は勾留期間中に支援要請が行われる場合の流れ。弁護士ルートは、この他に起訴後の公判中の段階、執行猶予が確定した段階で支援要請が行われる場合があります。

＜福岡県弁護士会における支援要請までの流れ＞

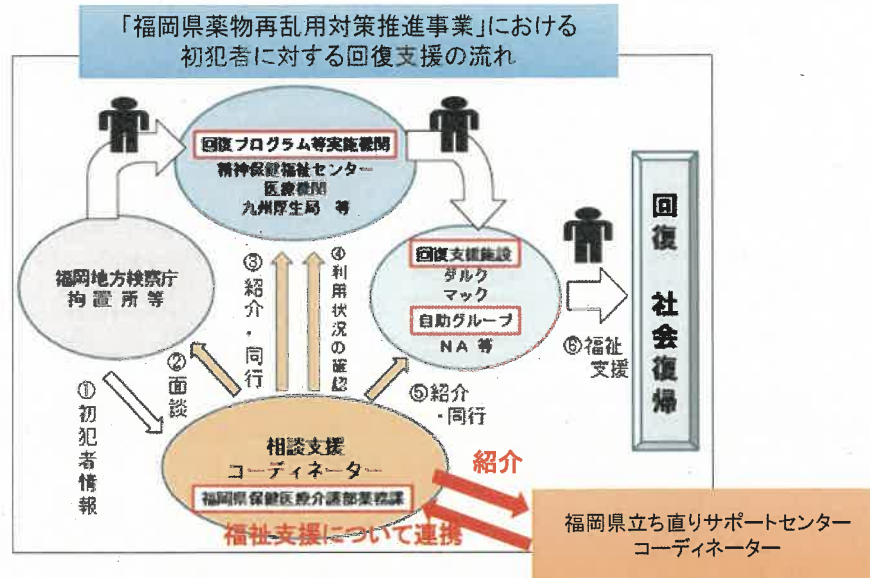


- ① 被疑者・被告人から立ち直りサポートセンター利用の同意を得る
- ② 利用申込書（福岡県弁護士会様式）を作成し、福岡県弁護士会各分会へ FAX 送付
- ③ 福岡県弁護士会各分会から立ち直りサポートセンターへ利用申込書を FAX 送信
- ④ 福岡県弁護士会各分会は、利用申込書を保管
- ⑤ 立ち直りサポートセンターから弁護人に利用の諾否を連絡
- ※ 以下、利用承諾の連絡があった場合
- ⑥ 被疑者・被告人から改めて同意を得て、センターに同意書を送付
- ⑦ 立ち直りサポートセンターが接見同行などの支援を開始
- ⑧ アセスメントシートを利用するなどにより、立ち直りサポートセンターコーディネーターと情報共有する

Ⅲ 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーターからのつなぎ（薬物ルート）

「福岡県薬物再乱用対策推進事業」の支援対象者のうち、社会復帰に係る支援を希望する者の支援を担います。

就労、住居等の福祉関連支援機関の紹介等が必要な支援対象者のうち、相談支援コーディネーターが「福岡県立ち直りサポートセンター」による支援が適切と判断した者について紹介を受け、必要な支援を行います。



(1) 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」における支援の流れ

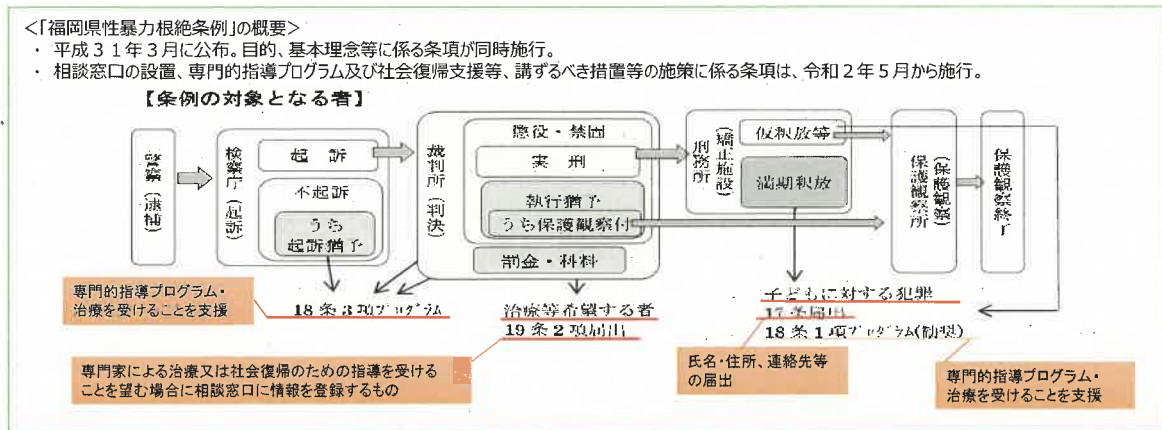
- ① 福岡地方検察庁から本人の同意を得られた初犯者の情報（氏名、住所等）提供。
- ② 釈放前に拘置所等において面談を実施。面談内容をもとに支援計画の策定。
- ③ 釈放後、支援計画に基づき、回復プログラム等実施機関を紹介。初回利用時には同行。
- ④ 回復プログラム等実施機関の利用状況等を定期的に確認し、支援計画を見直し。
(必要に応じて、面談を実施。)
- ⑤ 本人と面談のうえ、回復支援施設、自助グループの紹介、同行。
- ⑥ 社会復帰に向けて、就労、住居等の福祉関連支援機関の紹介等の支援を実施。このうち、生活環境調整が困難であり、長期の関与が必要なケースについて、立ち直りサポートセンターに相談。

(2) 立ち直りサポートセンターによる支援の流れ

- ア 「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーターから立ち直りサポートセンターコーディネーター（NPO 法人抱樸）に支援要請（(1) - ⑥）
- イ 支援対象者と面談、立ち直りサポートセンターの支援を受けることについて同意書を徴する
- ウ 個別支援計画作成に着手、住居確保、就労先確保など関係機関との調整に着手
- エ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が、ウで立ち直りサポートセンターコーディネーターが作成する個別支援計画について検討し、助言を行う
- オ 個別支援計画に基づく支援を展開（更生緊急保護を利用する場合は、更生緊急保護期間中は保護観察所と連携し、ケースごとに役割分担を検討）
- カ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が月1回ケース検討会議を開催し、支援の実施状況を勘案し、個別支援計画の方向性等について検討し、助言を行う

IV 「福岡県性暴力加害者相談窓口」からのつなぎ（性犯罪ルート）

性犯罪加害者であり、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（福岡県性暴力根絶条例）に定める支援の対象者となった者のうち、「福岡県立ち直りサポートセンター」による支援が適当である者について、必要な支援を行います。



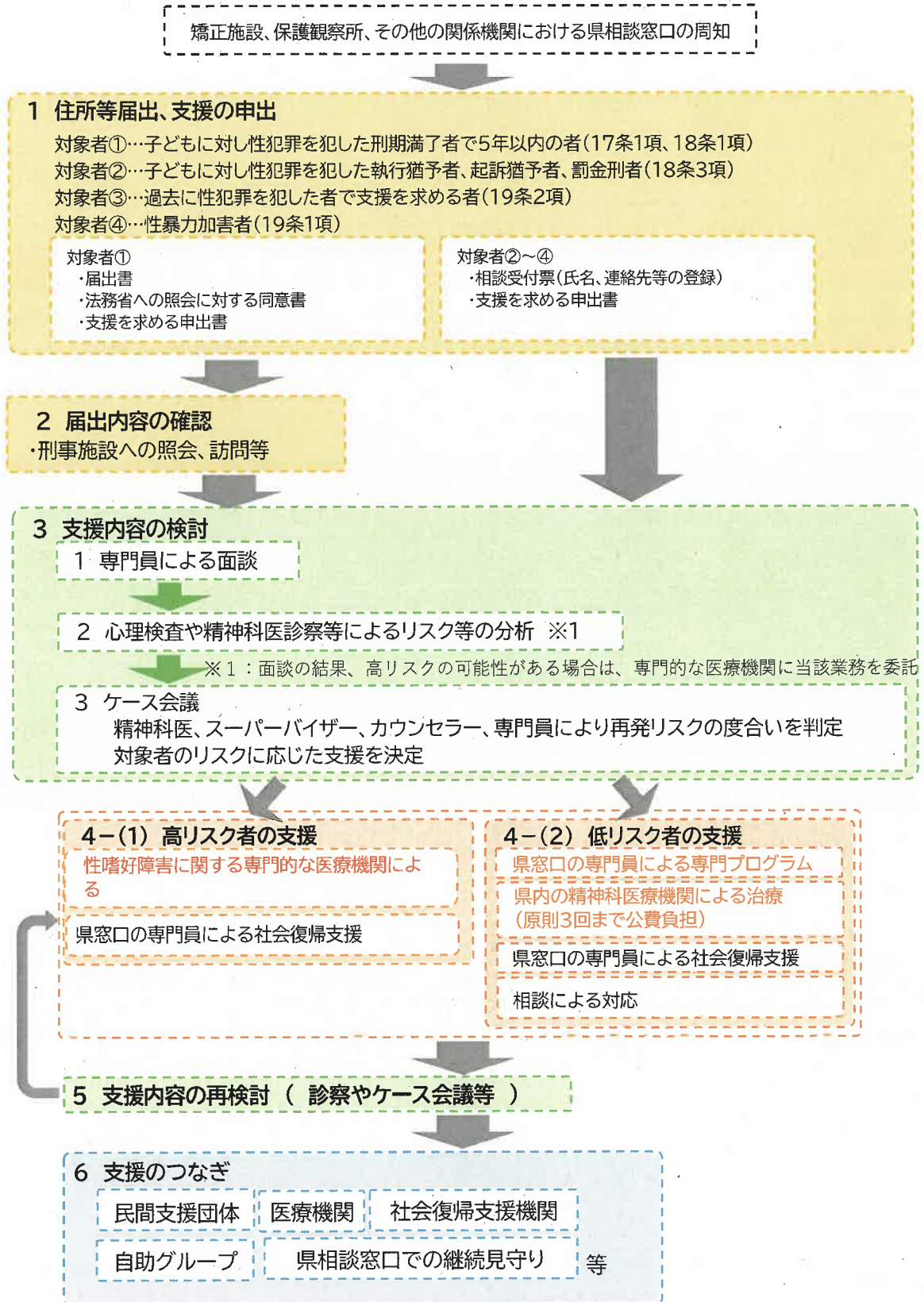
(1) 「福岡県性暴力加害者相談窓口」における支援の流れ

- ① 電話受付
- ② 面接相談（予約制）
資格を持った専門スタッフが面接相談を行い、支援内容を検討
- ③ 再犯防止・社会復帰支援
 - ・再犯防止専門プログラムの実施
 - ・問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介
 - ・社会復帰のための就労等の生活自立支援
→ 生活環境調整が困難なケース、生活環境調整のために長期の関与が必要なケースについて、立ち直りサポートセンターに相談

(2) 立ち直りサポートセンターによる支援の流れ

- ア 「福岡県性暴力加害者相談窓口」から立ち直りサポートセンターコーディネーター（NPO 法人抱樸）に支援要請
- イ 支援対象者と面談、立ち直りサポートセンターの支援を受けることについて同意書を徴する
- ウ 個別支援計画作成に着手、住居確保、就労先確保など関係機関との調整に着手
- エ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が、ウで立ち直りサポートセンターコーディネーターが作成する個別支援計画について検討し、助言を行う
- オ 個別支援計画に基づく支援を展開（更生緊急保護を利用する場合は、更生緊急保護期間中は保護観察所と連携し、ケースごとに役割分担を検討）
- カ 立ち直りサポートセンターアドバイザー（福岡県社会福祉士会）が月1回ケース検討会議を開催し、支援の実施状況を勘案し、個別支援計画の方向性等について検討し、助言を行う

<参考：「福岡県性暴力加害者相談窓口」における相談対応の全体像>



6 入口支援における課題

(1) 「福岡県立ち直りサポートセンター」の機能について理解してもらうこと

- ・ センターによる支援が新たな取組であったことから、支援対象者、協働して支援を実施していく関係機関にセンターの役割を理解してもらうことが難しいケースがあった。
- ・ 福岡県の委託業務であることが分かりづらく、市役所の生活保護担当者がセンターの同行支援について快く思わず、同席を認めないケースがあった。

今後必要な取組

- ✓ センターの役割、機能を紹介するパンフレットを作成する。
- ✓ 国の政策に基づく取組であり、県の委託事業として実施していることが支援対象者、関係機関に伝わるよう工夫する。

(2) 既存の支援者との関係整理・関係づくり

- ・ 「出口支援」と異なる点として、事件が発生する前から支援対象者と関りを持っている支援者がいるケースが多いため、支援対象者が「どちらの言うことを聞けばよいのかわからない」というケースが見られた。
- ・ 支援者を交えたケース会議を開催するに当たって、センターが主導権を執るべきか、既存の支援者に委ねるべきか、迷う場面があった。

今後必要な取組

- ✓ 支援機関、分野別の役割分担の事例を蓄積し、既存の支援者に協力を求める際にわかりやすく提示するパンフレット等のツールを作成する。
- ✓ 事案によっては、既存の支援者による支援が十分に機能していなかった可能性があることを前提として、介入後の初期においては、特にセンターが主導して支援者との「つなぎなおし」を行うことも必要となる。このため、関係機関となる可能性がある市町村や社会福祉法人、NPO法人等に対して、事前に福岡県としてアナウンスをしておくことが必要。

(3) 家族まるごと（世帯単位で）支援を要するケースが多い

- ・ 「出口支援」の場合は、矯正施設入所前の支援対象者とのつながりが希薄であるケースが大半であることから、支援対象者個人に着目して生活環境を調整することが中心となる。
- ・ 一方、「入口支援」は、事件化するまで社会生活を営んでいた個人が支援対象者となることから、元の生活に戻るための調整を行う際、支援対象者の家族との調整が必要なケースが多くなるが、その家族が何らかの困難を抱えているケースが多くみられる。
- ・ 世帯単位で包括的な支援を行うためには、多分野、多機関の連携が必要になることから、支援者同士のネットワーク構築（可能な限り事前の関係構築、支援開始後には速やかな関

係構築)が必要となる。

- ・ 加害者として支援対象者となった人が、他の家族の養護者でありながら、行政機関から適切な養護者支援がなされず、純粋に加害者として位置づけられており、問題が深刻化して事件に至ったと考えられるケースも見受けられる。
- ・ 虐待等の事件により、家族を分離して新しい環境を準備する必要があるケースもあるが、その場合市町村の行政区を超えた範囲で調整を行うことがある。

今後必要な取組

- ✓ 困難を抱えた世帯に対して、包括的な支援が行えるよう、関係機関となる可能性がある市町村や社会福祉法人、NPO法人等に対して、研修会等を通して支援事例の情報提供を行う。
- ✓ 高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等において規定されている「養護者支援」が、現場において機能するよう、関係機関となる可能性がある市町村や社会福祉法人、NPO法人等に対して、研修会等を通して支援事例の情報提供を行う。

(4) 更生緊急保護を活用するケースにおける保護観察所との役割分担

- ・ 立ち直りサポートセンターの介入は、検察庁又は拘留所で勾留されている期間中に開始するものが中心であるが、釈放後に更生緊急保護を活用する場合は、更生緊急保護の期間中、保護観察所、あるいは更生保護施設・自立準備ホームが支援の主体となる。
- ・ モデル事業においては、センターの役割分担を明確に示すことができないまま支援に入っていたため、支援対象者にとって保護観察所等との役割分担が不明瞭であるとのことで、とまどいを与えることがあった。

今後必要な取組

- ✓ 支援開始段階で、保護観察所の担当保護観察官と連携体制について丁寧に協議を行い、更生保護施設・自立準備ホームとの役割分担を明確にするよう努める。また、施設入所後においても、担当保護観察官、施設担当者と情報共有を図り、支援対象者の状況に応じて随時役割分担を見直すなど、柔軟な対応を心がける。

(5) 市町村ごとに福祉サービス等利用に際しての運用が異なる

- ・ 支援対象者が更生保護施設、自立準備ホームに入所中である場合、退所するまで生活保護を支給しない運用をしている市役所があり、医療費の負担ができないことから、必要な医療的支援が停滞するケースがあった。
- ・ 更生保護施設、自立準備ホームに入所中の支援対象者が、これらの施設が立地する市役所に生活保護申請を行った際、一時的な居住地であるとの判断から支給を認められず、柔軟な支給決定を行う市の施設に移転したケースがあった(移転先の市役所で生活保護支給決定)。

今後必要な取組

- ✓ 生活保護の支給決定は、各市役所の権限に委ねられているが、福岡県再犯防止推進計画の趣旨を再確認するよう働きかけるとともに、事例の情報提供等を通して、柔軟な対応を検討するよう、要請する。

(6) 市町村の理解促進

- ・ 市町村における各福祉制度の窓口において、犯罪をした人への対応として、適切な福祉サービス等を提供するためには刑事司法関係機関等との連携が必要であるという理解が十分浸透していない。

今後必要な取組

- ✓ 当ハンドブックを、県及び市町村の各種相談・給付業務担当職員をはじめ、社会福祉施設等の福祉サービス等を提供する関係機関に広く共有する。
- ✓ 「福岡県再犯防止推進市町村連絡会議」において、地方再犯防止推進計画の策定手続きをはじめ、再犯防止の取組において、地方公共団体に求められる役割等について情報提供する機会を設ける。
- ✓ 「福岡県地域生活定着支援センター」に関わる支援機関ネットワークである、「地域生活定着支援協議会」において、支援の実例等について情報共有するとともに、円滑に支援の実務に取り掛かることができるよう、顔が見える関係づくりに取り組む（現状は、支援機関相互の情報共有、研修の場であるが、今後、市町村職員にオブザーバー参加を呼びかけることを検討する）。

7 支援のポイント（支援事例から）

(1) 「困り感」がない対象者に対する「支援を受けること」の動機付け

- ・ 長年ホームレス生活を続け、規則に縛られない生活に慣れているため、本人に「困り感」がないケース
- ・ 自身に認知症等の問題、知的障がいの問題などがあることを認識しておらず、「困り感」がないケース
- ・ 精神疾患等における病識が本人になく、生活に「困り感」がないケース
- ・ 親の支援により経済的に困窮していないため、「困り感」がないケース

支援のポイント

- ✓ 立ち直りサポートセンターコーディネーターをはじめ、支援者との信頼関係を構築しつつ、できるだけ多くの主体がかかわりを持つことにより、支援を受ける動機付けを図る。

(2) 顕在化されていなかった認知症等の問題、知的障がい及び発達障がいの問題

- ・ 傷害事件（家庭内暴力）における被害家族の養護者（加害者）に、認知症等の問題、知的障がい及び発達障がいの問題があるにもかかわらず、福祉サービスにつながっていなかったケース
- ・ 支援対象者の家族が、支援対象者の障がいを受容していないことにより、必要な福祉サービスにつながれておらず、事件化した後も受容してもらうために労力を要したケース

支援のポイント

- ✓ 認知症等の問題や障がいといった特性の問題は、デリケートな問題であり、支援対象者本人のみならず、その家族にとっても受容するのは容易でないため、立ち直りサポートセンターコーディネーターをはじめ、支援者との信頼関係を構築しつつ生活環境調整の選択肢の一つとして提示するなど、支援対象者及び家族の尊厳に配慮した対応が必要。
- ✓ 特性を受容した上で、客観的目つ適切な診断を受けることによって、どのような介護サービスあるいは障がい福祉サービスが利用できるのか、わかりやすく情報提供する。
- ✓ 障がい特性へのアプローチが難しい場合は、障害者職業センターや法務少年支援センターの協力を得て、知能検査を勧めるなどにより、支援対象者が自身の得意、不得意を認識することから着手するといった方法も検討する。

(3) 累犯者への支援

- ・ 依存症傾向がある知的障がい者による性犯罪のケース

支援のポイント

- ✓ 知的障がいの特性に見合ったコミュニケーション、信頼関係を図りつつ、飲酒問題や性的嗜好に関する衝動性の問題への介入（医療と福祉）が重要。
- ✓ 施設入所等による見守りの体制の確保が有効。生活が自立している場合であっても、孤立させない配慮も必要。

(4) 情状証人、更生支援計画書作成

- ・ 支援対象者が高齢者であったケースにおいて、支援機関である地域包括支援センターが更生支援計画書の作成主体となるよう調整していたところ、担当ケアマネジャーは協力的であったが、組織としては「所管業務の範囲外」と判断され、実現しなかったケースがあった。
- ・ 支援対象者が障がい者である場合は、基幹相談支援センターが更生支援計画書の作成を担う例もあり、業務の一環として認識されつつある。高齢者の場合は、地域包括支援センターや高齢者福祉施設等が作成主体となる可能性があるが、犯罪をした人への関与が業務上想定されていないと思われる。

支援のポイント

- ✓ 他県、市におけるモデル事業における実例について情報収集し、県内の高齢者福祉関係者をはじめとした福祉サービスの提供者に情報提供する。
- ✓ 情状証人あるいは更生支援計画書の作成が必要な場面において、担当弁護士が福祉サービスの提供者に協力依頼を行う際、立ち直りサポートセンターが把握している類似事例について情報提供したり、支援対象者の更生のために求められる福祉サービスの内容等について説明したりすることにより、理解を得られるよう支援を行う。
- ✓ 法務省、厚生労働省に対し、高齢者福祉関係者をはじめとした福祉サービスの提供主体への理解促進について協力を求める。

8 今後の課題

立ち直りサポートセンターが取り扱っていない「入口支援」ニーズとして、下記の状況にある人が挙げられます。

今後、関係機関と意見交換を行い、情報共有することで相互の支援の内容を充実させることになげたいと考えます。

- ・ 警察による送検前で微罪処分となった人
- ・ 罰金刑が確定した人で、資力がないために労役場留置による労役に服している人
- ・ 起訴猶予者・執行猶予者のうち、高齢、障がい、貧困、依存症等の類型による福祉サービス等のニーズはないが、社会的信用を失ったことにより、孤立したり就職が困難であるなど、生活が安定しない人

第4章

入口支援に有用な 福岡県内の社会資源

入口支援から出口支援まで切れ目のない、息の長い支援を実現するためには、様々な機関や組織の力が必要です。

この章では、福岡県内で福祉サービス、困りごとを抱えた人への支援を担っている機関や組織（社会資源）を紹介します。

目次

1	生活支援に関する社会資源	1
2	就労支援に関する社会資源	7
3	住居確保に関する社会資源	20
4	高齢者の生活支援に関する社会資源	27
5	障がい者の生活支援に関する社会資源	38
6	生活困窮者の支援に関する社会資源	47
7	精神疾患・依存症がある人の支援に関する社会資源	55
8	児童の支援に関する社会資源	61
9	権利擁護・法律相談支援に関する社会資源	64
10	ボランティア活動に関する社会資源	70
11	参考資料 矯正施設における再犯防止に向けた取組	75



1

生活支援に関する 社会資源

1 福岡県地域生活定着支援センター

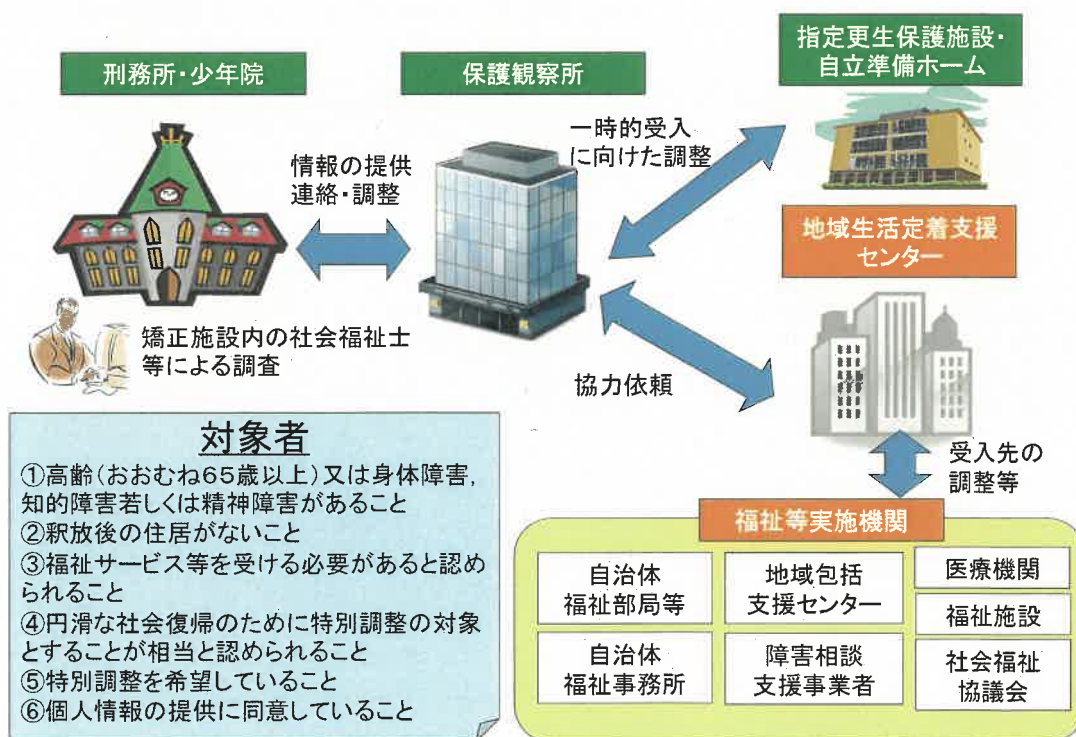
◇ 概要

- 刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障がいのため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難です。このような人たちに必要な支援を行うため、平成21年度から地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）が開始されました。
- 各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいます。
- 各都道府県に1か所設置されています。※北海道のみ2か所設置

◇ 支援内容

- コーディネート業務：保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行います。
- フォローアップ業務：コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。
- 相談支援業務：懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

<地域生活定着支援センターの概要>



2 福岡県立ち直りサポートセンター ※令和3年度からは地域生活定着支援センターに統合

◇ 概要

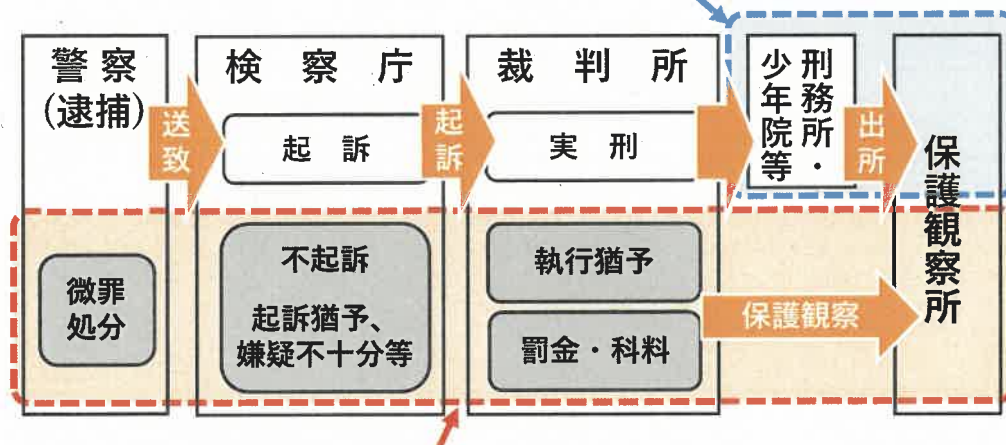
- 平成31年3月に策定した「福岡県再犯防止推進計画」の具体的な取組みとして、国の刑事司法関係機関(福岡地方検察庁、福岡矯正管区、福岡保護観察所等)、支援団体・関係機関等と連携し、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢、障がいなどにより、福祉的支援(医療的支援を含む)が必要であり、かつ、支援を行うことが適当と認められる人について、地域生活を送るための支援(いわゆる「入口支援」)等、再犯防止に向けた取組みを実施する「福岡県立ち直りサポートセンター」を開設しました。

◇ 支援内容

- ①福岡地方検察庁、②福岡県弁護士会、③「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーター、④「福岡県性暴力加害者相談窓口」からの依頼を受けて、高齢者、障がい者等に加え、福岡県独自の取組みとして、薬物事犯者、性犯罪加害者を含めた幅広い対象者を支援します。
- 福祉的支援が必要な起訴猶予者等に係る個別支援計画を作成し、就労の確保、住居の確保等の支援を実施します。

<出口支援と入口支援の対象範囲>

出口支援(福岡県地域生活定着支援センター)の対象範囲
 ※このうち、高齢又は障がいがあり、帰住先がない人(特別対象者)



入口支援(福岡県立ち直りサポートセンター)の対象範囲

3 福岡地方検察庁社会福祉アドバイザー

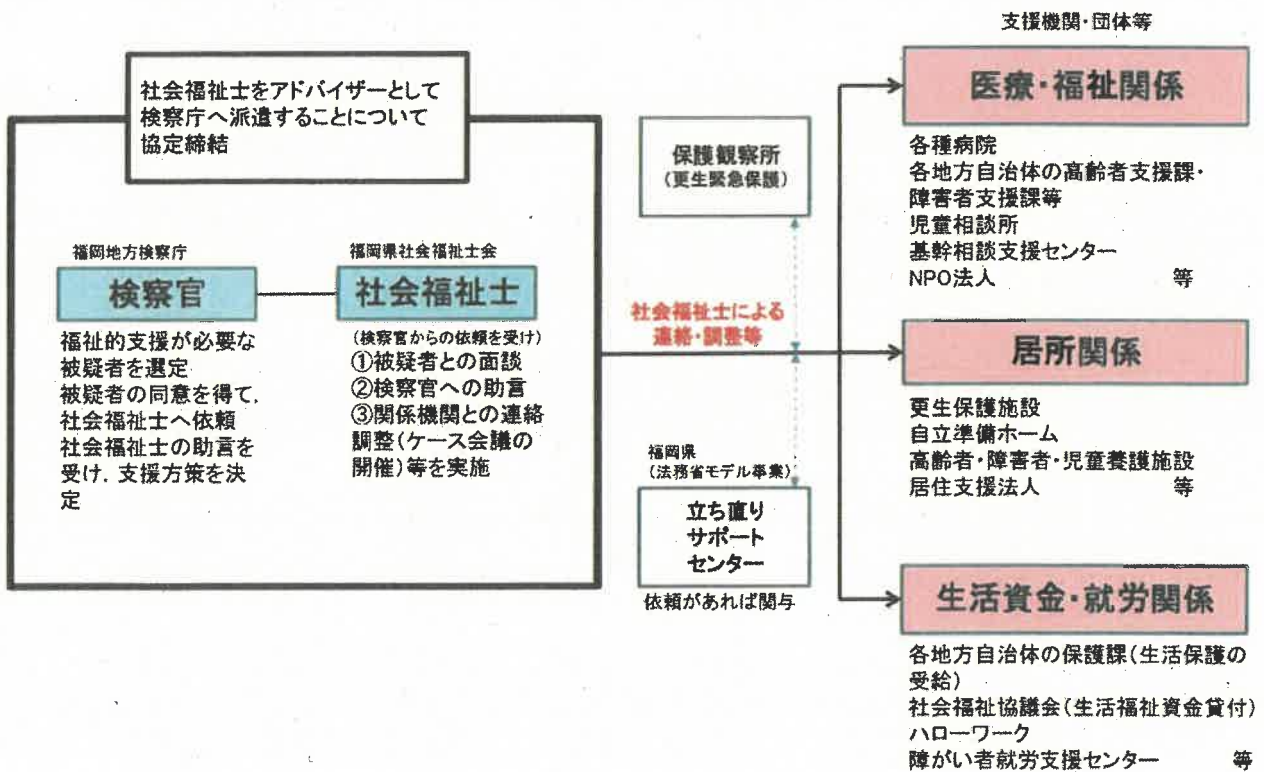
◇ 概要

- 福岡地方検察庁における再犯率等の低下に向けた各種取組の一つとして、再犯防止・社会復帰のために住居及び就労を中心とした生活基盤の安定のため支援が必要と認められる被疑者等を支援するため、福岡県社会福祉士会と協定を締結し、社会福祉士をアドバイザーとして派遣しています。

◇ 支援内容

- 各種支援方策の策定、各種期間との連絡調整、被疑者等への助言、各種福祉施設等への同行支援及び福岡県立ち直りサポートセンターへのつなぎ支援等を行っています。

<福岡地方検察庁社会福祉アドバイザー派遣の枠組み>



4 保護司

◇ 概要

- 保護司法に基づき、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを目的に国から委嘱されたボランティアです。

◇ 支援内容

- 保護観察：犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事

項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行います。

- ・ 生活環境の調整：少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。
- ・ 犯罪予防活動：犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調月間として、講演会、シンポジウム、ワークショップ、スポーツ大会等様々な活動が展開されています。

<鉄拳の「社会を明るくする運動」with 法務省（第66回「社会を明るくする運動」ショートムービー）>



【YouTube 法務省チャンネル（パラパラマンガ）へリンクします】


5 更生保護サポートセンター

- ◇ 更生保護サポートセンターは、地域における更生保護の諸活動の拠点で、「企画調整保護司」が常駐しています。
- ◇ 更生保護サポートセンターでは、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供などを行っているほか、保護司会の事務運営に当たっています。
- ◇ 更生保護サポートセンターの多くは、市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、更生保護関係団体だけでなく、地域の関係機関・団体との会合等にも使われ、地域と連携しながら安心安全な地域環境づくりを行っています。
- ◇ 令和元年度内に全国886か所ある保護司会の全てに、更生保護サポートセンターが設置されるよう予算措置がなされました。

<更生保護サポートセンターの一例>

博多保護区更生保護サポートセンター (平成27年4月開設)


開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前10時～午後4時
住所	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目11-22 ライオンズマンションJOY博多202号
電話	092-292-8174 / FAX092-292-8171



室内全景

サポートセンター紹介

サポートセンター看板




私たちのサポートセンターでは、理事会、常任理事会、各種部会等の会議開催、保護観察対象者との面接、さらに、BBS会等関連団体の会議などの場として使用しています。


特に企画調整保護司の皆さんには、会の運営、地域との連携強化等の情報の共有、課題・問題の解決策を共に考え、実行して地域社会に対する保護司への認識の向上に努めています。

情報の発信基地として新人保護司への研修やその連携の強化に努めています。


保護司の皆さんが立ち寄りやすく、相談しやすいサポートセンター作りに取り組んでいます。



書類ロッカー



会議風景



作業風景

1. サポートセンターの主な利用団体等
保護司会 BBS会
2. 博多保護区保護司開催・参加行事
 - 毎年5月3日 福岡市の祭りどんたくに、ひまわりどんたく隊として参加しています。
 - 毎年7月第一週土曜日に“社会を明るくする運動”博多区大会を開催しています。

2

就労支援に関する 社会資源

1 保護観察所

◇ 概要

- ・ 法務省設置法及び更生保護法に基づいて設置される法務省の地方支分部局で、罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放や仮退院になった者、保護観察付の刑の執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関です。
- ・ 保護観察とは、犯罪をした人または非行のある少年が社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。刑務所等の矯正施設で行われる「施設内処遇」に対し、施設外、つまり社会の中で処遇を行うものであることから、「社会内処遇」と言われています。
- ・ 保護観察は、保護観察所に配置される保護観察官と、地域で活動する保護司が協働して行います。
- ・ 就労支援に関しては、下記の事業を実施しています。

◇ 主な就労支援に関する事業

<刑務所出所者等に対する就労支援ハローワーク等と連携した支援対策>

- ・ 平成18年度から法務省と厚生労働省との連携により、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しています。
- ・ 矯正施設、保護観察所及びハローワーク等が連携する仕組みを構築した上で、矯正施設入所者に対して、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施しています。
- ・ 保護観察対象者等に対しては、ハローワークにおいて担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、(1)セミナー・事業所見学会、(2)職場体験講習、(3)トライアル雇用、(4)身元保証等の支援メニューを活用した支援を実施しています。

<更生保護就労支援事業>

- ・ 民間のノウハウ・ネットワークを活かし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな支援等を実施しています。
- ・ 就労の確保が困難な者の就労支援や雇用管理に関する専門知識及び経験を有する就労支援員により、(1)就職活動支援、(2)職場定着支援の2つの支援を実施しています。

<協力雇用主に対する支援制度>

- ・ 協力雇用主になるためには、保護観察所に登録する必要があります。
- ・ 本人への接し方や配慮すべき事項等について、心理学・教育学・社会学等の専門的知識をもつ国家公務員である保護観察官及び地域性・民間性をもつボランティアである保護司が助言等の支援を行います。
- ・ 上記「更生保護就労支援事業」において、採用段階から、採用後最長6か月まで本人への接し方や雇用管理に関する相談等の支援を行っています。

<協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金>

- ・ 保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、年間最大72万円の奨励金が支給されます。

<公共工事等の競争入札における優遇制度>

- ・ 公共工事等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度の導入について、地方公共団体に働きかけを行っています。
- ・ 福岡県内では、福岡県、福岡市、北九州市、糸島市、大野城市、直方市、春日市、宗像市、太宰府市、那珂川市で加点制度が導入されています。

- ①福岡保護観察所（福岡市中央区）
- ②福岡保護観察所北九州支部（小倉北区）
- ③福岡保護観察所飯塚駐在官事務所（飯塚市）

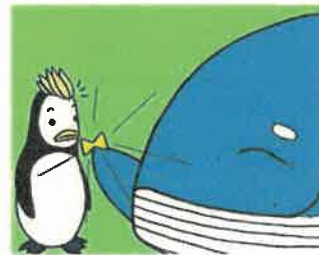
2 協力雇用主

- ◇ 協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。
- ◇ 現在、全国で23,316（令和元年10月1日現在）、福岡県内では1,043（令和2年10月22日時点）の事業者が登録しています。
- ◇ また、協力雇用主会が地区単位、都道府県単位で組織されており、協力雇用主の活動をバックアップしています。

●ホゴちゃんの更生ものがたり



昔のボクは、悪いことばかりする
非行ペンギンでした。



でも、保護司のクジラ先生や、

1 2
3 4



協力雇用主のアシカ親方のおかげで、



立ち直りました！
更生ペンギンです！

<福岡県内の市町村別協力雇用主登録数（令和2年10月22日時点）>

市町村名	登録数	市町村名	登録数	市町村名	登録数	市町村名	登録数
北九州市	259	筑紫野市	7	篠栗町	1	大刀洗町	7
福岡市	328	春日市	8	志免町	18	大木町	1
大牟田市	15	大野城市	13	須恵町	11	広川町	3
久留米市	50	宗像市	7	新宮町	5	香春町	0
直方市	10	太宰府市	15	久山町	2	添田町	0
飯塚市	43	古賀市	12	粕屋町	11	糸田町	0
田川市	10	福津市	4	芦屋町	3	川崎町	7
柳川市	3	うきは市	6	水巻町	0	大任町	0
八女市	5	宮若市	6	岡垣町	1	赤村	0
筑後市	15	嘉麻市	11	遠賀町	5	福智町	6
大川市	5	朝倉市	11	小竹町	0	苅田町	10
行橋市	7	みやま市	5	鞍手町	3	みやこ町	3
豊前市	3	糸島市	11	桂川町	2	吉富町	1
中間市	9	那珂川市	18	筑前町	6	上毛町	2
小郡市	6	宇美町	12	東峰村	0	薬上町	3

3 コレワーク（矯正就労支援情報センター）九州（福岡市東区）

◇ 概要

- 受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する人を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などとして、広域的な就労支援等に取り組んでいます。

※ 「コレワーク」という名称は、「Correction：受刑者等の矯正」、「Core：中核」、「Collection：全国の受刑者等の情報収集」を表す「コレ」に仕事を表す「ワーク」をつけることで、矯正就労支援情報センター室が、受刑者等を仕事に結び付ける支援を通じて再犯防止の核となる決意を表わしています。

◇ 事業内容（受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対し、以下の3つのサービスを提供）

- ① 雇用情報提供サービス：全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理、事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介
- ② 採用手続き支援サービス：事業主の方の矯正施設での採用手続きを広くサポート
- ③ 就労支援相談窓口サービス：事業主の方に対する各種支援制度のご案内、事業主に対する矯正施設見学会、職業訓練見学会等の案内

4 法務少年支援センターふくおか（福岡市南区）、法務少年支援センターこくら（北九州市小倉南区）

◇ 概要

- ・ 少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。相談等の依頼は子どもから大人まで幅広くお受けしています。
- ・ 法務少年支援センターふくおか及び法務少年支援センターこくらでは、一般の方や関係機関からの依頼に応じて、下記の支援を心理学等の専門家が行っています。

◇ 事業内容

- ・ 能力・性格の調査
- ・ 職業適性検査の実施（及びフィードバック）
- ・ 問題行動の分析や指導方法等の提案
- ・ 子供や保護者に対する心理相談
- ・ 仕事や職場の人間関係等に関する相談
- ・ 事例検討会（ケース会議）等への参加
- ・ 研修・講演
- ・ 法教育授業等

5 特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構（福岡市中央区）

◇ 概要

- ・ 経済団体や事業者の協力により犯罪者や非行少年の就労支援を行い、円滑な社会復帰を助けることによって、安全で安心な社会づくりに貢献する組織です。
- ・ 刑務所出所者、保護観察対象者その他の課題を抱える人の就労支援と、受け入れてくださる協力雇用事業所の拡大サポートを行っています。

◇ 事業内容

- ・ 雇用協力事業者の開拓事業：雇用協力事業者の増加並びに各地域及び業種職種の拡大を図り、対象者の就労を確保し、再犯を防止する。
- ・ 雇用協力事業者助成事業：雇用協力事業者が対象者を雇用した場合の諸経費等の助成を行う。
- ・ 就労支援制度の実施事業：雇用事業所等での職場体験講習、就労セミナー、就職説明会等を実施する。また、刑務所等に協力雇用主を派遣し講話を行ってもらうことで、出所後の自立を促す。
- ・ 雇用協力事業者等研修事業：雇用協力事業者の交流を図るとともに、協力雇用主に対し、個別又は研修会等を通じ、雇用の意義や採用後の雇用管理のノウハウ等の情報提供や相談を行う。

- ・ 犯罪予防の広報・啓発事業：犯罪予防を図るための就労支援事業の必要性、重要性について積極的に広報し、より多くの県民の理解と協力を得られるよう努める。
- ・ 弁護士（少年事件の付き添い）からの就労支援依頼事業：福岡県弁護士会は全国に先駆けて、少年事件（主として観護措置事案）の付き添い弁護活動をしているが、それが有効に期するためには就労の確保が不可欠であることから、就労支援の協力を努める。
- ・ 福岡県警暴力団対策部からの就労支援依頼事業：福岡県警の暴力団壊滅作戦により離脱する組員が増加している。その離脱した組員の自立更生、特にその就労は困難であるため、雇用協力事業者やハローワーク等と連携しながら就労支援を実施する。
- ・ 非行少年等の就労支援事業（受託事業）：福岡県青少年育成課が実施する事業。非行等の問題を抱える少年の再犯を防止し、その健全な育成を図るため、社会的に自立させることを目的に、非行少年等に対して、進路相談から就労体験、就職活動、就労後の定着まで、一貫した寄り添い型の就労支援を行う。
- ・ 協力雇用主の活動を支援する取組として、令和2年度から「福岡県協力雇用主会特別会員」制度を開始。会員が実際に雇用した場合、会員への給与助成を行う制度、矯正施設等見学会の案内、研修会の開催等の支援を受けることができます。

6 日本財団職親プロジェクト

◇ 概要

- ・ 企業の社会貢献活動と連携し、少年院出院者や刑務所出所者に就労支援のみでなく、住居、教育、仲間作りの機会を一体的に提供することで、更生と社会復帰を支援するとともに、再犯率低下の実現を目指す取組みです。
- ・ 2013年にスタートし、78社（東京13社、新潟11社、大阪26社、和歌山15社、福岡13社）が登録しています。
- ・ 対象者は、少年院出院者・刑務所出所者で就労意欲の高い、入院・入所事犯が初犯であり、犯罪傾向の進んでいない者を基本として、一部の重大事犯、薬物事犯、強制わいせつ事犯への支援も行っています。

◇ 特徴

- ・ 企業は更生支援に取り組むことを公にし、対象者も社内でオープンにしています。
- ・ 法務省、厚生労働省、企業、NPO等と就労状況や課題共有、解決策を協議するための連絡会議を2カ月に1回開催し、相互連携した上で矯正施設内において採用活動を行い、出所後の円滑な更生と社会復帰を支援しています。
- ・ 株式会社ヒューマンハーバーは、社内の部門として開設した「そんとく塾」において、独自に開発した教育プログラムにより、矯正施設退所後から就職先での定着までの支援を行っています。対象者は、同社に入社した人に加え、職親プロジェクト参加企業に入社した人も受け入れています。

- ①株式会社木村電気工事店
- ②有限会社九州建設工業
- ③株式会社弘進テック 福岡支店
- ④株式会社大樹
- ⑤株式会社 T・P・T
- ⑥株式会社西日本光創
- ⑦株式会社ヒューマンハーバー
- ⑧有限会社ヒヤマ建設
- ⑨福岡西鉄タクシー株式会社
- ⑩有限会社未来建設
- ⑪有限会社夢創
- ⑫株式会社山本建設建材
- ⑬合資会社 YMK セブンイレブン福岡渡辺通 1 丁目店

7 ハローワーク

- ◇ 「刑務所出所者等就労支援事業専用求人」、「受刑者等専用求人」により、人材の募集を行うことができます。
- ◇ 「トライアル雇用併用求人」として募集を行うトライアル制度により人材を雇用した場合、職業経験、技能、知識等から直ちに常用雇用による就職が困難と判断される方を、最長 3 か月試行雇用した場合に、1 か月あたり 4 万円×3 か月（最大 12 万円）の施行雇用奨励金を受けることができます。
- ◇ 「障害者専用窓口」が設置されています。ここで求職登録を行うと、障がいについて専門的な知識を持つ担当者から、仕事に関する情報を提供してもらえたり、具体的な就職活動の方法の指導してもらえたり、といった支援を受けられます。
- ◇ ハローワーク福岡中央では、矯正施設入所中の支援対象者に、採用面接時にスーツを貸与する事業を行っています。採用企業に対して働く意欲をアピールしやすくするとともに、受刑者にとっては出所後の生活を意識させる効果が期待されます。

8 就労継続支援 A 型事業所（雇用型）

- ◇ 概要
 - ・ 企業等に就労することが困難な者であるが、継続的に就労することが可能な者について、雇用契約を締結した上で、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所です。
 - ・ 福岡県内に就労継続支援 A 型事業所は、289 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。
[指定障がい福祉サービス事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](https://www.fukuoka.lg.jp/)
- ◇ 対象者

具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

※ 65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。

9 就労継続支援 B 型事業所

◇ 概要

- ・ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所です。
- ・ 福岡県内に就労継続支援 B 型事業所は、592 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。
[指定障がい福祉サービス事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

◇ 対象者

具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 50 歳に達している者又は障がい基礎年金 1 級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- (4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた者

10 障害者就業・生活支援センター

◇ 概要

- ・ 就職を希望する障がい者や在職中の障がい者の抱える課題に応じて、ハローワークをはじめ、行政機関、就労移行支援事業所等の福祉施設、区市町村障がい者就労支援センター、障がい者職業センター、医療機関、特別支援学校といった関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及びそれに伴う生活面の一体的な支援を行う機関です。
- ・ センター窓口での相談や職場訪問等により指導、相談を実施します。
- ・ 利用期間の定めはありません。
- ・ 福岡県内に就労移行支援事業所は、13 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。

[障がい者就業・生活支援センター事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

◇ 事業内容

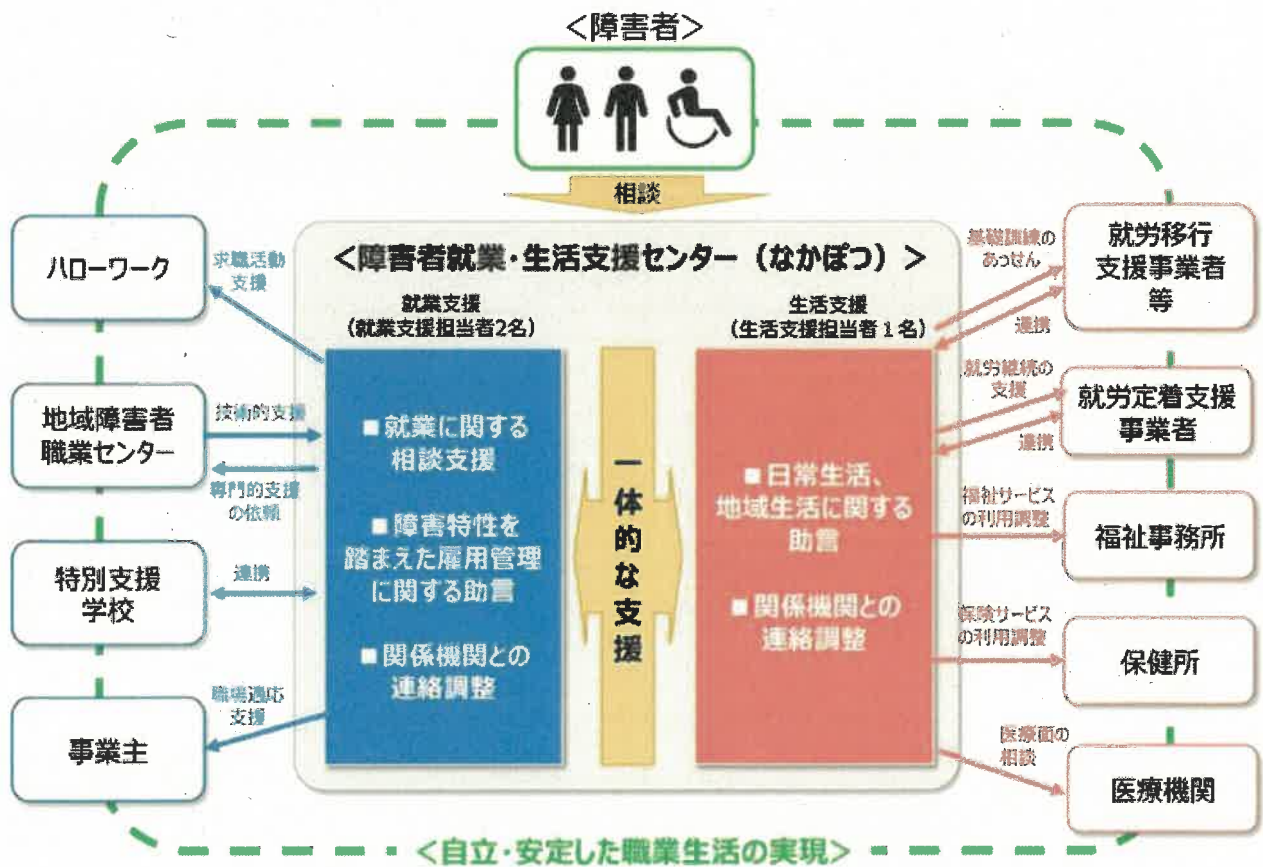
<就業支援>

- ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・ 求職活動支援
- ・ 職場定着支援
- ・ 事業所に対する障がい者の障がい特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ 関係機関との連絡調整

<生活支援>

- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の就業に係る日常生活の自己管理に関する助言
- ・ 住居、年金、余暇活動など就業に伴う地域生活、生活設計に関する助言
- ・ 関係機関との連絡調整

<障がい者支援のための雇用と福祉のネットワークのイメージ>



(出典：厚生労働省資料)

1 1 就労移行支援事業所

◇ 概要

- ・ 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
- ・ このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。
- ・ 福岡県内に就労移行支援事業所は、184 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。

[指定障がい福祉サービス事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

◇ 対象者

- ・ 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。具体的には次のような例が挙げられます。
 - (1) 就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方
 - (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方

1 2 就労定着支援事業所

◇ 概要

- ・ 就労移行支援など*を利用して一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行う事業所です。
- ・ 具体的には、①雇用した企業・事業所・自宅などへの訪問や障がい者の来所による月 1 回以上の相談を通じ、生活リズムや体調の管理や家計など、就労に伴い生じている生活面の課題を把握し、②就業先の企業担当者や障がい福祉サービス事業者、医療機関などと連絡を取りながら課題解決に向け、指導・助言などの必要な支援を行います。
- ・ 利用期間は最大 3 年間で、経過後は障がい者就業・生活支援センターなどへ引き継がれます。
- ・ 福岡県内に就労定着支援事業所は、63 箇所あります（令和 3 年 2 月 1 日現在）。

[指定障がい福祉サービス事業所一覧-福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

◇ 対象者

- ・ 就労移行支援、生活介護、自立訓練、就労継続支援などを利用して一般就労した方

1 3 福岡県若者就職支援センター

◇ 概要

- ・ おおむね 3 9 歳までの若者を対象に、きめ細かな個別就職相談をはじめ、セミナーや会社説明会

など多彩な支援メニューを用意し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動・職場定着までをしっかりと支援します。また、対象世代の採用を検討している企業の採用活動のサポートも行っています。

- ・ 福岡（天神）の本所のほか、県内3地域（北九州・筑後・筑豊）にランチを設置しており、県内全域でサービスを提供しています。

◇ 事業内容

- ・ 個別就職相談
- ・ 適性診断、自己分析
- ・ 就職支援セミナー・職種別セミナー
- ・ 社会人インターンシップ：就職氷河期世代の不本意非正規雇用労働者等を対象に、県内企業へのインターンシップを行い、正社員就職の実現に向けた支援を実施しています。
- ・ 職業紹介：センター独自の求人等をご紹介します。加えて、同じフロアに隣接するハローワークで職業紹介を受けることもできます。※日曜・祝日も、センターでの職業紹介が可能です。
- ・ 応募書類作成のためのパソコンやプリンターの利用：自宅にパソコンやプリンターがなくてもセンターで書類を作って印刷することができます。
- ・ インターネットの利用：企業検索や求人検索を行うことができます。
- ・ 書類の閲覧・貸し出し

- ①福岡県若者就職支援センター（福岡市中央区）
- ②福岡県若者就職支援センター北九州ランチ（北九州市小倉北区）
- ③福岡県若者就職支援センター筑後ランチ（久留米市）
- ④福岡県若者就職支援センター筑豊ランチ（飯塚市）

1.4 福岡県中高年就職支援センター

◇ 概要

- ・ おおむね40歳からの中高年求職者の皆さんを対象に、個別就職相談、職業紹介、専門研修、面接会などをワンストップで実施しています。
- ・ また、就職活動のノウハウを身に着けるためのセミナーや就職活動に不安を抱えている方に対する専門家による「心の健康相談」など、様々な支援メニューを用意し、新しい就職先が見つかるまで、しっかりと支援します。

◇ 業務内容

- ・ 就職に関する個別相談、技能向上支援
- ・ 求人検索支援（センターに設置しているパソコンでハローワークで公開されている求人が検索できます）
- ・ 職務経歴書作成支援
- ・ 職業相談員による職業紹介
- ・ 研修（厚生労働省事業として、フォークリフト運転技能講座、介護職員初任者研修を実施）

- ・ セミナー（福岡県事業として、販売・接客（サービス業）セミナー、警備員セミナー、ビルメンテナンス（マンション管理）セミナー、物流セミナーを実施）

15 地域若者サポートステーション

◇ 概要

- ・ 学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、職業に就けず悩んでいる若者（15歳～49歳）を対象に職業的自立など将来に向けた取り組みを行っています。
- ・ ハローワーク、ひきこもり地域支援センター等と連携し、就職氷河期世代の支援を行っています。

◇ 事業内容

- ・ キャリアコンサルタントなどによる、一人一人の状態にあわせた相談を行います。メンタル面の支援が必要な方に対しては、心理専門職によるカウンセリングも行っています。また専門的な支援が受けられるよう、必要に応じて外部の適切な支援機関・団体等をご紹介します。
- ・ コミュニケーションスキルアップのためのグループワークや職業講話、面接訓練など、段階に応じたプログラムを複数用意し、ステップアップを図ります。（サポステ塾）
- ・ 職場見学・就労体験
- ・ ご家族や保護者を対象としたセミナーや個別相談
- ・ フリースペースの利用（福岡、北九州のみ）
- ・ 就業後の定着、ステップアップ支援
 - ①福岡若者サポートステーション（福岡市中央区）
 - ②北九州若者サポートステーション（北九州市小倉北区）
 - ③筑後若者サポートステーション（久留米市）
 - ④筑豊若者サポートステーション（飯塚市）

16 福岡県立高等技術専門校

◇ 概要

- ・ 福岡県が設置運営している公共職業能力開発施設です。
- ・ 入校料、授業料無料で、訓練を受けることができます（訓練生本人の所有に帰するテキスト・工具・作業服・各種資格受験料等の代金（入校経費）は自己負担）。

◇ 事業内容

- ・ 施設内訓練として、プログラム設計科・自動車整備科・電気設備科・デジタルエンジニアリング科・建築科・介護サービス科・ロボット溶接技術科・OA事務科・アパレルサービス科等の科目を設置している他、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練を実施しています。
 - ①福岡高等技術専門校（福岡市東区）
 - ②戸畑高等技術専門校（北九州市戸畑区）
 - ③小竹高等技術専門校（鞍手郡小竹町）
 - ④久留米高等技術専門校（久留米市）

- ⑤大牟田高等技術専門学校（大牟田市）
- ⑥田川高等技術専門学校（田川市）
- ⑦小倉高等技術専門学校（北九州市小倉南区）

17 福岡県障害者職業能力開発校

◇ 概要

- ・ 国が設置し、福岡県が運営している公共職業能力開発施設（所在：北九州市若松区）です。
- ・ 入校料、授業料無料で、訓練を受けることができます（訓練生本人の所有に帰するテキスト・工具・作業服・各種資格受験料等の代金（入校経費）は自己負担）。
- ・ 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などのある方（手帳の有無を問いません）を対象とした訓練を行っています。

◇ 事業内容

- ・ 施設内訓練として、機械 CAD 科・プログラム設計科・商業デザイン科・OA 事務科・建築設計科・流通ビジネス科の6科目の職業訓練を実施しています。
- ・ 施設内訓練には、視覚に障がいのある方を対象とした流通ビジネス科音声パソコンコースや、知的障がいのある方を対象とした総合実務科があり、令和3年度から精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方を対象に、職域開発科を新設します。

3

住居確保に関する 社会資源

1 更生保護施設（法務省ホームページ・法務省プレゼン資料から引用）

- ◇ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、法務大臣の認可を受けて運営している施設です。
- ◇ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間、収容保護します。
- ◇ 施設の規模はさまざまですが、平均すると定員 20 人程度です。居室は共同又は個室です。
- ◇ 集団で生活し、その自立に向けた生活指導などを行う専門の職員がいます。
- ◇ 全国に 103 か所あり、福岡県内には 7 か所あります。

2 自立準備ホーム（法務省ホームページから引用）

- ◇ 平成 23 年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始した制度で、あらかじめ保護観察所に登録された N P O 法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして、自立を促します。
- ◇ 施設の形態はさまざまで、社会福祉施設のように集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もあります。いずれの場合もホームの職員が毎日生活指導などを行います。
- ◇ 居室は共同又は個室です（施設や住居により異なります）。
- ◇ 保護の期間は更生保護施設に準じます。
- ◇ 全国で 655 か所（411 事業所）が登録（H31.4.1 現在）しており、福岡県内には約 30 か所あります。

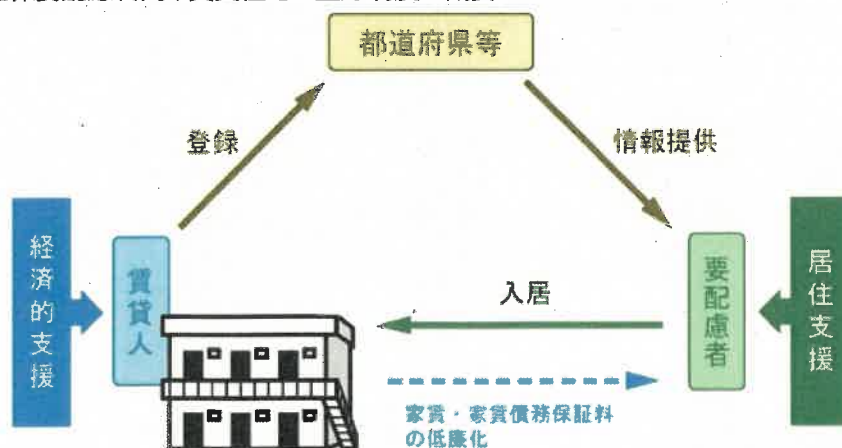
3 セーフティネット住宅（国土交通省ホームページから引用）

- ◇ 平成 29 年 10 月 25 日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（「住宅セーフティネット法」）が施行され、高齢者・低額所得者や子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要するもの（以下「住宅確保要配慮者」）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度が創設されました。
- ◇ セーフティネット住宅は、面積、構造及び設備等の一定の基準を満たす住宅を賃貸住宅の賃貸人等が政令市（北九州市、福岡市）及び中核市（久留米市）の範囲はそれぞれの市に、それ以外は県に登録申請をするものです。
- ◇ 全国に総登録件数 47,216 件、総登録戸数 355,588 戸（令和 3 年 3 月 24 日時点）が登録されており、福岡県内では 2,159 戸（令和 3 年 3 月 24 日時点）登録されています。

<セーフティネット住宅情報提供 H P >

[セーフティネット住宅情報提供システム \(safetynet-jutaku.jp\)](http://safetynet-jutaku.jp)

<住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の概要>



(出典：国土交通省ホームページ)

4 居住支援法人（国交省パンフレットから引用）

- ◇ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。
- ◇ 指定される法人は、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社等です。
- ◇ 主な業務として、① 登録住宅の入居者への家賃債務保証、② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、③ 見守りなど要配慮者への生活支援等を行います。
- ◇ 全国で 367 法人指定（令和 3 年 2 月 26 日時点）されており、福岡県内では 29 法人が指定（令和 3 年 3 月 15 日時点）されています。

[居住支援法人の一覧 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

- ①株式会社あんしんサポート（福岡市城南区）
- ②一般社団法人えにしの会（福岡市中央区）
- ③株式会社N・フィールド（福岡市中央区）
- ④特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター（大牟田市）
- ⑤特定非営利活動法人介護賃貸住宅 NPO センター（福岡市中央区）
- ⑥一般社団法人家財整理相談窓口（東京都新宿区）
- ⑦社会福祉法人共生の里（行橋市）
- ⑧株式会社くらしすてっぷ（福岡市南区）
- ⑨株式会社クラスケア（福岡市中央区）
- ⑩社会福祉法人グリーンコープ（福岡市東区）
- ⑪一般社団法人繋紡会（福岡市中央区）
- ⑫一般社団法人生活支援センター結（久留米市）
- ⑬特定非営利活動法人セーフティネット NeedsMe（福岡市東区）
- ⑭一般社団法人そーしゃる・おふいす（宮若市）
- ⑮ N P O 法人福岡終活・相続支援センターみらいあん（福岡市中央区）
- ⑯ N P O 法人筑紫（直方市）
- ⑰社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（福岡市中央区）
- ⑱ N P O 法人福岡すまいの会
- ⑲ふるさと管理総合株式会社（久留米市）
- ⑳一般社団法人古家空家調査連絡会（福岡市中央区）
- ㉑特定非営利活動法人抱樸（北九州市八幡東区）
- ㉒株式会社ホームアシスト福岡（久留米市）
- ㉓ホームネット株式会社（東京都新宿区）
- ㉔特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク（北九州市八幡東区）
- ㉕株式会社まつしん（太宰府市）
- ㉖社会福祉法人水巻町社会福祉協議会（水巻町）
- ㉗株式会社三好不動産（福岡市中央区）
- ㉘社会福祉法人八女市社会福祉協議会（八女市）
- ㉙特定非営利活動法人ライフサポートネットワーク（福岡市東区）

5 救護施設（全救協ホームページから引用）

- ◇ 救護施設は、身体や精神の障がいや、何らかの課題（生きづらさ）を抱えていて、日常生活を営むことが困難な方たちが利用している福祉施設です。
- ◇ 利用者一人ひとりのその人らしい豊かな生活の実現に向けて、日常生活支援や生産活動等を通して生活の基盤を整え、就労や地域生活移行など、利用者の目標や意向に沿ってそれぞれの自立を目指した取り組みを行っています。
- ◇ 全国に 185 か所あり、福岡県内には 7 か所あります。

<「全救協会員施設情報」サイト>

http://www.zenkyukyo.gr.jp/member/me07.htm#mainframe_state040

- ①野の花（運営：社会福祉法人野の花学園）（福岡市西区）
- ②愛の家（運営：社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会）（北九州市小倉北区）
- ③仁風会（運営：社会福祉法人仁風会）（大野城市）
- ④梅寿園（運営：社会福祉法人香和会）（田川郡香春町）
- ⑤第 2 優和園（運営：社会福祉法人福德福祉会）（北九州市小倉南区）
- ⑥ひびき園（運営：社会福祉法人八健会）（北九州市若松区）
- ⑦なのみ（運営：社会福祉法人菜文会）（添田町）

6 無料低額宿泊所

- ◇ 第 2 種社会福祉事業として位置づけられ、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」として開設された施設です。
- ◇ 原則として個室が用意され、居室使用料は生活保護費の住宅扶助の特別基準の金額以下とし、月 3、4 万円程度の食費を利用者が負担します。
- ◇ 全国に 570 か所あり、福岡県内には 5 か所あります。

無料低額宿泊事業を行う施設の状況に関する調査結果について（平成 30 年調査）厚生労働省社会・援護局保護課より

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000587670.pdf>

所管	名称	設置者	所在地
福岡県	はばたき ^{さと} の里	特定非営利活動法人 シルバーサポートセンターつくし	春日市
北九州市	サポートハウス小倉	特定非営利活動法人 サポートハウス小倉	北九州市小倉北区
	キートス ^{さいのかみ} 幸神	社会福祉法人共生の里	北九州市八幡西区
	抱樸館北九州	特定非営利活動法人抱樸	北九州市八幡東区
福岡市	抱樸館福岡	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市東区

7 宿所提供施設

- ◇ 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設です。
- ◇ 原則として 1 世帯 1 居室であり、自己負担はありません。

8 障がい者グループホーム

- ◇ 障がい者グループホーム（共同生活援助）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条第1項に規定された障がい福祉サービスの一つで、身体・知的・精神障がい者及び難病患者等が世話人等の支援を受けながら、地域のアパート・マンション・一戸建て等で共同生活を送る場です。1つの住居の利用者数の平均は5名程度です。
- ◇ 具体的な利用者像
 - ・ 利用者単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
 - ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方
 - ・ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など
- ◇ 具体的な支援内容
 - ・ 障がい者の方に対し、共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、家事等の日常生活上の支援を併せて提供。
- ◇ 必要な設備等
 - ・ 共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
 - ・ ユニットの入居定員は2人以上10人以下
 - ・ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
 - ・ 居室の定員：原則1人
 - ・ 居室面積：収納設備を除き7.43㎡
 - ・ 施設を単に小型にしたというものではないこと、原則として一般住宅地内に位置し、その外観は一般の住宅と異なることのないよう配慮されていなければならない 等

9 介護付有料老人ホーム

- ◇ 主に介護を必要とする高齢者が、介護や生活支援を受けて居住する施設
- ◇ 入居条件等
 - ・ 入居条件：原則として65歳以上 自立・要支援1～要介護5
 - ・ 費用：入居一時金0～数千万円、月額費用：15～40万円
 - ・ 居室面積：個室13㎡以上
 - ・ 主なサービス内容：介護サービス（食事、入浴、排せつ） 食事の提供 リハビリ、健康管理 レクリエーション
 - ・ 契約形態：終身利用権方式

10 住宅型有料老人ホーム

- ◇ 自立～要介護高齢者が生活支援を受けて居住する施設
- ◇ 入居条件等
 - ・ 入居条件：自立・要介護1～要介護5
 - ・ 費用：入居一時金0～数千万円、月額費用：15～30万円
 - ・ 居室面積：個室13㎡以上
 - ・ 主なサービス内容：身体介護、食事の提供、生活支援、健康管理のいずれか1つ以上を提供
 - ・ 契約形態：終身利用権方式

1.1 サービス付き高齢者向け住宅

- ◇ 「バリアフリー構造や一定の設備を備えた住居」と「ケアの専門家による見守りサービス」を備えた住宅
- ◇ 入居条件等
 - ・ 入居条件： 60歳以上または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者及びその同居者（※）
 - ※ 同居者：配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族
 - ・ 居室面積：原則25㎡以上 ※条件を満たせば18㎡以上でも可
 - ・ 設備：原則として、各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること
 - ・ バリアフリー構造であること
 - ・ 必須サービス：状況把握サービス及び生活相談サービスを必ず提供すること

1.2 自立援助ホーム

- ◇ 概要
 - ・ 「自立援助ホーム」とは、なんらかの理由で家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の子どもたちに暮らしの場を与える施設です。
 - ・ 「働かざるを得なくなった」という意味は、本人に十分な意欲と能力が備わっているか否かにかかわらず、家族も含め他の援助を受けることができない状況で「自立」を強いられた状況を指します。しかしほとんどの場合、15歳の義務教育終了時点で施設や家庭から出て働かなければならない子どもたちは、意欲や能力の面において十分一人で生活できる状況にあるとは言いがたいのが現状です。
 - ・ それにもかかわらず、「自立」させられた場合、職場や生活場面でも困難をかかえ、社会適応ができません。そのような子どもたちに対し、社会的援助が必要だと感じた関係者のボランティア活動によって創設されたのが、現在の「自立援助ホーム」の始まりです。
- ◇ 目的
 - ・ 生き生きと生活できる場、安心して生活できる場を提供し、大人との信頼関係を通して社会で生き抜く力を身に付け、子どもたちが経済的にも精神的にも自立できるように援助する事を目的としています。
- ◇ 法的位置づけ
 - ・ 児童福祉法第6条の3、児童福祉法第33条の6「児童自立生活援助事業」として第2種社会福祉事業に位置付けられます。
- ◇ 全国に197か所あり、福岡県内には10か所あります。

[自立援助ホーム一覧（令和3年1月1日現在） - 全国自立援助ホーム協議会HP](#)

①	ケイ	一般社団法人 Center of the field	福岡県京都郡
②	ケイ セカンド	一般社団法人 Center of the field	福岡県京都郡
③	ケイ アネックス	一般社団法人 Center of the field	福岡県京都郡
④	ケイ フロンティア	一般社団法人 Center of the field	福岡県行橋市
⑤	紙ひこうき	一般社団法人 ちくほうのみらい研究所	福岡県飯塚市
⑥	えん	(N)アイグループ	福岡県春日市
⑦	リープ	(N)青少年の自立を支える福岡の会	福岡県筑紫野市
⑧	かんらん舎	(N)青少年の自立を支える福岡の会	福岡県福岡市
⑨	結ホーム	(N)青少年の自立を支える福岡の会	福岡県福岡市
⑩	カルーナ FUKUOKA	公益財団法人 福岡 YWCA	福岡県福岡市

1.3 福岡県一時的住居提供事業

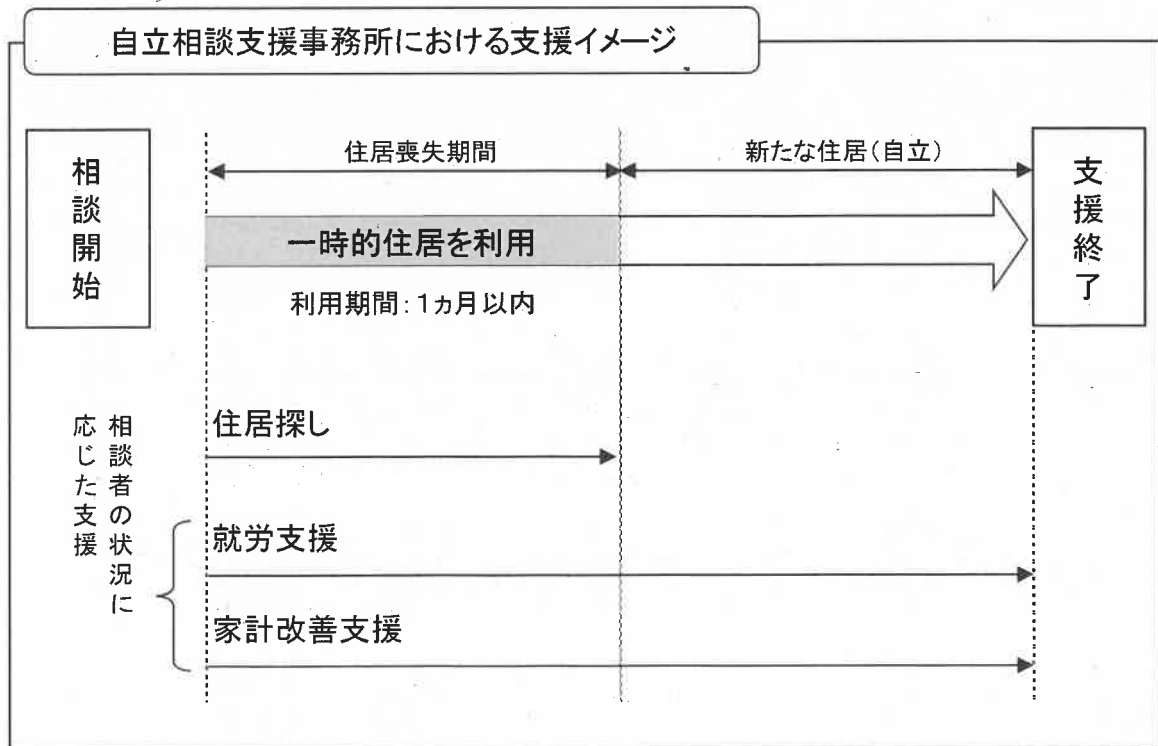
◇ 事業の目的

- ・ 住居を失った、又は失うおそれのある方に対し、一定の期間、宿泊場所の供与、食事の提供等日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供により、安定的な生活を営めるよう支援するもの。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業。（制度上の名称は一時生活支援事業）

◇ 事業の概要

- ・ 住居を失った、又は失うおそれのある方に対して一時的に住居等の提供を行い、その後の転居、就労、就学支援につなげることにより、支援対象者の自立を支援する。
- ・ 福岡県自立相談支援事務所（子ども支援オフィス併設）に相談を行った者で、自立相談支援事務所等が本事業の利用対象者であると判断し、対象者が同意した場合に、県と協定を結んだホテル等の宿泊施設を利用して宿泊場所を供与する。

対象者	住居を失った、又は失うおそれのある生活に困窮する者 ※ 新型コロナウイルス感染症の流行の影響を踏まえ、これまで「生活に困窮する子育て世帯」に限定していた本事業の対象を拡大し、「生活に困窮する者」とした。（令和2年4月17日要綱改正）
対象地域	郡部（町村） 自立相談支援事務所は県内5か所に設置 ※ 市部は北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市において一時生活支援事業を実施（令和2年度時点）。対象や事業スキーム等は各市が独自に定めている。
利用期間	2週間程度（最長1か月）



4

高齢者の生活支援 に関する社会資源

<介護の相談・ケアプラン作成>

1 地域包括支援センター（各市町村）

◇ 地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設です。

◇ 市町村が直営で運営する場合と、市町村が社会福祉法人等に委託して運営する場合があります。

（参考）

○ 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,167か所。（平成31年4月末現在）

○ 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が21.7%、委託型が78.3%で、委託型が増加傾向。

○ 委託の場合、委託先は、社会福祉法人約54.4%、社会福祉協議会約17.6%、医療法人約17.6%、その他約10.4%

◇ 福岡県内には、212か所の地域包括支援センターがあります（令和2年10月時点）。

[福岡県内の地域包括支援センター一覧 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

2 居宅介護支援

◇ 介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者の尊厳の保持を旨とした自立支援を実現するため、要介護者やその家族の依頼を受けて、要介護者の意思を尊重しつつ、その心身の状況、生活環境等に配慮し、居宅において最も適切な保健・医療・福祉サービス等を利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）*を作成します。

◇ また、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行うなど、要介護者ができる限り居宅での生活を続けられるよう支援するとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合には、適切な施設の紹介等を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で1,570事業者であり、令和元年度は、年間1,178,658人の利用がありました。

<訪問型サービス>

3 訪問介護（ホームヘルプ）

◇ 訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の日常生活上の世話をを行います。

◇ また、訪問介護員は、利用者が通院等のために使用する車両への乗車又は降車への介助を行うとともに、乗車前又は降車後の屋内外の移動等の介助、受診等の手続を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で1,472事業者であり、令和元年度は年間8,758,800回の利用がありまし

た。

4 訪問入浴介護

- ◇ 要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介護を行い、身体の清潔の保持と心身機能の維持・向上等を図ります。通所サービスによる入浴介護を利用できない場合や、居宅の浴槽では訪問介護等による入浴介護が困難な場合に、特にその機能が発揮されます。

【福岡県内のサービスの現状】

令和3年12月現在で46事業者であり、令和元年度は年間81,616回の利用がありました。

5 訪問看護

- ◇ 病状が安定期にあり、訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者に対して、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を図ります。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で718事業者（実際にサービスを提供したみなし指定の事業者を含む）であり、令和元年度は、年間1,578,786回の利用がありました。

6 訪問リハビリテーション

- ◇ 病状が安定期にあり、医師の診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下に おけるリハビリテーションが必要と主治医が認めた要介護者に対して、理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で252事業者（実際にサービスを提供したみなし指定の事業者を含む）であり、令和元年度は年間510,007回の利用がありました。

7 夜間対応型訪問介護（地域密着型サービス）

- ◇ 在宅の要介護者に対し、夜間における定期的な巡回訪問と通報による随時訪問により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

【福岡県内のサービスの現状】

夜間対応型訪問介護事業者は、令和2年（2020年）12月現在で7事業者となっています。

8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）

- ◇ 在宅の要介護者に対し、日中・夜間を通じた定期的な巡回訪問と通報による随時対応により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、療養上の世話又は診療上の補助など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、令和2年（2020年）12月現在で63事業所となっています。

＜通所型サービス＞

9 通所介護（デイサービス）

- ◇ 在宅の要介護者を老人デイサービスセンターに送迎し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスの提供を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で1,245事業者であり、令和元年度は、年間7,467,759回の利用がありました。

10 通所リハビリテーション（デイケア）

- ◇ 病状が安定期にあり、医師の診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションが必要と主治医が認めた要介護者に対し、送迎用リフトバス等により、在宅の要介護者を介護老人保健施設や病院・診療所の通所リハビリテーション（デイケア）に送迎し、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションの提供を行い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で583事業者であり、令和元年度は2,320,428回の利用がありました。

11 地域密着型通所介護（地域密着型サービス）

- ◇ 在宅の要介護者を老人デイサービスセンター（利用定員18人以下のものに限る。）に送迎し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の日常生活の世話、機能訓練等のサービス提供を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在784事業者であり、令和元年度は年間1,829,542回の利用がありました。

12 認知症対応型通所介護（地域密着型サービス）

- ◇ 在宅の認知症の要介護者をデイサービスセンター等に送迎し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスの提供を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で124事業者であり、令和元年度は年間219,652回の利用がありました。

<短期間の宿泊サービス>

1.3 短期入所生活介護（ショートステイ）

- ◇ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に、在宅の要介護者を短期間入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で、423事業者であり、ショートステイ専用居室は4,707床確保されており、令和元年度は年間1,195,207日の利用がありました。

1.4 短期入所療養介護（ショートステイ）

- ◇ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に、病状が安定期にある在宅の要介護者を短期間入所させて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で256事業者であり、年間104,641日の利用がありました。

<訪問・通い・宿泊を組み合わせるサービス>

1.5 小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）

- ◇ 日中のサービス拠点への通いを中心に、在宅の要介護者の心身の状況や希望に応じて、随時、訪問や短期間の宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。高齢者の生活リズムを作るとともに、社会との接点を維持し、本人のみならず家族にとっての安心感につなげながら、在宅での生活の継続を支援します。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で282事業者であり、令和元年度は年間52,400人の利用がありました。

1.6 看護小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）

- ◇ 医療ニーズの高い在宅の要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に提供します。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で31事業者であり、令和元年度は年間6,135人の利用がありました。

<施設・居住系サービス>

1.7 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ◇ 入居定員30人以上の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、要介護3以上の入居者及び要介護1又は要介護2の入居者であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情があると認められる入居者を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及

び療養上の世話を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で333施設(22,317床)となっています。

18 介護老人保健施設（老健）

- ◇ 病状が安定期にある要介護者を入所させて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその能力に応じて自立した生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指します。

医療法上の病院や診療所ではないものの、医療法や健康保険法上は同様に取扱い、管理者や開設者については、医療法の規定が準用されています。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で176施設（14,692床）となっています。

19 介護医療院

- ◇ 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として平成30年度（2018年度）から介護医療院が創設されました。

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

介護医療院は、令和3年2月1日現在で38施設、入所定員2,390人となっています。

20 介護療養型医療施設

- ◇ 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟であって、介護保険が適用される病床を有する病院又は診療所において、入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。介護医療院の創設に伴い、介護医療院等への転換などを進めることとされ、転換の期限は平成36年（2024年）3月31日まで再度延長されています。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で32施設（969床）となっています。

21 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・養護老人ホーム及び経費老人ホーム等）

- ◇ 有料老人ホーム等（入居定員29人以下で、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られるものを除く。）に入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

○介護専用型特定施設入居者生活介護

入居定員 30 人以上で、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られる有料老人ホーム等で行われる特定施設入居者生活介護をいいます。

○混合型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者及びその配偶者等に限られていない有料老人ホーム等で行われる特定施設入居者生活介護をいいます。

【福岡県内のサービスの現状】

特定施設入居者生活介護事業者は、令和 2 年（2020 年）12 月現在で 225 事業となっています。

2.2 サービス付き高齢者向け住宅

◇ サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅として、高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅等を一本化して創設されました。

◇ 住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の基準を満たすとともに、安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えるものです。

【福岡県内のサービスの現状】

県に登録されたサービス付き高齢者向け住宅は、令和 3 年 3 月 31 日現在で 102 棟（3,856 戸）です。

2.3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（地域密着型サービス）

◇ 比較的安定した状態にある認知症の要介護者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）に対して、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行い、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営めるようにします。

【福岡県内のサービスの現状】

令和 2 年 12 月現在で 674 事業者（10,131 床）であり、令和元年度は年間 115,164 人の利用がありました。

2.4 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（特別養護老人ホーム）

◇ 入居定員 29 人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、要介護 3 以上の入居者及び要介護 1 又は要介護 2 の人であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる入居者を入所させて、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

【福岡県内のサービスの現状】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、令和 2 年（2020 年）12 月現在で

92 事業者となっています。

25 地域密着型特定施設入居者生活介護（地域密着型サービス）

- ◇ 有料老人ホーム等（入居定員 29 人以下で、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られるもの）に入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年12月現在で17事業者（359床）であり、令和元年度は月平均344人の利用がありました。

<上記以外の老人福祉施設等>

26 養護老人ホーム

- ◇ 65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な人を入所させて養護するとともに、自立した生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導や訓練等を行う施設です。

「環境上の理由」とは、在宅において一人で生活することが困難であると認められる場合などです。

また、「経済的な理由」とは、本人の属する世帯が生活保護を受けている場合や、本人やその家族が市町村民税の所得割を課せられていない場合などです。養護老人ホームへの入所は、市町村の措置によります。

入所者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切に居宅サービス等を受けられるようにします。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年4月1日現在で40施設（定員2,612人）が設置されています（休止中のものを除く）。

27 軽費老人ホーム・ケアハウス

- ◇ 60歳以上（夫婦の場合どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる高齢者であって、家族による援助を受けることが困難な人を、無料又は低額な料金で入所させる施設です。

食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、高齢者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指します。

入所者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切に居宅サービス等を受けられるようにします。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年4月1日現在で126施設（定員5,665人）が設置されています（うち経過的経費老人ホームは25施設（定員1,480人））。

28 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

◇ 老人デイサービスセンターに居住部門を兼ね備えた小規模多機能施設です。おおむね 60 歳以上の高齢者の単身者又は夫婦のみ世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援や住まい、交流の場を総合的に提供する施設です。

居住部門には生活援助員が配置されており、入居者に対する相談・助言や緊急時の対応を行います。また、入居者が介護や生活上の援助を必要とする状態になった場合は、適切に居宅サービス等を受けられるようにします。

【福岡県内のサービスの現状】

生活支援ハウスは、市町村が実施する施設サービスで、定員はおおむね 10 人程度の小規模な施設です。

29 有料老人ホーム

◇ 高齢者に住まいを提供し、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする施設です。3つの類型があり、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームに分類されます。

なお、有料老人ホームがサービス付き高齢者向け住宅の基準を満たす場合は、その登録を受けることができます。

【福岡県内のサービスの現状】

令和2年4月1日現在で 941 施設（定員 35,922 人）となっています。

類型	類型の説明	開設数
介護付	介護が必要になった場合には、その有料老人ホームが提供する特定施設入所者生活介護サービスを利用して、生活を継続することができます。	211施設 (定員 11,769人)
住宅型	介護が必要になった場合には、訪問介護等の居宅サービスを利用して、生活を継続することができます。	730施設 (定員 24,153人)
健康型	介護が必要になった場合には、入居契約を解除し、退去することになります。	0施設

<その他>

30 老人福祉センター

◇ 高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供するための施設です。

老人福祉センターには、標準的機能をもつもの（A型）、保健関係部門の機能を強化し、健康づくり活動の場として利用できるもの（特A型）及びA型の機能を補完するための事業を行うもの（B

型)の3種類があります。また、A型と特A型には浴場の設備も設けられており、その利用料は原則として無料です。

【福岡県内のサービスの現状】

市町村又は社会福祉法人が運営しています。利用者も多く、高齢者同士のつながりをつくる役割を担っており、楽しく健やかに過ごせるコミュニティ施設です。

3.1 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

◇ 地域の高齢者の福祉に関する問題について、高齢者やその家族、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、居宅で介護を受ける高齢者やその家族等と、市町村等の行政機関や、老人福祉施設、医療施設等の事業者等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設です。

(参考)

・介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」(mhlw.go.jp)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

・WAM NET

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

・サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/>

<参考>

高齢者施設の種類と特徴

施設種類	介護度・年齢	特徴	費用（目安）		
			入居時	月額	その他
養護老人ホーム	・自立 ・65歳以上	生活保護を受けている、又は低所得者で、自宅で生活できない方が対象	なし	0円～10万円	日常生活に必要な雑費
ケアハウス (軽費老人ホーム) 自立型・介護型	・自立～ ・要介護5	収入によって利用料金は変動する	0～数百万円	10万～20万円	介護サービス費など
サービス付き 高齢者向け住宅	・自立～ ・要介護3	安否確認や生活相談サービスが提供される	0～数十万円	10万～30万円	清掃、洗濯などの費用 介護サービスは別途契約
在宅型 有料老人ホーム	・自立～ ・要介護3 ・60歳以上	外部ヘルパーやデイサービス等の利用も可能	数十万～数千円	10万～25万円	医療費、おむつ代など 介護サービスは別途契約
介護付き 有料老人ホーム	・自立～ ・要介護5 ・65歳以上	食事、排泄、入浴などの介護サービスが提供される	0～数千円	10万～30万円	医療費、おむつ代など
特別養護 老人ホーム (介護老人福祉施設)	・要介護3以上	多床室（相部屋）と、ユニット（10人程度を1つのグループとした）個室があり、看取りも多く実施されている	なし	8万～14万円	医療費、理美容、レクリエーション、嗜好品など
地域密着型 小規模特別養護老人ホーム	・要介護3以上	施設と同一地域内に住民票がある方が対象	なし	8万～14万円	日常生活に必要な雑費、娯楽費など
介護療養型 医療施設	・要介護1以上 ・65歳以上	介護度が高い方向けで、医師や看護師などによるリハビリ、医療、看護ケアを受けられる	なし	8万～25万円	日常生活に必要な雑費
介護老人保健施設	・要介護1以上 ・65歳以上	在宅復帰ができるようにリハビリを行う施設。医師、看護師、リハビリ職、管理栄養士等が常駐	なし	8万～14万円	日常生活に必要な雑費
グループホーム (認知症高齢者共同生活介護)	・要支援2以上 (長期入居は、要介護1以上)	施設と同一地域内に住民票がある方、認知症と診断された方が対象	0～50万円程度	10万～30万円	医療費、おむつ代など

*対象介護度・年齢は原則であり、施設によって異なることがあります。

*利用料金はあくまで目安であり、地域等によって異なります。

*施設の特徴については原則的な役割等を記載したものであり、施設によって内容等も異なることがあります。

出典：全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)ホームページ

5

障がい者の生活支援 に関する社会資源

1 計画相談支援事業所

◇概要

- ・ 障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
- ・ このサービスでは、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

◇事業内容

- ・ 障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」の作成。
- ・ 支給決定後の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整。
- ・ 支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」の作成。

◇対象者

- ・ 障がい福祉サービスの申請、変更の申請に係る方もしくは障がいのある児童の保護者、地域相談支援の申請に係る方

2 障がい児相談支援事業所

◇概要

- ・ 障がい福祉サービスの利用申請時の「障がい児支援利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「障がい児支援利用計画」の作成を行います。
- ・ このサービスでは、障がいのある子どものご家族の意思を尊重し、常にご家族、ご本人の立場で考え、障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

◇事業内容

- ・ 障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「障がい児支援利用計画案」の作成。
- ・ 支給決定後の障がい福祉サービス事業者等との連絡調整。
- ・ 支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「障がい児支援利用計画」の作成。

◇対象者

- ・ 障がい福祉サービス等の申請、変更の申請に係る方もしくは障がいのある児童の保護者、地域相談支援の申請に係る方

3 地域移行支援事業所

◇概要

- ・ 障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
- ・ このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から

新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への円滑な移行をめざします。

◇事業内容

- ・ 住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・ 地域生活への移行のための外出時の同行
- ・ 障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験利用
体験宿泊
- ・ 地域移行支援計画の作成

◇対象者

- ・ 次の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。
 - (1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方
※児童福祉施設に入所する18歳以上の方、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の方も対象。
 - (2) 精神科病院に入院している精神障がいのある方
※直近の入院期間が1年以上の方が対象（原則）。ただし、直近の入院期間が1年未満であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方も対象となります。
 - (3) 救護施設または更生施設に入所している障がいのある方
 - (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がいのある方
※指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される方が対象です。
 - (5) 更生保護施設に入所している障がいのある方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある方

4 地域定着支援事業所

◇概要

- ・ 単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
- ・ このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。

◇事業内容

- ・ 常時の連絡体制の確保（夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保）
- ・ 緊急時の対応（迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援）

◇対象者

- ・ 次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方。

- (1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方
- (2) 居宅において家族と同居している障がいのある方であっても、その家族等が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方
 - ※障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も対象になります。
 - ※共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。

5 障がい者基幹相談支援センター

◇ 概要

- ・ 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、さまざまな相談に対応し、障がいのある方が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

◇ 事業内容

障がい福祉サービスの利用に関する相談

- ・ 障がい福祉サービスの内容や事業所に関する情報の提供
- ・ サービス利用の助言や利用申請の援助
- ・ サービスを利用するための関係機関との調整

暮らしに関する相談

- ・ お金の管理に関すること
- ・ 交通機関などの移動手段の利用に関すること
- ・ 趣味や余暇活動に関すること

専門機関の紹介

- ・ 相談者の状況に応じて、就労の支援を行う機関や医療機関などの専門機関を紹介

権利擁護の相談

- ・ 成年後見制度の内容や利用に関すること
- ・ 障がい者虐待防止センターと連携した支援

地域で困っている障がいのある方の支援

- ・ 生活面で困っている障がい者がいた場合に、家庭訪問などで相談対応
- ・ 必要に応じてサービスの利用などを調整

緊急時の支援

- ・ 緊急に支援が必要な場合は、緊急一時預かりなどを関係機関と調整（休日・夜間などセンターが開設されていない時間帯も相談を受け付け）

◇ 対象者

- ・ 基幹相談支援センターを設置している市町村に在住の障がい（疾病）のある方やそのご家族
 - ※ 障がい種別、障がいの診断の有無は問わず、ご利用いただけます。
- ・ 地域の方

- ・ 障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所などの関係機関

6 住宅入居等支援事業所（居住サポート事業所）

◇概要

- ・ 賃貸契約による一般住宅（※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

◇事業内容

- ・ 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障がい者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行います。
 - （1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）
※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行います。
 - （2）24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行います。）
 - （3）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。

◇対象者

- ・ 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者。（ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。）
- ・ 具体的な事業所のリスト（膨大な場合は件数のみ紹介）

<訓練のためのサービス>

7 自立訓練（機能訓練）

- ◇ 身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
- ◇ このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある方などの地域生活への移行を支援します。

8 自立訓練（生活訓練）

- ◇ 知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
- ◇ このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある方の地域生活への移行を支援します。

9 宿泊型自立訓練

- ◇ 知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
- ◇ このサービスでは、障がいのある方の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

10 就労移行支援

- ◇ 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
- ◇ このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

1.1 就労継続支援A型（雇用型）

- ◇ 企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
- ◇ このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

1.2 就労継続支援B型（非雇用型）

- ◇ 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機

会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

- ◇ このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

＜相談支援に関するサービス＞

1.3 地域移行支援

- ◇ 障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
- ◇ このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への円滑な移行をめざします。

1.4 地域定着支援

- ◇ 単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
- ◇ このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。

1.5 サービス利用支援

- ◇ 障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
- ◇ このサービスでは、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

1.6 継続サービス利用支援

- ◇ 作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。
- ◇ このサービスでは、サービス利用支援と同様、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

1.7 障害者就業・生活支援センター

- ※ 「就労支援に関する社会資源」、参照。

(参考)

・WAM NET

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/>

・福岡県 HP「指定障がい福祉サービス事業所一覧」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sitei-20190501.html>

障がい福祉サービス指定数

(「福岡県障がい者長期計画(令和3年度～令和8年度)」及び「福岡県障がい者福祉計画(第5期)・福岡県障がい児福祉計画(第2期)(令和3年度～令和5年度)から引用」)

(令和2年4月1日 現在)

種別	指定数				合計
	県域	北九州市	福岡市	久留米市	
居宅介護	398	205	302	59	964
重度訪問介護	324	178	247	47	796
同行援護	131	70	107	28	336
行動援護	20	8	25	3	56
重度障がい者等包括支援	0	0	1	0	1
生活介護	259	87	95	26	467
自立訓練(機能訓練)	2	0	3	0	5
自立訓練(生活訓練)	43	17	29	4	93
宿泊型自立訓練	2	5	0	1	8
就労移行支援	85	27	72	8	192
就労継続支援(A型)	130	51	66	30	277
就労継続支援(B型)	317	119	86	36	558
就労定着支援	23	12	20	4	59
療養介護	7	4	2	1	14
短期入所	200	48	74	24	346
自立生活援助	2	0	3	2	7
共同生活援助	277	60	100	34	471
施設入所支援	94	11	13	12	130
地域移行支援	68	31	23	18	140
地域定着支援	67	30	22	18	137
計画相談支援	272	91	144	30	537
医療型児童発達支援	0	0	2	0	2
児童発達支援	180	61	12	14	267
児童発達支援センター	18	7	10	2	37
保育所等訪問支援	45	8	17	3	73
放課後等デイサービス	379	142	201	38	760
居宅訪問型児童発達支援	6	0	6	0	12
医療型障がい児入所支援	8	3	2	(1)	13
福祉型障がい児入所支援	6	2	3	(0)	11
障がい児相談支援	215	66	67	24	372
合計	3,578	1,343	1,754	466	7,141

※久留米市の障がい児入所支援事業は県で指定しているため、県域の(内数)として掲載

6

生活困窮者の支援 に関する社会資源

1 生活保護制度相談窓口（各市役所福祉事務所、県保健福祉（環境）事務所）

◇ 概要

- ・ 日本国憲法第25条に基づき、その困窮の程度に応じて国が最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分たちの力で生活していけるように手助けすることを目的とした制度です。
- ・ 生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給されます。

◇ 生活保護の種類

- (1) 生活扶助 食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
- (2) 住宅扶助 家賃、地代や住宅の補修などの費用
- (3) 教育扶助 学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育の費用
- (4) 医療扶助 病気やけがの治療のため、医者にかかる費用
- (5) 介護扶助 高齢の方などが、介護サービスを受けるためにかかる費用
- (6) 出産扶助 お産をするための費用
- (7) 生業扶助 仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校などで就学するために必要な費用
- (8) 葬祭扶助 葬祭の費用

※臨時的に必要な費用について、緊急かつやむを得ない場合に対応するため、各種の「一時扶助」などがあり、必要に応じて支給されます。（例：出産一時金、入学準備金、家屋の修理等）

2 自立相談支援機関

◇ 概要

- ・ 平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まった制度です。生活に困っている、働きたくても働けない、住む所がないなどの困りごとを抱える方が相談できます。
- ・ 相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
- ・ 所得要件等はなく、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が対象となります。

◇ 事業内容

<自立相談支援事業>

- ・ 生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

<住居確保給付金の支給>

- ・ 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

<就労準備支援事業>

- ・ 「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

<家計改善支援事業>

- ・ 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

<就労訓練事業>

- ・ 直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

<生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業>

- ・ 子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

<一時生活支援事業>

- ・ 住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

◇自立相談支援機関相談窓口一覧

- ①福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（糟屋郡）（糟屋郡粕屋町）
- ②福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（遠賀郡・鞍手郡）（遠賀郡水巻町）
- ③福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（嘉穂郡・田川郡）（田川市）
- ④福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡）（久留米市）
- ⑤福岡県自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（京都郡・築上郡）（行橋市）
- ⑥北九州市門司区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市門司区）
- ⑦北九州市小倉北区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市小倉北区）
- ⑧北九州市小倉南区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市小倉南区）
- ⑨北九州市若松区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市若松区）
- ⑩北九州市八幡東区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市八幡東区）
- ⑪北九州市八幡西区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市八幡西区）
- ⑫北九州市戸畑区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー（北九州市戸畑区）
- ⑬福岡市生活自立支援センター【株式会社パソナ】（福岡市中央区）
- ⑭福岡市生活自立支援センター分室【株式会社パソナ】（福岡市中央区）

- ⑮久留米市生活自立支援センター（西部）【社会福祉法人グリーンコープ】（久留米市）
- ⑯久留米市生活自立支援センター（東部）【西日本エリートスタッフ株式会社】（久留米市）
- ⑰久留米市生活支援第1・2課住居確保給付金受付窓口（久留米市）
- ⑱大牟田市生活支援相談室【社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会】（大牟田市）
- ⑲直方市健康福祉課福祉総務係（直方市）
- ⑳飯塚市生活自立支援相談室【株式会社福岡ソフトウェアセンター】（飯塚市）
- ㉑田川市生活支援課自立支援係（市民ふれあい支援センター）（田川市）
- ㉒柳川市生活困窮者自立相談支援窓口【社会福祉法人グリーンコープ】（柳川市）
- ㉓八女市福祉課生活支援係（八女市）
- ㉔筑後市自立相談支援窓口（筑後市）
- ㉕大川市生活困窮者自立相談支援窓口【社会福祉法人グリーンコープ】（大川市）
- ㉖ゆくはし生活相談センター【社会福祉法人共生の里】（行橋市）
- ㉗豊前市生活困窮者自立相談支援センター【社会福祉法人豊前市社会福祉協議会】（豊前市）
- ㉘中間市市民生活相談センター【特定非営利活動法人抱樸】（中間市）
- ㉙小郡市生活自立相談支援窓口「生活相談支援ステップアップ」【社会福祉法人小郡市社会福祉協議会】（小郡市）
- ㉚筑紫野市暮らしの困りごと相談（筑紫野市）
- ㉛春日市生活困窮者自立相談支援窓口くらしサポート「よりそい」【社会福祉法人春日市社会福祉協議会】（春日市）
- ㉜大野城市福祉課地域福祉担当（大野城市）
- ㉝宗像市生活支援課自立生活支援係（宗像市）
- ㉞太宰府市生活支援課生活支援係（太宰府市）
- ㉟古賀市福祉課保護係（生活再生支援担当）【社会福祉法人グリーンコープ】（古賀市）
- ㊱福津市福祉課生活相談係（福津市）
- ㊲社会福祉法人うきは市社会福祉協議会【社会福祉法人うきは市社会福祉協議会】（うきは市）
- ㊳うきは市福祉事務所保護係（住居確保給付金に関すること）（うきは市）
- ㊴宮若市自立相談支援室（困りごと相談室）【社会福祉法人グリーンコープ】（宮若市）
- ㊵かま自立相談支援センター【社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会】（嘉麻市）
- ㊶朝倉市福祉事務所保護係（朝倉市）
- ㊷みやま市自立相談支援事務所【社会福祉法人グリーンコープ】（みやま市）
- ㊸糸島市福祉支援課生活支援係【社会福祉法人糸島市社会福祉協議会】（糸島市）
- ㊹糸島市住居確保給付金相談・受付特設窓口（糸島市）
- ㊺那珂川市困りごと相談室【社会福祉法人グリーンコープ】（那珂川市）

参考：厚生労働省自立相談支援機関窓口情報（令和2年05月25日現在）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

3 生活福祉資金貸付制度窓口（各市町村社会福祉協議会・福岡県社会福祉協議会）

◇ 概要

- ・ 低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度です。昭和30年度から各都道府県社会福祉協議会において実施しています。
- ・ その世帯の居住地の市町村社会福祉協議会で貸付け相談・申込みを受け付け、都道府県社会福祉協議会において貸付けの決定を行います。
- ・ 原則として、連帯保証人を必要としますが、連帯保証人を立てない場合も貸付可能です。

◇ 貸付利率

- ・ 連帯保証人を立てる場合：無利子
- ・ 連帯保証人を立てない場合：年1.5パーセント
- ・ 緊急小口資金：無利子
- ・ 教育支援資金：無利子
- ・ 不動産担保型生活資金：年3パーセント又は長期プライムレートのいずれか低い利率

◇ 貸付対象

- ・ 低所得者世帯：必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- ・ 障がい者世帯：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯
- ・ 高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯

生活福祉資金貸付（福祉資金）の申込み受付窓口

社会福祉協議会名	電話番号
北九州市社会福祉協議会	093-882-4405
福岡市社会福祉協議会	092-791-5708
大牟田市社会福祉協議会	0944-57-2519
久留米市社会福祉協議会	0942-34-3035
直方市社会福祉協議会	0949-23-2551
飯塚市社会福祉協議会	0948-23-2210
田川市社会福祉協議会	0947-44-5757
柳川市社会福祉協議会	0944-72-5347
八女市社会福祉協議会	0943-23-0294
筑後市社会福祉協議会	0942-52-3969
大川市社会福祉協議会	0944-86-6556
行橋市社会福祉協議会	0930-23-1111
豊前市社会福祉協議会	0979-82-3391
中間市社会福祉協議会	093-244-1230
小郡市社会福祉協議会	0942-73-1120
筑紫野市社会福祉協議会	092-920-8008
春日市社会福祉協議会	092-581-7225
大野城市社会福祉協議会	092-572-7700
宗像市社会福祉協議会	0940-37-1300
太宰府市社会福祉協議会	092-923-3230
古賀市社会福祉協議会	092-944-2941
福津市社会福祉協議会	0940-34-3341
うきは市社会福祉協議会	0943-76-3977
宮若市社会福祉協議会	0949-32-0335
嘉麻市社会福祉協議会	0948-42-0751
朝倉市社会福祉協議会	0946-22-7834
みやま市社会福祉協議会	0944-67-2566
糸島市社会福祉協議会	092-324-1660
那珂川町社会福祉協議会	092-952-4565
宇美町社会福祉協議会	092-931-1008

社会福祉協議会名	電話番号
篠栗町社会福祉協議会	092-947-7581
志免町社会福祉協議会	092-937-3011
須恵町社会福祉協議会	092-933-2160
新宮町社会福祉協議会	092-963-0921
久山町社会福祉協議会	092-976-3420
粕屋町社会福祉協議会	092-938-6844
芦屋町社会福祉協議会	093-222-2866
水巻町社会福祉協議会	093-202-3700
岡垣町社会福祉協議会	093-283-2940
遠賀町社会福祉協議会	093-293-0430
小竹町社会福祉協議会	09496-2-2028
鞍手町社会福祉協議会	0949-42-7800
桂川町社会福祉協議会	0948-65-2271
筑前町社会福祉協議会	0946-42-4555
東峰村社会福祉協議会	0946-74-2012
大刀洗町社会福祉協議会	0942-77-4877
大木町社会福祉協議会	0944-32-2423
広川町社会福祉協議会	0943-32-3768
香春町社会福祉協議会	0947-32-4616
添田町社会福祉協議会	0947-82-2600
糸田町社会福祉協議会	0947-26-4540
川崎町社会福祉協議会	0947-72-5244
大任町社会福祉協議会	0947-63-4828
赤村社会福祉協議会	0947-62-3004
福智町社会福祉協議会	0947-22-6631
苅田町社会福祉協議会	093-434-3641
みやこ町社会福祉協議会	0930-32-2880
吉富町社会福祉協議会	0979-23-5400
上毛町社会福祉協議会	0979-72-2900
築上町社会福祉協議会	0930-56-2223

4 子ども支援オフィス

◇ 概要

- ・ 平成28年3月に策定した「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に基づく取組みの一つとして設置された相談窓口です。

◇ 事業内容

- ・ 対象家庭へ積極的に向いて相談を受け、相談者が抱える問題に応じた最適な支援を盛り込んだ個別支援計画を作成します。
 - ・ 各種施策を実施する関係機関と連絡・調整することで、相談者が必要とする支援を受けられるよう取り組みます。
 - ・ 困りごとが解決した後も、相談支援員が一定期間フォローします。
- ① 子ども支援オフィス粕屋オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（粕屋町）
 - ② 子ども支援オフィス水巻オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（遠賀郡水巻町）
 - ③ 子ども支援オフィス田川オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（田川市）
 - ④ 子ども支援オフィス久留米オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（久留米市）
 - ⑤ 子ども支援オフィス行橋オフィス【社会福祉法人グリーンコープ】（行橋市）

5 福岡県人材バンクエール

◇ 概要

- ・ 平成27年に「生活困窮者自立支援制度」が始まり、現在全国各地で、この制度を使った学習支援が行われており、福岡県内でも、様々な自治体で小学生や中学生、高校生を対象とした学習会が開かれています。これらの学習会の実施に必要な支援ボランティアを募るため、設立されたものです。
- ・ 学習会は単に勉強を教わるだけでなく、子ども達の居場所としての役割も評価されており、学習会の数は年ごとに増えています。
- ・ 支援ボランティアの確保が容易になることで、子どもの学習支援事業を安定して運営することができます。そのために福岡県では、ボランティア希望者を一括して募集し、学習会を行っている自治体の希望と照らし合わせ、双方をマッチング（結びつけ）する事業を行っています。
- ・ 支援内容は、小中学生の学校の勉強の予習復習、宿題の習慣づけ、見守り等です。細かい内容は学習会によって異なります。
- ・ ボランティアの対象者は、こどもの教育やふれあいに関心のある大学生、教員OB、地域の方々に、特に資格や経験は問いません。

6 救護施設

「住居の確保を支援する機関」参照

7 無料低額宿泊所

「住居の確保を支援する機関」参照

8 宿所提供施設

「住居の確保を支援する機関」参照

7

精神疾患・依存症
がある人の支援に
関する社会資源

<精神疾患がある人を支援する社会資源>

1. 精神科病院・クリニック

◇ 精神科病院とは、主に精神障がいのある者を治療・保護する病院で、医療法の規定（精神保健福祉法）に基づいた病院です。精神障がい者の治療およびケアに必要な専門職員をもち、入院・外来設備を有する専門病院をいいます。

◇ 精神科病院・クリニック一覧

[福岡県病院名簿 - 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

2. 精神科訪問看護

◇ 精神科訪問看護は、精神障がい者やや心身のケアを要している者へ、看護師や精神保健福祉士・作業療法士などの有資格者が直接自宅や入所されている施設に訪問し、ケアや相談・助言・援助などトータル的なサポートを提供する。

◇ 精神科訪問看護一覧

[福岡県病院名簿 - 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

3. 精神保健福祉センター

◇ 精神保健福祉に関する研修会の開催、心の健康相談、社会復帰促進等精神保健福祉に関する業務等を行っています。

◇ 精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進、精神障がい者の自立と社会参加の促進のための援助を総合的に推進することを目的とした精神保健福祉法に基づく施設です。その他、精神保健福祉についての普及啓発、調査研究、地域精神保健福祉の向上を図るための組織育成、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費、精神医療審査会の事務等を行っています。

◇ 福岡県内には、福岡県・福岡市・北九州市に設置されています。

[福岡県精神保健福祉センター - 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

[福岡市 精神保健福祉センター \(fukuoka.lg.jp\)](http://fukuoka.lg.jp)

[精神保健福祉センター - 北九州市 \(kitakyushu.lg.jp\)](http://kitakyushu.lg.jp)

4. 保健所・保健福祉環境事務所

◇ 保健所は、地域住民の健康を支える中核となる施設です。疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っています。

◇ 保健所・保健福祉環境事務所

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/h_40.htm

<依存症がある人を支援する社会資源>

1 精神保健福祉センター

- ◇ アルコールや薬物依存の問題を含む、さまざまな心の問題や病気で困っている本人や家族及び関係者の方からの相談を受け付けています。
 - ①福岡県精神保健福祉センター（春日市）
 - ②北九州市立精神保健福祉センター（北九州市小倉北区）
 - ③福岡市精神保健福祉センター（福岡市中央区）

2 ダルク（DARC）

- ◇ ダルク（DARC）とは、「ドラッグ・アディクション（依存症）・リハビリテーション・センター」の略称で、ドラッグ依存症のセンターです。
- ◇ 覚醒剤、シンナー、市販薬、アルコール等の問題を抱えた人のための、民間の薬物依存症のリハビリ施設です。薬物依存症からの回復者のスタッフもいます。
 - ①九州 DARC デイケア・センター（福岡市博多区）
 - ②北九州 DARC デイケア・センター（北九州市小倉北区）

3 マック

- ◇ マック（MAC）とは、「ミッション・アルコール・センター」の略称で、アルコール依存症のセンターです。
- ◇ 自らアルコール依存から回復したアメリカ人神父が 1978 年に東京の下町に開設した、アルコールなどの依存症に苦しんでいる人のための民間リハビリ施設です。
- ◇ 施設によっては、薬物・ギャンブル依存、摂食障がいにも対応しています。
- ◇ 入所施設を併設しているところもあります。
 - ①ジャパンマック福岡（福岡市博多区）
 - ②北九州マック（北九州市小倉北区）

4 依存症専門医療機関

- ◇ 概要
 - ・ 福岡県では、依存症患者が適切な医療を受けられるようにするため「福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱」を策定し、アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル等依存症の3 依存症について、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を行っています。
 - ・ 依存症専門医療機関は、アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル等依存症の治療に取り組んでいる医療機関として、依存症専門医療機関となることを希望する場合に、国が定める選定基準を満たせばなることができます。
 - ・ 依存症治療拠点機関は、依存症専門医療機関である医療機関のうち、依存症の治療拠点となる医療機関としての所定の要件を満たした場合に福岡県が選定します。

◇ 依存症専門医療機関（令和2年7月31日現在）

医療機関名	所在地	電話番号	アルコール健康障がい	薬物依存症	ギャンブル等依存症
医療法人豊司会 新門司病院	北九州市門司区 猿喰 615	093-481-1368	○	×	×
特定医療法人天臣会 松尾病院	北九州市小倉南区葛原 高松一丁目2番30号	093-471-7721	○	×	×
医療法人社団翠会 八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中 3丁目12番12号	093-691-3344	○	×	○
医療法人優なぎ会 雁の巣病院	福岡市東区 雁の巣1丁目26番1号	092-606-2861	○	○	○
うえむらメンタル サポート診療所	福岡市博多区綱場町5- 1 初瀬屋福岡ビル6F	092-260-3757	○	○	○
医療法人社団飯盛会 倉光病院	福岡市西区 大字飯盛 664 番地 1	092-811-1821	○	○	○
医療法人富松記念会 三池病院	大牟田市 大字三池 855 番地	0944-53-4852	○	○	○
医療法人社団堀川会 堀川病院	久留米市 西町 510 番地	0942-38-1200	○	○	○
医療法人コミュニテ風と虹 のぞえ総合心療病院	久留米市 藤山町 1730	0942-22-5311	○	○	○
医療法人和光会 一本松すずかけ病院	田川市 大字夏吉 142 番地	0947-44-2150	○	○	○
医療法人社団翠会 行橋記念病院	行橋市 北泉3丁目11番1号	0930-25-2000	○	○	○
医療法人十全会 おおりん病院	大野城市 中央1丁目13番8号	092-581-1445	○	○	○
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市 五条3丁目8-1	092-922-3137	○	○	○
医療法人十全会 回生病院	宗像市 朝町 200-1	0940-33-3554	○	○	○
医療法人社団松和会 門司松ヶ江病院	北九州市門司区 大字畑 355 番地	093-481-1281	○	×	○
医療法人社団筑水会 筑水会病院	八女市 吉田 1191 番地	0943-23-5131	○	×	×
社会医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院	久留米市 津福本町 1012	0942-33-1581	○	○	×

5 依存症治療拠点機関

- ◇ アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル依存症の3依存症について、下記の医療機関を依存症治療拠点機関として選定しています。

医療機関名	所在地	電話番号	対象の依存症
医療法人優なぎ会 雁の巣病院	福岡市東区雁の巣1丁目26番1号	092-606-2861	アルコール健康障がい
医療法人十全会 回生病院	宗像市朝町200-1	0940-33-3554	薬物依存症
福岡県立精神医療 センター太宰府病院	太宰府市五条3丁目8-1	092-922-3137	ギャンブル依存症

6 自助グループ

- ◇ 薬物やアルコール問題など、同じ悩みを抱えた当事者同士の、回復のための集まりです。
- ◇ 薬物依存者本人のためのグループ、アルコール依存者をかかえた家族のためのグループなど、さまざまなグループがあります。
- ◇ 福岡県内の自助グループの情報

[「ふくおかのセルフヘルプ・グループ\(仲間に関いに行こう\)」冊子について 福岡県庁ホームページ \(fukuoka.lg.jp\)](#)

ふくおかのセルフヘルプ・グループ



仲間に関いに行こう

2018年4月作成
福岡県精神保健福祉センター

7 飲酒運転相談窓口

- ◇ 県では、飲酒運転違反者やその家族等周囲の方による飲酒運転撲滅に向けた取組を支援するため、「飲酒運転相談窓口」を以下のとおり開設しています。
- ◇ 相談だけでは解決が困難な場合は、保健所、医療機関等の専門機関の紹介を行うなど、問題解決のための支援を行います。

医療機関名	所在地	電話番号	対象者
医療法人 優なぎ会 雁の巣病院	福岡市東区 雁の巣1丁目 26-1	092-609-9110	<ul style="list-style-type: none"> ・お酒がやめられず、飲酒運転をしてしまっている方 ・家族等の身近な方の飲酒運転にどう対応したらいいか悩んでいる方 ・飲酒運転の原因となる場合があるアルコールによる健康障がいを抱えている方

8 性暴力加害者相談窓口

- ◇ 県では、性暴力の被害者も加害者も出さない社会という性暴力根絶条例の基本理念のもと、性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援するため、「性暴力加害者相談窓口」を以下のとおり開設しています。
- ◇ 専門スタッフが対象者一人ひとりの相談内容に応じて、再犯防止専門プログラムの実施、就労等の生活自立支援や問題行動を是正するための専門医療機関の紹介等を行います。

窓口名称	所在地	電話番号	対象者
福岡県性暴力加害者相談窓口	(まずはお電話ください)	092-289-9398	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する性犯罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年以内の者や執行猶予、罰金刑となったもの等の性暴力加害者 ・性暴力加害者となることへの不安がある者(犯罪歴は問わない)

8

児童の支援に関する 社会資源

1 児童相談所

- ◇ 18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行います。
- ◇ また、必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設等への入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行います。

相談所名	所在地	電話番号	管轄地域
福岡児童相談所	春日市原町 3-1-7	092-586-0023	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、糟屋郡（新宮町を除く）
久留米児童相談所	久留米市津 福本町 281	0942-32-4458	久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡
田川児童相談所	田川市弓削 田 188	0947-42-0499	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡
大牟田児童相談所	大牟田市西 浜田町 4-1	0944-54-2344	大牟田市、柳川市、みやま市
宗像児童相談所	宗像市東郷 1-2-3	0940-37-3255	中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町
京築児童相談所	豊前市八屋 2007-1	0979-84-0407	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
福岡市こども総合相談センター	福岡市中央 区地行浜 2- 1-28	092-833-3000	福岡市
北九州市子ども総合センター	北九州市戸 畑区汐井町 1-6	093-881-4556	北九州市

2 児童自立支援施設

- ◇ 児童自立支援施設は、明治中期に民間篤志家が始めた感化事業に端を発した施設です。明治 33 年に制定された感化法のもとで「感化院」、昭和 8 年の少年教護法では「少年教護院」、昭和 22 年に制定された現行の児童福祉法で「教護院」という名称でしたが、平成 10 年 4 月の同法の一部改正により現在の名称になりました。
- ◇ 児童福祉法第 44 条に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行うことを目的としています。
- ◇ 入所対象は 18 未満の児童です。入所した児童は、家庭的雰囲気のある寮舎で、保護者に変わる専任職員（夫婦制、交替制）と、寝食を共にしながら生活します。児童は集団生活の中で自律的・協調的な気風を身につけていきます。毎日それぞれが責任を果たし、規則正しい生活を送りながら、互いに気遣う温かな人間関係を学びます。日々の寮舎の清掃はもちろんのこと、住居環境の整備もできるだけ自分たちの手で行っています。花壇づくり、除草作業、農耕作業などを組み入れている施設もあります。
- ◇ 福岡県内には、県の出先機関として福岡学園（那珂川市）が設置されています。

3 自立援助ホーム

「住居確保に関する社会資源」参照

4 法務少年支援センター

「2 就労支援に関する社会資源」参照

5 子ども家庭支援センターはぐはぐ

- ◇ 子ども家庭支援センターは児童福祉法に基づく児童福祉施設で、子どもと家庭についての専門相談機関です。
- ◇ 地域の身近な相談窓口として、●子ども自身、●子育てをしている人、●子どもに関係するすべての方々の相談を受け、対応を一緒に考えたり関係機関を紹介したり、子育てのお手伝いをしています。
- ◇ ご相談に応じるのは、経験を培ってきた相談員、臨床心理士などの専門職です。

9

権利擁護・法律相談 支援に関する 社会資源

1 成年後見制度に関する相談機関

◇成年後見制度（法務省HPより）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶようになっています。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

◇成年後見制度利用促進法

（厚労省HP [成年後見制度利用促進](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)より)

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めています。

（1）成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために国の基本計画を勘案して市町村計画を策定する（平成29年度～33年度）。

（2）地域連携ネットワークと中核機関

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るとともにその整備・運営の中核となる機関を設置する。

◇専門職団体

専門職団体は、成年後見制度の利用のための相談や申立支援、本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための候補者推薦や地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力する体制を整備しています。

①福岡県弁護士会・高齢者・障害者総合支援センターあいゆう

- ・ URL : <https://fben.jp/whats/koureishougai.htm>
- ・ 天神弁護士センター 092-724-7709(FAX 兼)
- ・ 久留米法律相談センター 0942-30-0144 FAX 0942-32-2691

②福岡県司法書士会・リーガルサポートふくおか

- ・ URL : <http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>
- ・ 電話相談 : 092-738-7050

③福岡県社会福祉士会・権利擁護センターばあとなあ福岡

- ・ URL : <https://www.facsw.or.jp/>
- ・ 電話相談 : 092-483-2941

2 法テラス

◇ 概要

- ・ 法テラスとは「日本司法支援センター」の通称であり、国が設立した法律支援団体のことです。法律トラブルを抱える人が必要な情報提供やサービスを気軽に得られるように、より身近な司法サービスのあり方を目指して設立されました。相談者からの問い合わせ内容に合わせて様々な無料サービスを行っています。
- ・ 法テラスは国、地方公共団体、弁護士会などと連携して、法律トラブルを抱えた人を解決へ導く様々なサービスを提供しています。

◇ 法テラスで利用できるサービスの内容

- ・ 情報提供業務 : 法律トラブルに関する情報を提供しています。法律トラブルが起きた際に、まず何から始めたらよいかわかるように無料で情報提供をしています。
- ・ 民事法律扶助業務 : 経済的に余裕のない人が法律トラブルにあった場合に、無料の法律相談を受けつけ、必要に応じて弁護士・司法書士費用などを立て替えます。
- ・ 法律相談援助 : 法テラスと契約している弁護士・司法書士が、1回につき30分間程度を目安に1つの問題につき3回まで無料相談を受けつけます。刑事事件は取り扱っていませんが、民事、家事、行政に関するものであれば相談できます。
- ・ 代理援助 : 法律相談を経て相談者が専門家に依頼することを決めた場合、交渉や調停、裁判などの手続きの代理を依頼するためには、着手金や実費などの費用が必要ですが、法テラスではこれらの費用を立て替えてくれます。
- ・ 犯罪被害者支援業務 : 犯罪の被害にあった人やその家族の状況に合わせて、必要な支援を行っています。

◇ サービスの対象者

- ・ 日本国民または日本に住所があり合法に在留する外国人で、法人・組合などの団体は対象外です。

3 福岡県弁護士会

◇ 触法障がい者支援スキーム（北九州市）

・北九州市では、刑事弁護を担当する弁護士が被疑者・被告人の障がいに気付いた場合に、直接北九州市障害者基幹相談支援センターに連絡し、センターの担当福祉職が弁護人と同行して被疑者・被告人に面会し、福祉的支援の必要性について説明する、というスキームが構築されています。

・また勾留中の短期間に、関係者会議を開催し、支援の方向性を定め、更正支援計画を作成します。この更正支援計画の作成に弁護士も参画し、被疑者・被告人の環境調整を一緒に行います。

・被疑者・被告人が釈放された場合には、再度関係者会議を開催し、中長期的な支援計画に従い、元弁護士としての役割を定めて当事者と関わり続ける等の活動をしています。

◇ 触法障がい者支援スキーム（福岡市）

・福岡市では、担当弁護士が、福岡県弁護士会を通して市障がい者基幹相談支援センターに支援申込みを行うことで、次のような支援を受けることができるというスキームが構築されています。

① 同基幹相談支援センターから指示・依頼された福祉職が、接見に同行し、

② 当該被疑者・被告人の障害や成育歴等にかんがみて適切な福祉的支援を検討し、各福祉施設・機関と連携して、

③ 当該被疑者・被告人の更生を支援するための短期、中期及び長期的な計画を立案する。そして、国選弁護士は、かかる計画を検察官や裁判所に提出して、不起訴を求めたり、判決において情状証拠としたりしている。

④ また、当該福祉職が、証人として出廷することもある。

⑤ さらに、当該福祉職や弁護士が、刑事事件終了後も、当該被疑者・被告人のために、支援のためのケース会議等に出席することもある。

◇ 当番弁護士

・逮捕されたときに相談できる弁護士がない場合、自ら警察官等に「当番弁護士を頼みたい」と言うか、家族や関係者が電話で当番弁護士を依頼することにより（下記電話番号参照）、その日当番の弁護士と面会することができる制度です。

・当番弁護士は、出勤依頼後すみやかに本人がいる警察署等に出動し、警察官の立会なしに、逮捕された人と面会し、その人の言い分を聞いたり、その人の権利やこれからの手続きなどについて説明したりします。

・当番弁護士が、面会（接見）に来て法的なアドバイスを行うことは1回目まで無料です。

・当番弁護士の連絡先

福岡地区 092-733-0333

北九州地区 093-583-3800

筑後地区 0942-32-2719

筑豊地区 0948-28-7555

◇ 権利擁護

①子どもの権利を守る

- ・子どもの抱える問題について弁護士が直接相談にのるために、毎週土曜日 12:30～15:30、子どもの人権 110 番 (092-752-1331) という無料電話相談を実施しています。
- ・また、子どもの代理人活動、学校内における様々な人権侵害に対する救済のための活動、いじめ予防授業など、子どもの権利を守るために様々な取り組みをしています。

②高齢者・障がい者を守る

- ・福岡県弁護士会高齢者障害者総合支援センター「あいゆう」を通じて、高齢者・障がい者を対象とした無料電話相談や面談相談・出張相談、福祉業務に携わる方々を対象とした無料電話相談を実施しています。相談の受付は毎週月曜から金曜まで（祝日は除く）午前 10 時から午後 4 時まで行います。相談を希望される方は、「あいゆう」の専用の電話又は FAX で、いずれも 092-724-7709 まで。
- ・また、福岡県社会福祉士会と協力し、福岡高齢者虐待対応チームを結成し、高齢者や障がい者を虐待から守る活動も行っています。

③精神疾患での入院患者の権利を守る

- ・1993 年から全国初の精神保健当番弁護士制度を発足し、精神科病院の入院患者からの法律相談を受け、代理人となって精神医療審査会への退院請求や処遇改善請求を行っています。

④消費者の権利を守る

- ・情報量などで弱い立場に置かれている消費者が被害にあう問題（多重債務問題、商品先物取引トラブル、PL 問題、訪問販売トラブル等）について、被害にあった消費者を救済するために様々な無料電話相談会を開催しています。

⑤犯罪被害者の権利を守る

- ・当会の運営する犯罪被害者支援センターを通じて、犯罪被害者を対象とした無料電話相談活動を行っています。また、被害届や刑事告訴、加害者への損害賠償請求、犯罪被害者給付金申請、刑事事件の被害者参加など、様々な形で犯罪被害者を支援する活動を行っています。

⑥生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

- ・生活に困窮した方が生活保護を拒まれた場合などに費用負担なしで生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）によって相談を受け、申請に同行したり審査請求を行います。

⑦ 借金の整理について

借金の整理の方法について、弁護士が無料で相談を受けております。

⑧ その他一般の法律相談

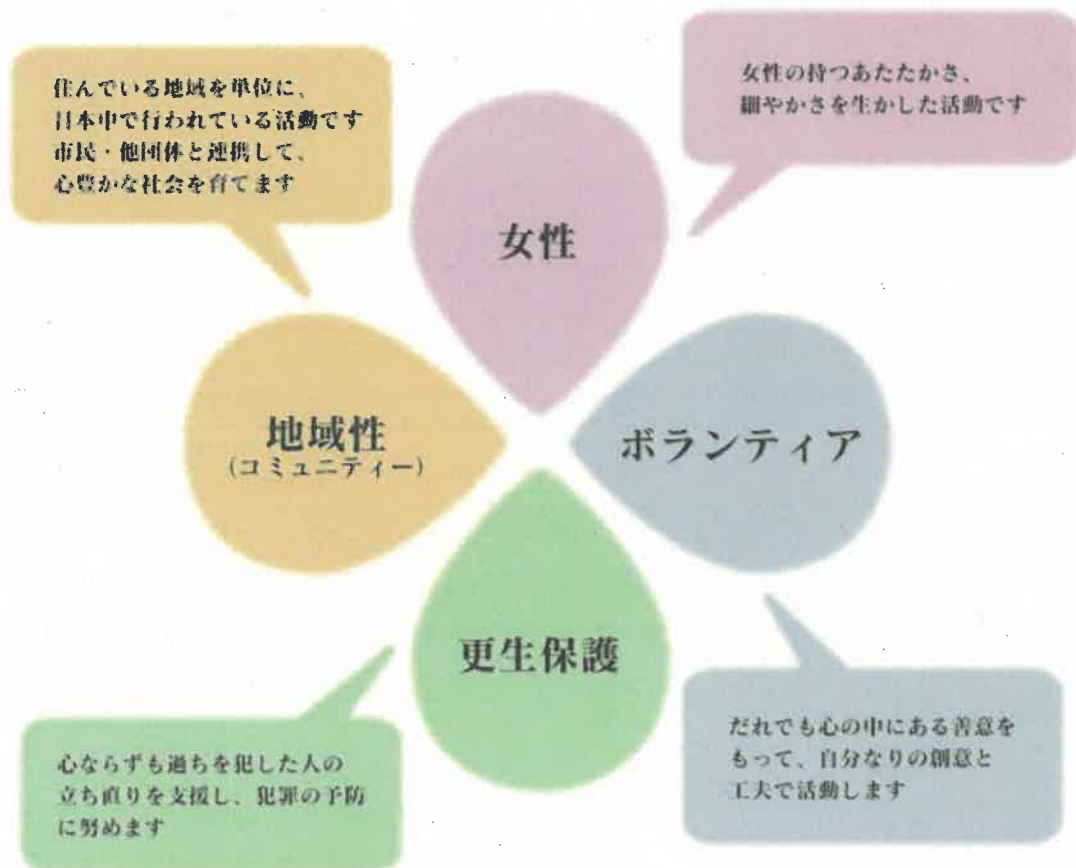
その他、様々な法律問題について、県内18か所の法律相談センターで弁護士が相談を受けています。相談の予約等については0570-783-552で受け付けています。

10

ボランティア活動 に関する社会資源

1 更生保護女性会

- ◇ 更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。
- ◇ 全国で約17万人おり、地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。
- ◇ 福岡県内に34の地区会があり、3,384名の会員が登録しています（令和2年4月1日時点）
- ◇ 福岡保護観察所内に福岡県更生保護女性連盟事務局が設置されています。



2 BBS会

- ◇ BBS (Big Brothers and Sisters Movementの略)は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約4,500人の会員が参加しています。
- ◇ 近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。
- ◇ 福岡県内に11の地区会があり、371名の会員が登録しています(令和2年4月1日時点)
- ◇ 福岡保護観察所内に福岡県BBS連盟事務局が設置されています。

●サラちゃんの更生ものがたり



昔の私は、悪いことばかりする
非行ペンギンでした。



でも、BBS会のイルカ姉さん
とのふれあいや、

1 2
3 4



更生保護女性会の
オコジョさんのおかげで、



立ち直りました！
更生ペンギンです！

3 少年警察ボランティア

- ◇ 少年警察ボランティアは、少年の非行防止や健全な育成に欠かせない、大切な存在です。「地域の少年は、地域で育てる」を基本理念に、警察から委嘱された多くの民間スタッフが都道府県・市町村・学校などと連携してボランティア活動に従事しています。
- ◇ 少年の非行防止・健全育成のためには、警察などの行政機関のみならず、地域住民自らが「地域の少年は地域で育てる」との意識を持って自発的な取組を行うことが必要です。このため、警察本部長等から「少年補導員」等として委嘱された地域の方々が、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動に当たっています。これらの方々を総称して、「少年警察ボランティア」と呼んでいます。
- ◇ 警察では、少年警察ボランティアを少年の健全育成のための重要なパートナーと位置付けており、協力して街頭補導活動や相談活動等の諸活動を推進しています。
- ◇ 少年警察ボランティアの代表的な名称は、「少年補導員」、「少年指導委員」、「少年警察協助員」ですが、それ以外の名称で呼ばれる場合もあります。また、少年と年齢が近い大学生等にボランティアを委嘱するようなケースも増えています。

<主な活動の場>

活動分野	活動内容
(1) 街頭補導活動	公共の場所等において不良行為少年等に対し、助言・指導などを行います。
(2) 相談活動	少年や保護者等からの相談を受け、助言・指導などを行います。
(3) 少年の活動機会の提供と居場所づくり	少年に対しスポーツ活動や社会奉仕活動等への参加を呼びかけ、居場所づくり活動を推進します。
(4) 被害少年支援	いじめや性犯罪などの被害を受けた少年に対し、心の傷が癒されるよう、専門家と連携しつつ、継続的な支援を行います。
(5) 広報啓発活動	地域全体の非行防止や防犯などを推進するために、パンフレットの配布やイベントの開催など、様々な活動を行います。

<対象となる少年>

根拠法令	区分	
少年法	少年	20歳に満たない者
刑法	刑事未成年者	14歳に満たない者の行為は罰しない
民法	成年	年齢20歳をもって、成年とする
児童福祉法	児童	満18歳に満たない者
	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳に満たない者

4 社会福祉協議会ボランティアセンター

◇概要

- ・ ボランティア活動を行っている個人・団体を応援したり、これからボランティア活動を始めてみたい、という方のための架け橋となっているのが「ボランティアセンター」です。
- ・ ボランティアセンターでは、ボランティアの育成と活動の輪を広げるために、様々な事業を行っていますので、問い合わせください。

◇ボランティアセンターについてのお問い合わせ

- ・ 福岡県社会福祉協議会 地域福祉部 地域課
TEL 092-584-3377 FAX 092-584-3369
- ・ 市町村社会福祉協議会ボランティアセンターについては「5 生活困窮者を支援する社会資源」の「3 生活資金貸付制度窓口」参照

参考資料 矯正施設における再犯防止に向けた取組

1 就労支援について

(1) ハローワーク職員の常駐

【対象施設】

福岡刑務所

【内容】

ハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、刑務所釈放前から支援を実施している。

(2) 就労支援スタッフの配置

【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所、福岡拘置所、筑紫少女苑、福岡少年院

【内容】

個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。

(3) 出所者等の雇用経験のある事業主等による職業講話

【実施施設】

福岡刑務所

【内容】

特別改善指導として実施している就労支援指導において、出所者等の雇用経験がある事業主等による職業に関する講話を実施している。

(4) 刑事施設内での採用説明会

【実施施設】

福岡刑務所、福岡拘置所

【内容】

刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を実施することで、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。



2 高齢者支援について

(1) 認知症の早期診断の実施

【対象施設】

福岡刑務所

【内容】

60歳以上の受刑者の入所時に認知症検査を実施し、同検査の結果、認知症の疑いがあると判定された人に対して、医師による診察を行っている。

(2) 介護専門スタッフの配置

【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所

【内容】

認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し、必要に応じて、刑務官や看護師等が日常生活（特に食事、排泄、入浴等）の介助を行ってきたところ、専門的な知識・経験を有する人が介助を行う方が適当であることを考慮し、介助が必要な高齢受刑者等に対し、介護・介助業務を行っている。

(3) 福祉専門官の配置

【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所

【内容】

特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする人の増加に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士（以下「社会福祉士等」という。）の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、平成26年度からは福祉専門官（社会福祉士等の資格を有する常勤職員）を配置し、支援・指導等を行っている。

(4) 健康運動指導士の招へい

【対象施設】

福岡刑務所

【内容】

高齢受刑者には、運動機能を始めとする身体的機能の低下が認められる人が少なくないが、このような受刑者の出所後の社会生活において必要となる体力等の維持・回復を図る目的で、健康運動指導士による身体機能や生活能力を維持・向上させるための指導を行っている。

(5) 作業療法士の配置

【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所

【内容】

精神又は身体に障がいがある受刑者の他、加齢による身体機能の低下が顕著な受刑者に対して、介護予防や社会的適応能力の回復を図るため、作業療法士（OT）を配置してリハビリテーション等を行っている。

3 その他

○ 処遇カウンセラーの配置（薬物、カウンセリング、性犯）

公認心理師又は臨床心理士の資格を有する講師等を配置し、専門的知識に基づいた支援等を行っている。

① 薬物担当

【対象施設】

北九州医療刑務所、福岡刑務所、福岡拘置所

【内容】

特別改善指導として実施している薬物依存離脱指導について、同指導を効果的に行うために、専門的知識に基づいた支援等を行っている。

② カウンセリング

【対象施設】

福岡刑務所

【内容】

カウンセリングを受けることが必要であると認める受刑者に対するカウンセリングを実施している。

③ 性犯担当

【対象施設】

福岡刑務所

【内容】

特別改善指導として実施している性犯罪再犯防止指導について、同指導を効果的に行うために、専門的知識に基づいた支援等を行っている。



卷末資料



目次

再犯防止・入口支援での「生活アセスメントシート」の活用について	1
様式1 インテークシート	3
様式2 基礎シート	5
様式3 アセスメント要約票	9
様式4 プランニングシート	10
様式5 支援経過	11
様式6 モニタリング・評価票	12
様式8 領域別シート①（リーガル・ソーシャルワーク）	13

再犯防止・入口支援での「生活支援アセスメントシート」の活用について

本事業「(福岡県立ち直りサポートセンター)における個別支援計画の策定及び運営に係る助言指導及び支援マニュアル作成)においては、立ち直りサポートセンターの行う支援を見える化・構造化し、その支援の適正性と課題を検証するためのツールとして公益社団法人作成の「生活支援アセスメントシート(2016)」(以下、「アセスメントシート」という)を活用しました。

【日本社会福祉士会HPより】

これまで、日本社会福祉士会では、全国で様々な相談援助業務に携わり活躍する社会福祉士がソーシャルワークを展開するうえで活用できる有効なツールとして、多岐にわたる分野に対応できる領域別のアセスメントシートの開発に取り組んできました。

また、国においても「生活困窮者自立支援法」が2013年12月に成立しました。その経過の中で、生活困窮者を早期に把握し、必要な支援につなげるためのアウトリーチを重視した自立相談支援機関の設置や、本人の主体性と多様性を重視したプランの作成、チームアプローチによる支援など、ソーシャルワークの必要性が高まっています。

このような状況において、今回、開発したアセスメントシート(以下「本シート」という)は、社会福祉士をはじめ、福祉の専門職として、ソーシャルワークの実践と根拠に基づいた相談援助業務を展開する方のためのツールとして、幅広く様々な場面で活用していただくことを目的に公益社団法人日本社会福祉士会(以下「本会」という)が作成したものです。

【再犯防止・入口支援での活用】

(1) 相談受理、アセスメント場面

様式1 インテークシート(表題は「生活支援アセスメントシート」)

- ・ 検察庁および留置所や拘置所で、対象者と最初に面談するときには使用します。会話に集中するとき(留置所や拘置所では面会室の壁が厚く、聞こえづらいことがある)などは、面会時に記録せず、終了後すぐにこのインテークシートに記述することもあります。

様式2 基礎シート

- ・ 検察庁および留置所や拘置所の様子と、社会での様子が違うことも少なくありません。支援する中で得られる情報が増えていくごとに、この基礎シートに書き込みます。

様式8 領域別シート①(リーガル・ソーシャルワーク)

- ・ **様式2**基礎シートを作成後、再犯防止・入口支援では、この**様式8**を作成します。

(2) ケース会議場面

- ・ 再犯防止・入口支援では、月1回のケース検討会議を実施しており、司法、矯正、更生保護などの関係者に支援事例を紹介し、支援の検証を行っています。この会議の資料として、下記の3つを提示しています。

様式3アセスメント要約票、**様式4**プランニングシート、**様式6**モニタリング・評価票

(3) 日常的支援場面

- また、支援者用の支援記録用紙として、**様式5**支援経過を活用しています。

生活支援アセスメントシート

作成日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日
 面接場所 : _____
 相談経路 : _____
 所属 : _____
 担当者 : _____

氏名	(ふりがな)			性別	生年月日	□大正 □昭和 □平成			
				男・女		年 月 日 (歳)			
現住所	〒				電話	自宅 () - 携帯 () -			
住民票住所	<input type="checkbox"/> 住民票あり <input type="checkbox"/> 住民票なし								
住居形態	<input type="checkbox"/> 持家 □賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 野宿 □その他()			同居状況	<input type="checkbox"/> 独居 □家族と同居 <input type="checkbox"/> 知人宅 () □その他 ()				
経緯、期間状況など									
各種制度の認定情報	<input type="checkbox"/> 介護保険 (要介護 要支援) □精神保健福祉手帳 () □療育手帳 () <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 () □障害支援区分 () □障がい疑い □IQ ()								
備考 (申請状況の詳細、疑いの根拠等)									
成年後見人・保証人	本人との関係 (類型等)	氏名			連絡先				
家族構成	氏名	性別	続柄	年齢	同居別	備考			
		男・女			同・別				
		男・女			同・別				
		男・女			同・別				
		男・女			同・別				
		男・女			同・別				
相談の概要					キーパーソン				
					氏名	本人との関係			
					連絡先	〒 電話:() - E-Mail: @			
					これまで相談したことのある支援機関				
					名称	担当 ()			
					連絡先	電話:() - E-Mail: @			
備考									

インテーク項目 (初回面接時)			
受理形態	□電話 □来所 □その他 ()		
生活歴・職歴	(健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等)		
心身・判断能力			
暮らしの基盤	(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況など)		
面接者の判断	□今回の面接で終了(情報提供・傾聴のみ) □継続対応(アセスメント面接等)の必要あり □他機関につなぐ □その他 ()	緊急対応 の必要性	□ あり □ なし
		自殺の 危険性	□ あり □ 不明 □ なし
判断の根拠 ・対応方針			

様式11へ

ジェノグラム・エコマップ
(作成: 年 月 日)
<p>※ 本人が活用できる資源(人・情報・サービス等)は何か。 ※ 本来であれば、どのような資源が必要か。</p>
他の支援者、関係機関の考え方
(※ 機関名、担当者名を明記すること)

氏名	
----	--

基礎シート

(1) 生活歴・職歴

学歴・施設歴	期 間	学校名・利用施設名	備 考
	～		
	～		
	～		
	～		

生活歴

	(続き)
--	------

職歴	期 間	会社名	所在地	雇用形態	備考(業務内容・離職理由、住居、社会保険の加入状況など)
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				

備考(現在の就労状況、保有資格、特技、課題など)

	(続き)
--	------

(2) 心身・判断能力

既往歴	期 間	疾病名	病院名	備 考(病状・投薬など)
	～			
	～			
	～			

備考(健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等)

	(続き)
--	------

(3) 暮らしの基盤 (各種制度、公共料金・債務整理の状況)

①各種制度の加入状況

	加入状況	備考 (内容、名称、いつから等)
生活保護	<input type="checkbox"/> 受給なし <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 過去に受給経験あり	
失業給付	<input type="checkbox"/> 受給なし <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 既に受給済み	
医療保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 加入せず <input type="checkbox"/> その他	
年金	<input type="checkbox"/> 受給予定 <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 受給見込みなし	
各種手当	名称 ()	
その他		

②毎月の収入 (1ヵ月分)

	内容	金額
給与・賃金		円
年金		円
()からの援助		円
合計		円

③公共料金等の支払い状況

	支払い状況	備考 (金額、期間、契約者など)
電気	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納だが使用可能 <input type="checkbox"/> 供給停止・なし	
ガス	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納だが使用可能 <input type="checkbox"/> 供給停止・なし	
水道	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納だが使用可能 <input type="checkbox"/> 供給停止・なし	
家賃 (住宅ローン)	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納だが居住可能 <input type="checkbox"/> 立退要請あり等	
固定電話	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納だが使用可能 <input type="checkbox"/> 供給停止・なし	
携帯電話	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納だが使用可能 <input type="checkbox"/> 供給停止・なし	
その他		

④債務・資産の状況

	内容	備考
債務の金額	()万円	
返済状況	<input type="checkbox"/> 返済している <input type="checkbox"/> 返済していない	
債務整理の経験 (※「相談中」「整理中」は「その他」欄に記載)	<input type="checkbox"/> 経験なし <input type="checkbox"/> 経験あり → ()年前、債務金額 ()万円 <input type="checkbox"/> その他 ()	債務整理の方法 <input type="checkbox"/> 任意整理 <input type="checkbox"/> 特定調停 <input type="checkbox"/> 個人再生 <input type="checkbox"/> 自己破産
債務整理の費用	<input type="checkbox"/> 本人が用意できる金額 ()円 <input type="checkbox"/> ()からの援助 ()円	
所有資産		(例) 土地、家屋、車、生命保険、退職金、等

(4) 人との関係・生活動線

人との関係 (家族関係、近所づきあい、ソーシャルサポート等)
生活動線 (室内、近隣、外出状況、地域の状況 (マンション、孤立した集落等)、交通アクセス 等)

(5) 本人の目指す暮らし

本人の思い
本人がとらえている問題 (原因、いつから始まったか、自分自身の問題としてとらえているか、日常生活への影響)
生活の場所の意向 (自宅、親類宅・知人宅、施設、復興住宅、その他)
今後の生活の希望
支援を依頼したいこと

(6) 面接者の判断・支援方針

○本人の思考の傾向（善悪の判断、思考パターン、価値観）
○本人の問題は何か。（原因、いつから始まったか。自分自身の問題としてとらえているか。日常生活への影響）
○（エコマップからみた）ストレス関係にある人、物。キーパーソン
○本人の強み、長所（性格的なもの、職歴 etc）
○本人は、自ら望んで支援を受入れようと思っているか。その理由は何か。
支援方針・面接者コメント（具体的に記載）

アセスメント要約票

作成日 年 月 日
要約者

氏名	(ふりがな)	性別	年齢	住居形態・状況	
		男・女	歳	(* 持家、賃貸アパート、知人宅等、必要に応じ記載)	
相談概要					
生活歴・職歴					
心身・判断能力	(健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等)				
暮らしの基盤	(* 各種制度、公共料金、債務整理の状況を記載)				
毎日の暮らしぶり・生活動線	(* 家事、育児、家族関係、近所づきあい、生活動線(室内、近隣、外出状況)等を記載)				
本人の目指す暮らし	(* 生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載)				
面接者の判断	<input type="checkbox"/> 今回の面接で対応終了 <input type="checkbox"/> 継続対応(アセスメント面接等)の必要あり <input type="checkbox"/> 他機関へつなぐ <input type="checkbox"/> その他()			緊急対応の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
判断の根拠・総合的な援助の方針	(※ 基礎シートの内容を反映させること)			自殺の危険性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> なし
備考	(* 様式8 リーガル・ソーシャルワーク、様式9 滞日外国人支援、様式11 自殺リスクの内容等を記載)				

プランニングシート

作成日 年 月 日
 担当者

氏名	(ふりがな)	性別	年齢	作成回	
		男・女	歳	<input type="checkbox"/> 初回	<input type="checkbox"/> ()回目

■本人の目指す暮らし

■総合的な援助の方針

■支援計画

優先順位	解決すべき課題	目標	支援内容 (誰が、何を、いつまでに)

計画期間	年 月 日～ 月 日	次回モニタリング予定	年 月
------	------------	------------	-----

支援経過

氏名	
----	--

年月日	支援経過	担当者

モニタリング・評価票

作成日 年 月 日
 担当者 _____

氏名	(ふりがな)	性別	年齢	作成回
		男・女	歳	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> ()回目

■課題の達成状況

優先順位	解決すべき課題 (計画時)	目標 (計画時)	達成状況	達成度
				<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更が必要 <input type="checkbox"/> その他
				<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更が必要 <input type="checkbox"/> その他
				<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更が必要 <input type="checkbox"/> その他
				<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標変更が必要 <input type="checkbox"/> その他

■本人の目指す暮らし・満足度

--

■残された課題、新たな課題

--

■今後の対応

チェック欄	根拠	本人の希望
<input type="checkbox"/> プラン継続 <input type="checkbox"/> 再アセスメント <input type="checkbox"/> 終結		

■総合的な援助の方針

--

領域別シート①（リーガル・ソーシャルワーク）

氏名				面接者：			
				作成日：	年	月	日
現在の状況	<input type="checkbox"/> 執行猶予中（期間満了 年 月 日） <input type="checkbox"/> 保護観察中（期間満了 年 月 日） <input type="checkbox"/> 拘留中 <input type="checkbox"/> その他（ ）		矯正施設名				
罪名（非行名）			矯正施設入所日	年 月 日			
刑名刑期			入所回数	回	合計年数	年 カ月	
関係機関	機関名		担当者	備考（連絡先等）			
	<input type="checkbox"/> () 保護観察所						
	<input type="checkbox"/> 保護司						
	<input type="checkbox"/> () 地域生活定着支援センター						
	<input type="checkbox"/> 更生保護施設（ ）						
	<input type="checkbox"/>						
犯罪の概要（動機・原因）							
共犯者の有無	<input type="checkbox"/> 共犯者なし <input type="checkbox"/> 共犯者あり		状況（共犯者ありの場合）				
受刑歴・入所歴							
反社会的集団（暴力団等）との関係							
特記事項	(反社会的行動、性的モラル、固執性、他害の危険性 等)						
面接者コメント	※ 「障がいの程度・診断」「生育歴」をふまえた所見・評価を記載すること						